

八戸市健康福祉審議会
平成27年度 第3回 社会福祉部会

日 時 平成27年11月30日(月) 13時30分
場 所 八戸市庁本館 3階 第三委員会室

次 第

- 1 開会
- 2 部会長あいさつ
- 3 議事
 案件：第3期八戸市地域福祉計画・素案について
- 4 閉会

2 基本目標

基本目標1：健康で生きがいのある生活を送ることができる地域社会の実現

市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健康で、生きがいに満ちた生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

基本目標2：個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実

個人の権利が尊重され、誰もが公平かつ適切な福祉サービスを受けられる体制の充実を図ります。

基本目標3：共に支え合い、安心して暮らせる地域づくり

地域住民同士の支え合いや隣近所の助け合い、ボランティアやNPO等との連携、福祉サービス事業者の協力などにより、安全で、安心して、誰もが快適に暮らすことができる地域づくりを推進します。

基本目標4：福祉の心づくりと人材育成

生涯学習を通じた福祉教育の充実や、世代間交流の促進などにより、福祉への意識の高揚に努めるとともに、福祉を担う人材の育成を推進します。

【参考】八戸市健康と福祉のまちづくり条例・第3条

(基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、健康と福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

- (1) 市民が生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいを持って生活を営むことができる社会
- (2) 市民が個人として尊重され、だれもが公平に健康福祉サービスを楽しむことができる社会
- (3) 市民が地域で支え合い、安全に、安心して生活を営むことができる社会
- (4) 市民が互いを思いやる気持ちを持つ、人にやさしい福祉社会

【素案】

八戸市地域福祉計画

第3期（平成28～32年度）



八戸市

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の目的 . . . 1
- 2 計画の位置付け . . . 1
- 3 計画の期間 . . . 3
- 4 計画の策定体制 . . . 3
- 5 第2期計画までの総括と第3期計画の策定方針 . . . 4

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 1 地域福祉を取り巻く環境 . . . 5
- 2 八戸市の地域福祉の現状 . . . 7
- 3 地域福祉の課題（アンケート調査結果の分析） . . . 16
- 4 現状と課題のまとめ . . . 24

第3章 基本理念と基本目標

- 1 基本理念 . . . 25
- 2 基本目標 . . . 26
- 3 施策の体系 . . . 27

- 参考：八戸市健康と福祉のまちづくり条例について . . . 28

第4章 推進施策

基本目標1

- 健康で生きがいのある生活を送ることができる地域社会の実現 . . . 29

基本目標2

- 個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実 . . . 33

基本目標3

- 共に支え合い、安心して暮らせる地域づくり . . . 36

基本目標4

- 福祉の心づくりと人材育成 . . . 44

第5章 計画推進のための方策

- 1 計画推進のための体制 . . . 45
- 2 計画の周知と進捗状況の公表 . . . 45
- 3 地域住民、事業者、行政の協働とそれぞれの役割分担 . . . 46

資料編

- 第3期八戸市地域福祉計画の策定に係るアンケート調査結果 . . . 47
- 第3期八戸市地域福祉計画策定の経過 . . . 72
- 八戸市健康福祉審議会 社会福祉部会 委員名簿 . . . 72
- 八戸市健康福祉審議会規則 . . . 73

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
- 5 第2期計画の総括と第3期計画の策定方針

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

我が国は、近年の急速な少子高齢化の進展や人口減少により社会情勢が変化し、地域においては、家族形態やライフスタイルの変化、地域住民のつながりの希薄化など、人と人とのつながりが変化しています。

また、福祉サービスに対するニーズも複雑化・多様化し、公的なサービスのみでは対応が困難な生活上の課題も増えてきており、福祉サービス等の利便性の向上のほか、地域包括ケアシステムの構築など、多様な分野との連携による総合的な支援体制の充実が求められています。

第2期計画の最終年次となる平成27年度(2015年)には、介護保険制度や子ども・子育て支援制度が大きく変わり、生活困窮者への支援制度も始まりました。さらに平成28年度(2016年)には、「障害者差別解消法」が施行されるなど、地域福祉分野は大きな変革の時期を迎えています。

第3期八戸市地域福祉計画は、このような状況に適切に対応し、すべての市民が住み慣れた地域で、安心して生活できる社会の実現に向けた指針として策定するものです。

また、計画の推進にあたっては、地域住民と行政の協働や、福祉サービス事業者との連携など、「自助・共助・公助」の取組が相互に補完しあって地域福祉を推進していくことを重視しています。

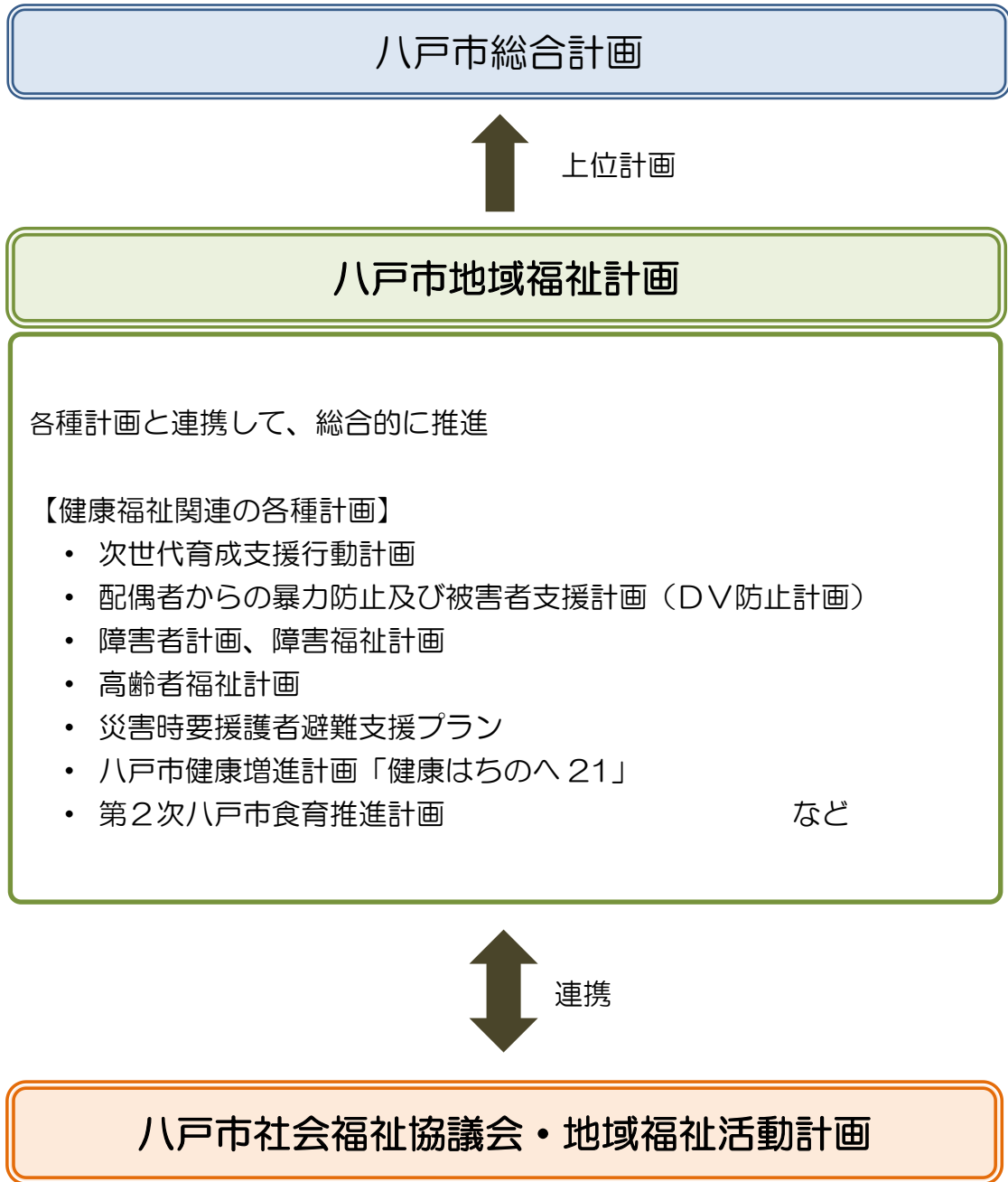
2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として策定しております。また、八戸市総合計画を上位計画と位置付けるとともに、健康福祉の推進に関する各種計画と連携しながら、関連施策を総合的に推進するものです。

また、各種計画と本計画の対象分野が重なる部分については、他の計画の全部又は一部をもって、地域福祉計画の一部とみなします。

さらには、八戸市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」とも相互に連携を図ります。地域福祉活動計画は、地域における住民の自主的、主体的な福祉活動を進めるにあたっての指針となる行動計画であり、自助・共助の取組を重視する本計画と連携しながら推進していく必要があります。

【計画の位置付けイメージ図】



3 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 カ年とします。なお、期間中においても、必要に応じて見直しを行います。

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
第 6 次八戸市総合計画										←→									
第 3 期地域福祉計画										←→									
第 2 期次世代育成支援 行動計画										← 前期 →				← 後期 →					
配偶者からの暴力防止及び 被害者支援計画 (DV 防止計画)						←→													
障害者計画 (全体計画) ＜第 4 期障害福祉計画＞	←→										←→								
第 6 期高齢者福祉計画										←→									
八戸市災害時要援護者 避難支援プラン										← 継続 (必要に応じて見直し) →									
第 2 次健康はちのへ 21						←→													
第 2 次食育推進計画					←→														
第 3 期地域福祉活動計画 (八戸市社会福祉協議会)										←→									

4 計画の策定体制

平成 19 年 (2007 年) 4 月に施行した「八戸市健康と福祉のまちづくり条例」で、“健康福祉施策に関する計画の策定又は変更にあたっては、「八戸市健康福祉審議会」の意見を聴くものとする”と規定しています。

このことから、計画の点検・評価・見直しについては、「八戸市健康福祉審議会」の中の、地域福祉に関する事項を調査・審議する「社会福祉部会」が行います。

5 第2期計画までの総括と第3期計画の策定方針

■第2期計画までの総括

第1期及び第2期計画では、基本理念である「市民一人ひとりが心豊かで、互いに尊重される、福祉文化の高いまち」、「ふれあい、支えあい、育てあいにより、共に生きる地域社会」の実現に向け、地域福祉を推進するための施策・事業を設定し、地域住民・福祉事業者・行政の協働による取り組みを進めてまいりました。

計画を推進していくためには、より多くの住民に計画を知っていただくことが重要であると考え、計画を市のホームページや広報誌へ掲載し、周知に努めました。

また、計画推進の効果を確認するため、八戸市健康福祉審議会社会福祉部会において、計画の進行管理・評価を行い、評価の結果について市のホームページに掲載しました。

なお、評価については、毎年多くの事業が良好に実施され、ほぼ順調に施策を推進しているという結果でありました。

■第3期計画の策定方針

計画の見直しにあたって、事前に行った市民アンケート調査においては、前回（平成21年）の調査結果に比べ、「地域の課題は行政と住民がともに取り組むべき」と回答した方が増えており、住民と市の協働による地域づくりへの関心が高まっている様子が伺えました。

しかし、「暮らしている中で困っていること」についての質問では、健康、医療、介護に関するもののほか、将来の生活に関することについて不安を感じている方が増えているなど、生活環境の変化も見て取ることができました。

このような状況を踏まえ、第3期計画では、基本目標や推進施策を近年の社会情勢に合わせて整理し、健康・医療・介護に関する事業のほか、生活困窮者支援などの新しい事業を盛り込みました。

第3期計画では、地域における様々な課題を解決するべく、これまで以上に地域住民・事業者・行政が力を合わせ、各施策や事業が効果的に展開されるよう取り組んでまいります。



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 1 地域福祉を取り巻く環境
- 2 八戸市の地域福祉の現状
- 3 地域福祉の課題
- 4 現状と課題のまとめ

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 地域福祉を取り巻く環境

(1) 人口減少と少子高齢化の進展

我が国の総人口は、平成 22 年（2010 年）の 1 億 2,806 万人から長期の人口減少期過程に入り、50 年後の平成 72 年（2060 年）には、8,674 万人になることが見込まれています。

また、高齢化が他の先進諸国に例を見ないスピードで進んでおり、平成 22 年（2010 年）には 23.0%に達し、平成 72 年（2060 年）には、2.5 人に 1 人が 65 歳以上となる見込みです。

合計特殊出生率については、戦後は 4.00 を超える数値でしたが、第 2 次ベビーブーム（1971～1974 年）以降、緩やかに低下し、平成 22 年（2010 年）には 1.39 となり、平成 72 年（2060 年）には 1.35 になると想定されています。

このように、我が国の人口減少や少子高齢化は急速に進んでおり、それは当市においても同様の傾向を示しています。最近では、一世帯あたりの家族数が減少し、三世帯が同居する世帯も珍しくなってきました。

これらの影響もあり、家族や地域における相互扶助の機能が低下し、地域住民のつながりも希薄化してきています。今後さらに人口減少が進んだ場合、大都市の機能低下や、地方における生活基盤の維持が困難になるなど、社会経済に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

(2) 新たな地域課題の顕在化

人口減少や少子高齢化による社会環境の変化に加え、高齢者の孤独死、児童・高齢者等への虐待、配偶者等への暴力（DV）、子育て家庭の孤立化など、新たな地域課題が顕在化しています。

これらの課題は、原因や背景が多種多様であり、その未然防止と早期発見・早期対策には、地域住民同士による見守りや支え合いのほか、住民と行政との連携による地域福祉の推進が必要です。

【合計特殊出生率】

15 歳から 49 歳までの女性の出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に平均何人の子どもを産む結果になるかを計算したものです。

【DV】

「Domestic Violence」（ドメスティック・バイオレンス）の略称。直訳すると「domestic＝家庭内の」「violence＝暴力」。夫から妻、母から子、子から親、兄弟間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力のことをいう。内閣府では、主に「配偶者からの暴力」、「夫(妻)・パートナーからの暴力」などの意味で使用している。

(3) 社会福祉制度の変革

平成 12 年（2000 年）、社会福祉事業の実施のための規制が主な目的であった「社会福祉事業法」が大幅に改正され、利用者本位の社会福祉制度を規定する「社会福祉法」として生まれ変わり、「地域福祉の推進」が基本理念のひとつとして明確に掲げられました。

その後、高齢者や障がい者等に対する虐待を防止する法律や、子どもの貧困対策の推進に関する法律などが制定され、新たな地域課題に対応する法の整備が進みました。

また、第 2 期八戸市地域福祉計画の最終年次となる平成 27 年度（2015 年）には、介護保険制度や子ども・子育て支援制度が大きく変わったほか、生活困窮者に対する支援制度も開始されるなど、社会福祉制度は変革の時期を迎えています。

(4) 地域活動の活発化

地域住民の相互扶助機能の低下やつながりの希薄化の一方で、自ら地域の課題を解決していこうという意欲を持った、地域住民の自主的・自発的な活動が活発化しているという面もあります。

町内会などの地縁的な活動のほか、平成 12 年の介護保険制度の開始以降、福祉サービス事業者が増加し、地域とのつながりの中で活動しています。さらには、NPO やボランティアなどの活動も活発化しており、東日本大震災のような災害時においても、地域の支援活動の担い手として重要な役割を果たしてきました。

当市においても、福祉分野における市民団体が増加しており、また、在宅介護支援センターなどにより、高齢者等の状況を身近な地域で把握し、相談や支援に対応できる体制が整っています。

このような福祉活動への地域住民の意欲や福祉サービス事業者のノウハウは、当市の大きな財産となっています。また、平成 17 年（2005 年）4 月 1 日には「協働のまちづくり基本条例」が施行され、地域住民と行政が適切な役割分担のもとに協力し合う「協働のまちづくり」の実践により、地域特性を生かした住民主体の地域社会が実現することを目指しています。。

【NPO（民間非営利組織）】

「Non Profit Organization」の略称で、法人格の有無に関わらず、広い意味で、公益性のある活動をしている民間の組織や団体、グループのことを言う。一般に市民活動団体やボランティア活動団体、NPO 法人も含めた総称として使われる。

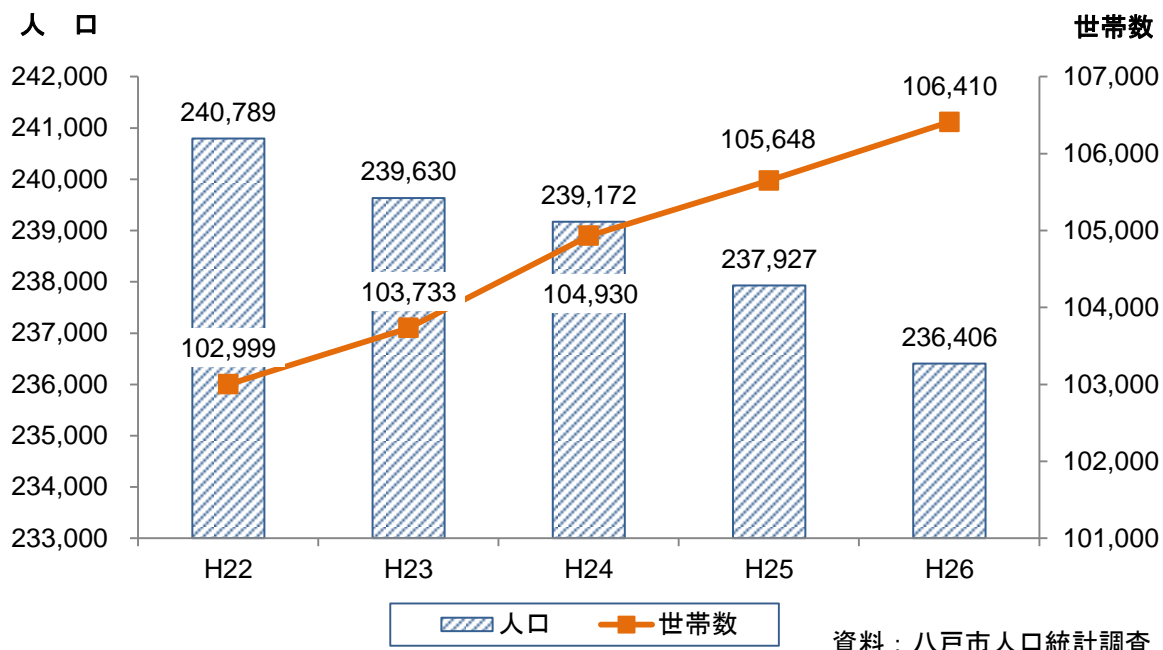
「NPO 法人」とは、上記の NPO のうち特定非営利活動法人のみを示して使用される。本計画では、NPO 法人を含むすべての市民活動団体を NPO と表記している。

【在宅介護支援センター】

在宅の援護が必要な高齢者やその家族に対して、介護や生活上の不安、悩みなどの相談に応じ、必要な福祉サービスなどが受けられるよう調整する 24 時間対応の施設。

2 八戸市の地域福祉の現状

(1) 人口と世帯数の推移（各年度末の集計）

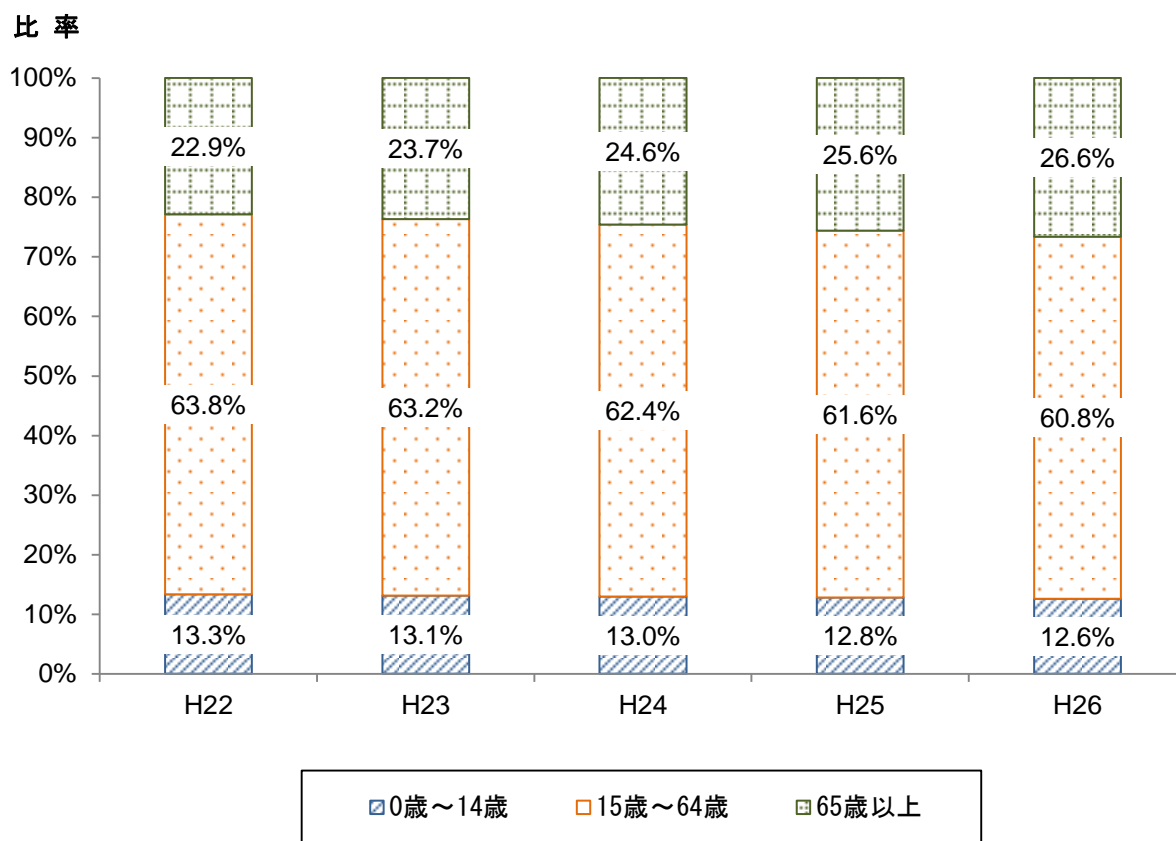


○ 当市の人口は、ここ数年は減少傾向となっておりますが、世帯は増加傾向にあります。

○ 人口：平成22年度 240,789人 ⇒ 平成26年度 236,406人
(約1.8ポイント減少)

○ 世帯数：平成22年度 102,999世帯 ⇒ 平成26年度 106,410世帯
(約3.3ポイント増加)

(2) 年齢別人口割合の推移（各年度末の集計）



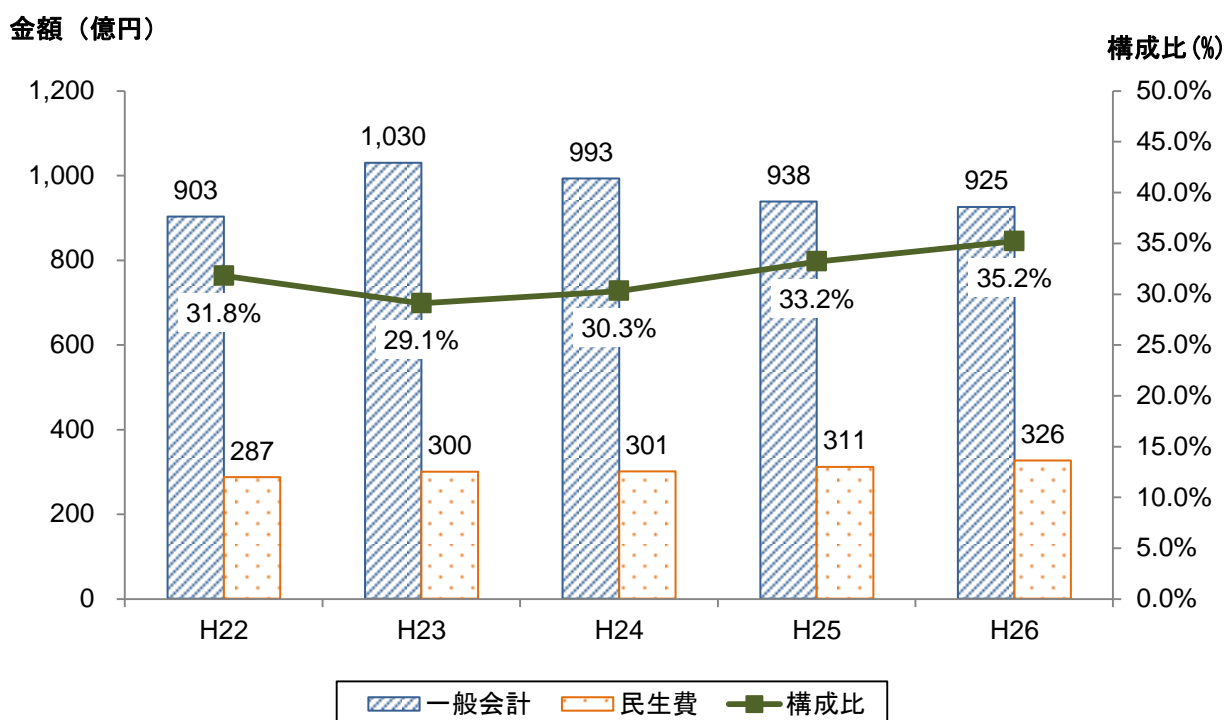
資料：八戸市人口統計調査

○ 年齢別人口を見ると、徐々に65歳以上の高齢者が増加している一方、14歳以下の人口が減少しています。少子高齢化は、今後もますます進展する見込みです。

○ 0～14歳人口：平成22年度 13.3% ⇒ 平成26年度 12.6%
(0.7ポイントの減少)

○ 65歳以上人口：平成22年度 22.9% ⇒ 平成26年度 26.6%
(3.7ポイントの増加)

(3) 一般会計、民生費決算額の推移



資料：八戸市一般会計決算書

一般会計：地方公共団体の基本的な経費や税収等が計上される会計。病院や交通事業などの公営企業会計や、国民健康保険、介護保険、下水道事業等の特別会計以外のもの。

民生費：一般会計の中で計上される予算科目の一つ。市民の生活と社会生活の保障のために使われる経費であり、社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、国民年金費等から成る。

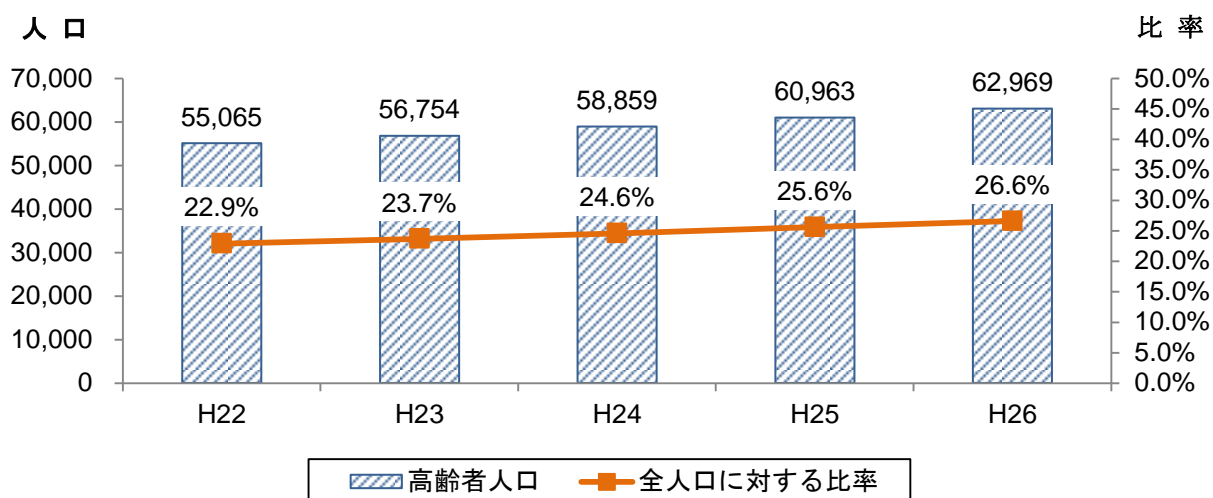
○ 一般会計決算額は、各年度の状況に応じて変動がありますが、その中の民生費については、生活保護費等の増額により増加傾向にあり、一般会計決算額に対する民生費の構成比の推移も、比較的增加傾向にあります。

○ 一般会計決算額：平成 22 年度 約 903 億円 ⇒ 平成 26 年度 約 925 億円
(約 2.4 ポイント増加)

○ 民生費決算額：平成 22 年度 約 287 億円 ⇒ 平成 26 年度 約 326 億円
(約 13.6 ポイント増加)

○ 一般会計に占める民生費の構成比
平成 22 年度 31.8% ⇒ 平成 26 年度 35.2%
(3.4 ポイント上昇)

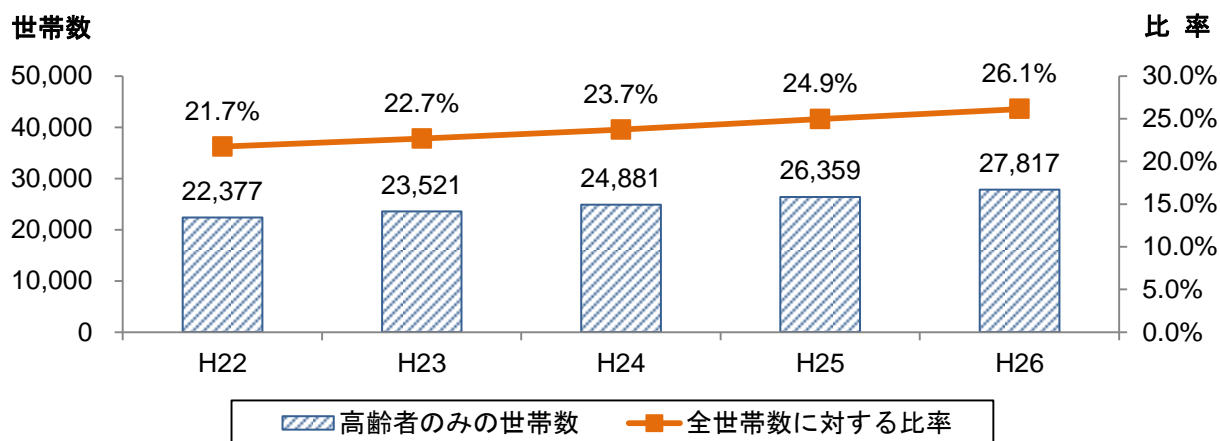
(4) 65歳以上の高齢者人口の推移（各年度末の集計）



資料：八戸市人口統計調査

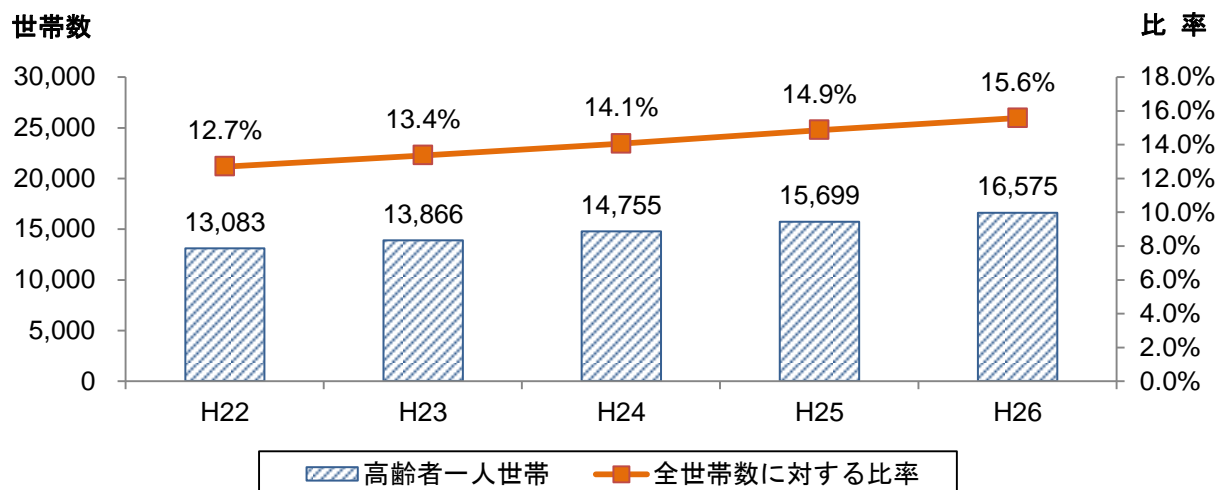
(5) 高齢者（65歳以上）世帯の推移

<高齢者（65歳以上）のみの世帯の推移>



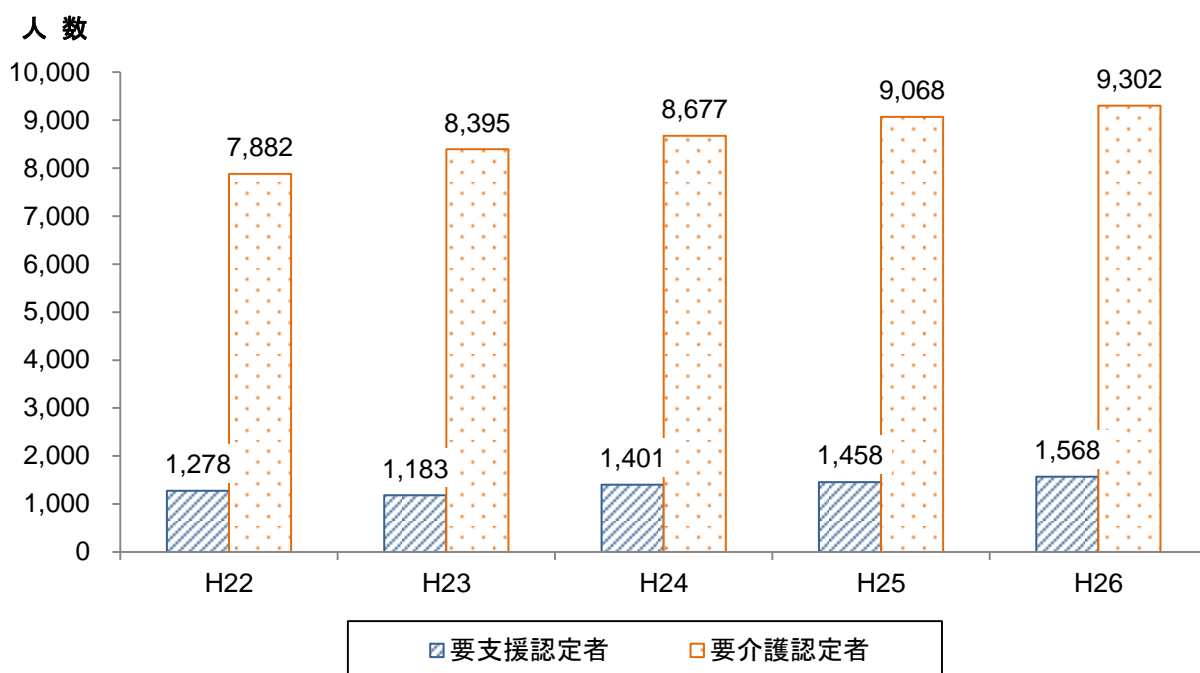
資料：八戸市人口統計調査

<高齢者（65歳以上）一人世帯の推移>



資料：八戸市人口統計調査

(6) 要支援・要介護等認定者数の推移



資料：八戸市介護保険課

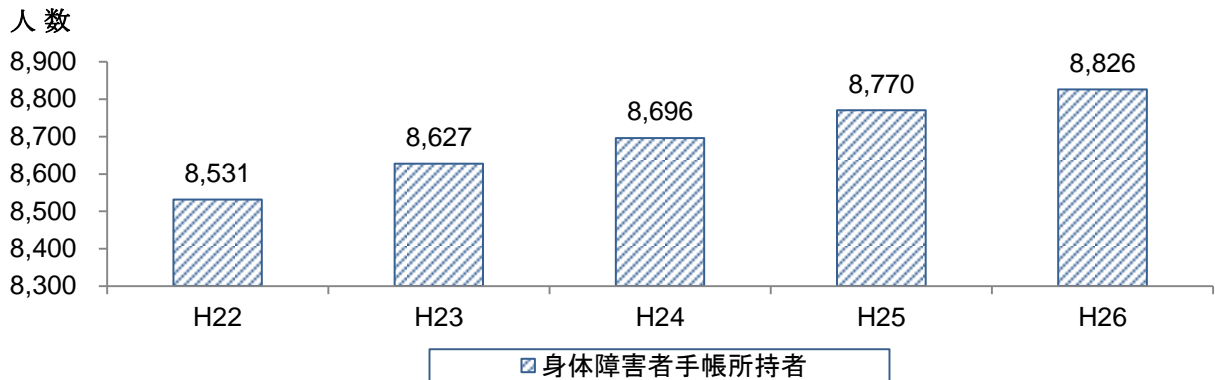
○ 要支援・要介護認定者の実数は、年々増加傾向となっています。

【要支援・要介護認定の区分】

要介護 状態区分	心身の状態（例）
要支援 1	基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。
要支援 2	基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要。
要介護 1	立ち上がりや歩行が、不安定。排せつ、入浴などに一部介助が必要。
要介護 2	立ち上がりや歩行などが自力では困難。排せつ、入浴などで一部または全体の介助が必要。
要介護 3	立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排せつ、入浴、衣服の着脱などで、全体の介助が必要。
要介護 4	排せつ、入浴、衣服の着脱など日常生活に全面的介助が必要。
要介護 5	意思の伝達が困難。生活全般についての全面的介助が必要。

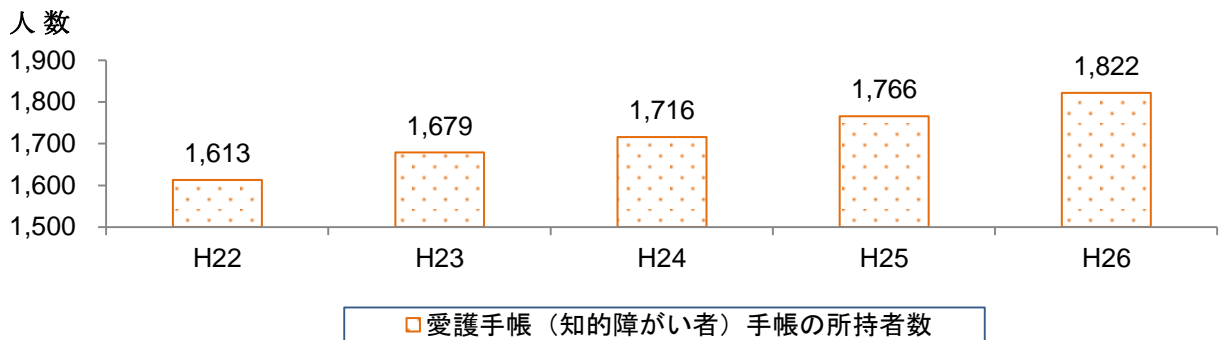
(7) 障害者手帳所持者の状況

<身体障害者手帳所持者の推移>



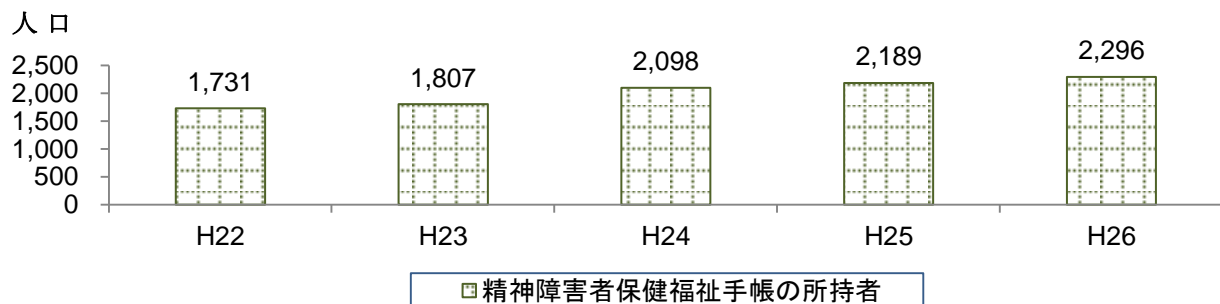
資料：八戸市障がい福祉課

<愛護手帳（知的障がい者）所持者数の推移>



資料：八戸市障がい福祉課

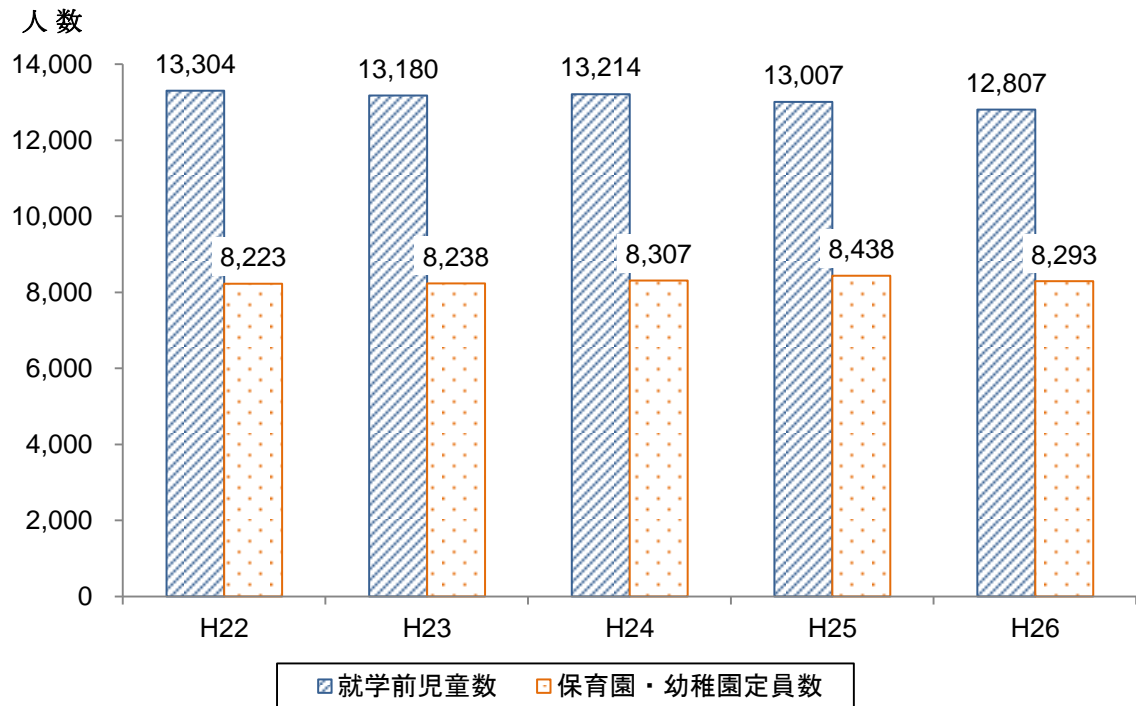
<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>



資料：八戸市障がい福祉課

○ 身体障害者手帳所持者数、愛護手帳（知的障がい者）所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、それぞれ増加傾向となっています。

(8) 就学前児童数、保育園・幼稚園定員数の推移



就学前児童数＝各年度末（3月31日）現在で0～5歳児の人数

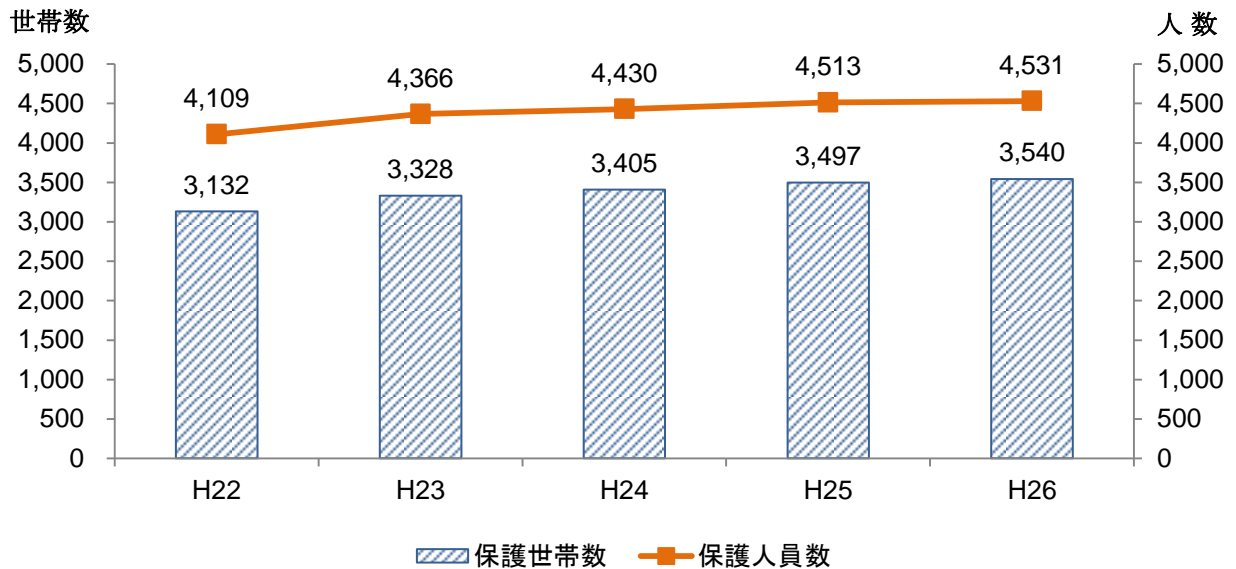
資料：八戸市こども未来課

○ 就学前児童数は年々減少傾向にあります。保育園・幼稚園の定員数は横ばいで推移しています。



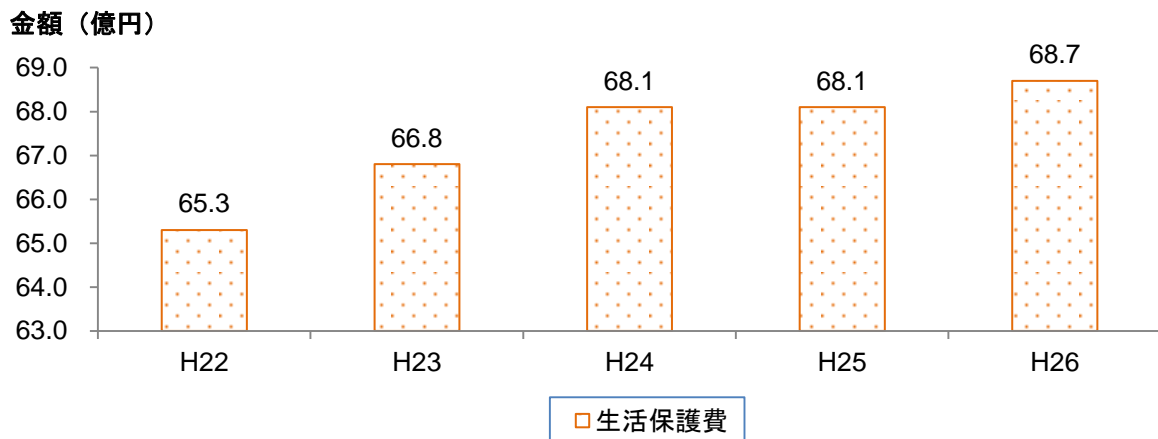
(9) 生活保護の状況の推移

＜生活保護世帯数及び保護人員数の推移（月平均）＞



資料：八戸市生活福祉課

＜生活保護費の推移＞

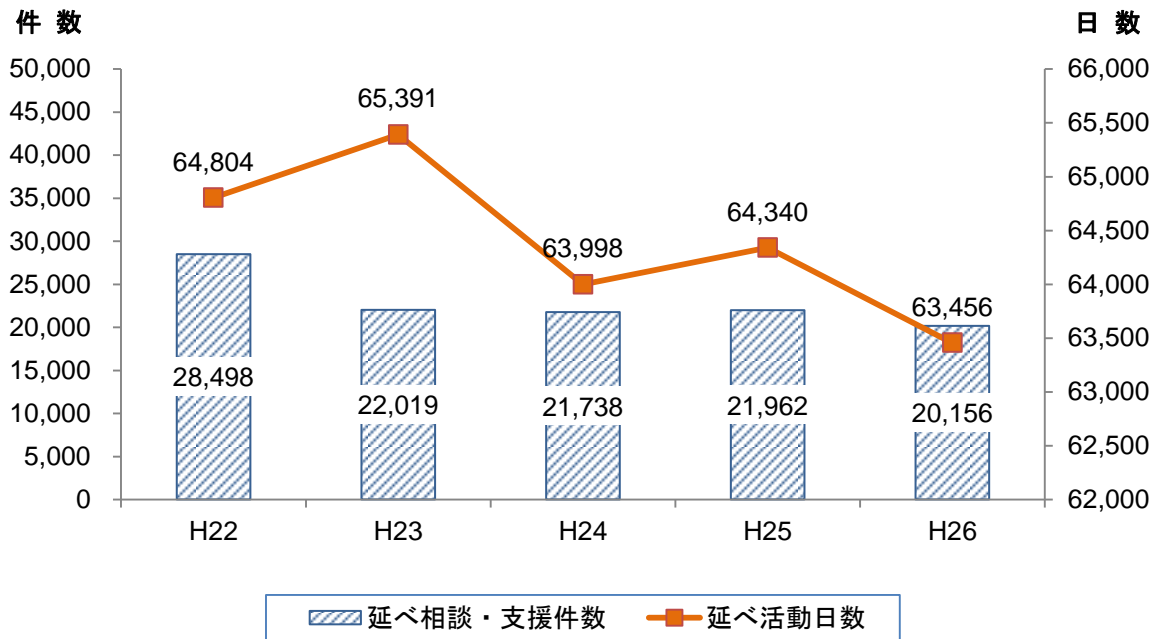


資料：八戸市生活福祉課

- 近年は、保護世帯数、保護人員数、保護費とも増加傾向にあります。
- 生活保護世帯数：平成 22 年度 3,132 世帯 ⇒ 平成 26 年度 3,540 世帯
(408 世帯、13.0 ポイント増加)
- 生活保護人員数：平成 22 年度 4,109 人 ⇒ 平成 26 年度 4,531 人
(422 人、10.3 ポイント増加)
- 生活保護費：平成 22 年度 65.3 億円 ⇒ 平成 26 年度 68.7 億円
(3.4 億円、5.2 ポイント増加)

(10) 民生委員児童委員の活動状況の推移

＜民生委員児童委員の延べ相談・支援件数 及び 活動日数の推移＞



資料：八戸市福祉政策課

○ 民生委員児童委員の相談・支援件数、活動日数については減少傾向にあります。



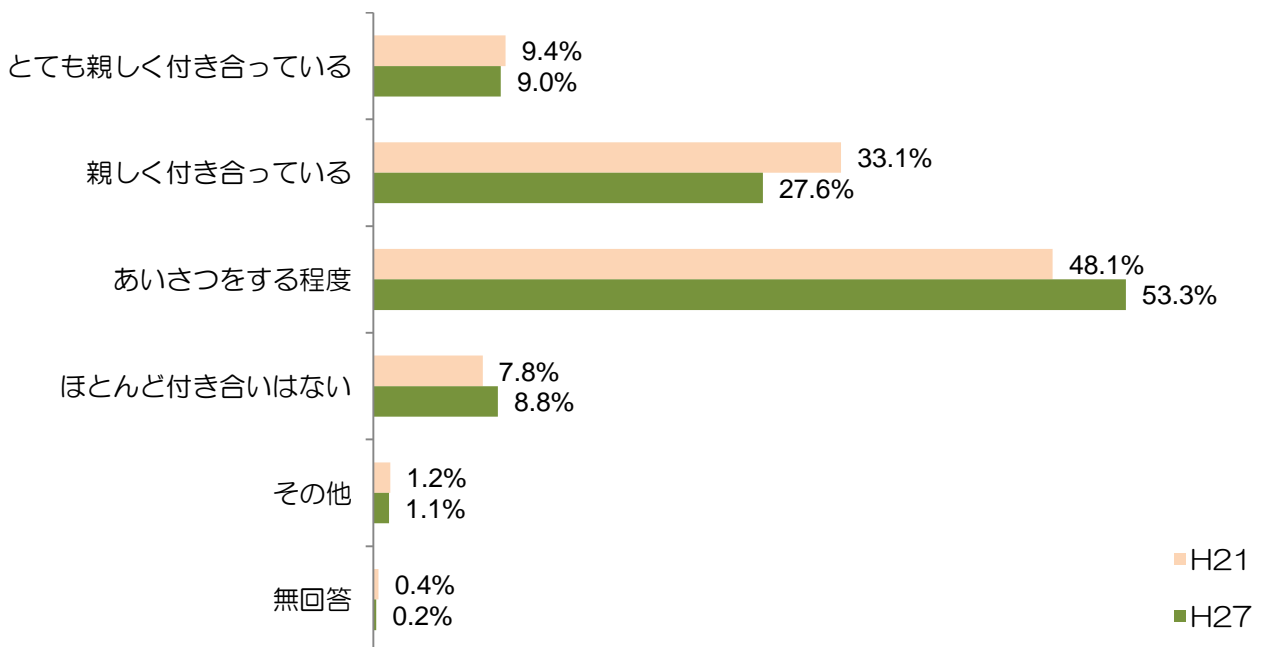
3 地域福祉の課題（アンケート調査結果の分析）

- 計画の策定にあたり、市民の皆様の福祉に対する意識、地域活動への参加状況など、地域福祉の実態を把握するためのアンケート調査を実施しました。
- 以下は、その調査結果から主な項目を抜粋し、前回調査（21年度実施）の結果と比較する形で、地域福祉の課題を分析したものです。

⇒調査結果の詳細は、47p～71pを参照のこと。

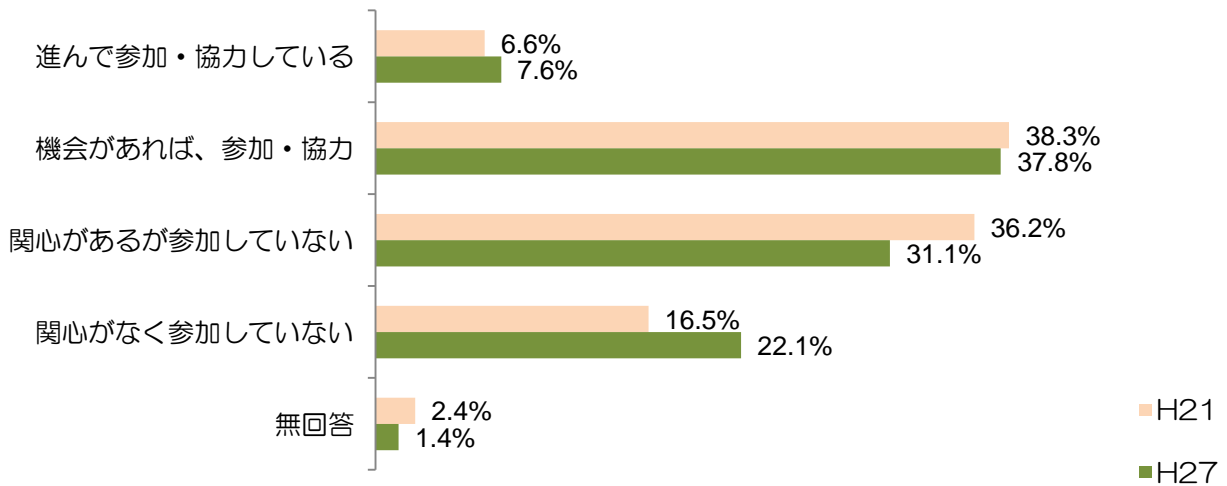
実施年度	21年度（2009年）	27年度（2015年）
アンケート送付対象者数	2,000人	2,000人
回答者数	800人	986人
回答率	40.00%	49.3%

①近所の人との付き合いの程度



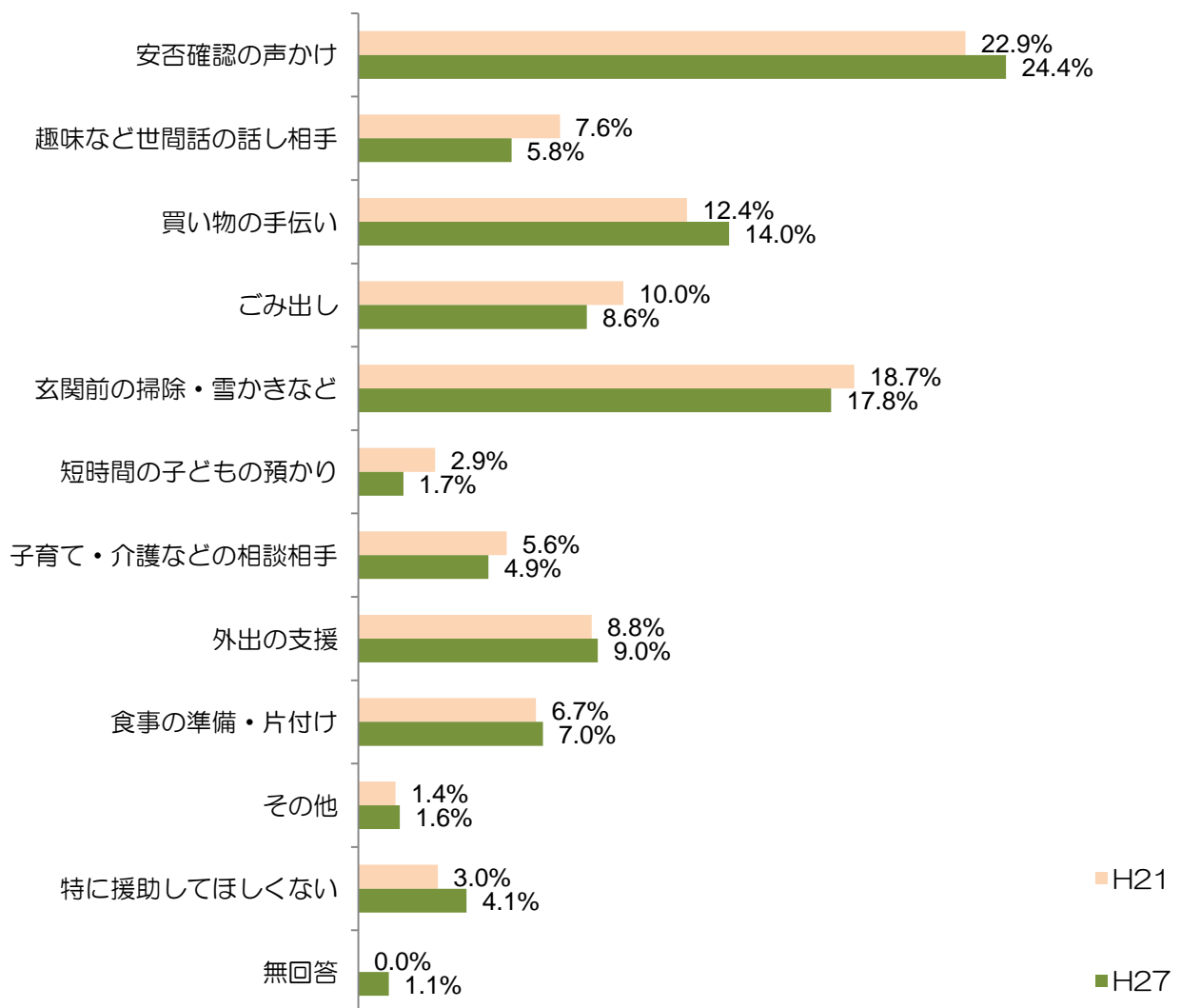
「とても親しく付き合っている」がわずかに減少し、「親しく付き合っている」が5.5%減少しています。また、「あいさつをする程度」の割合が増加し、「ほとんど付き合いはない」が増加しています。

②地域行事への参加状況



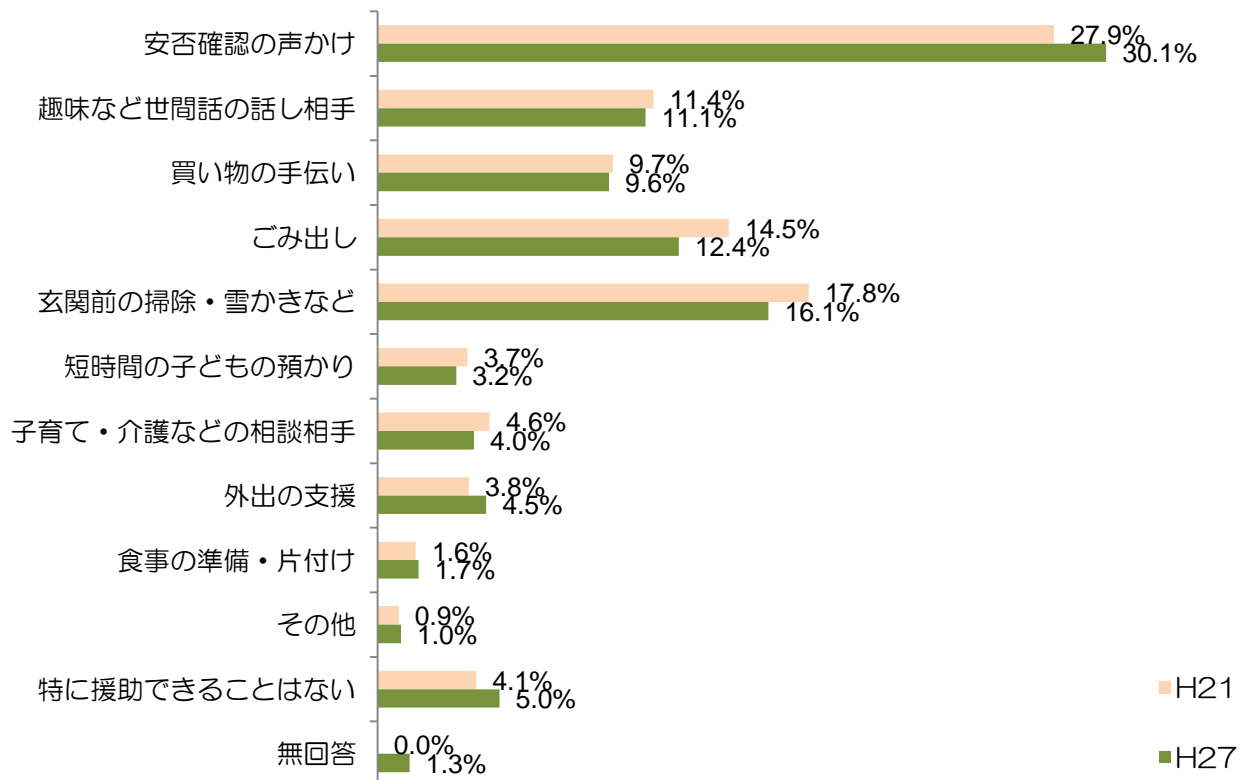
21年度は、参加している割合は半数以上でありましたが、27年度は「関心はなく、参加していない」が増加し、参加している割合が半数以下となっています。

③日常生活が不自由になったとき、地域でしてほしいこと（回答3つ以内）



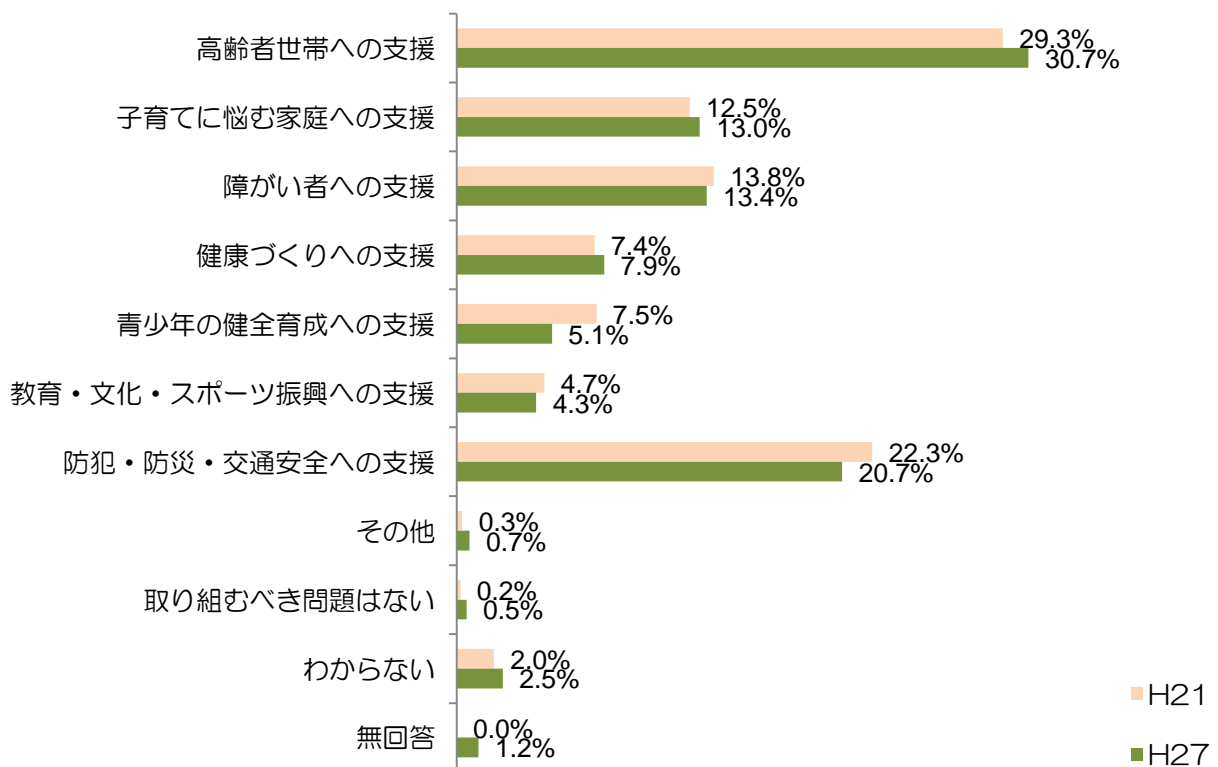
両年度とも「安否確認の声かけ」が最も割合が高く、次いで「玄関前の掃除・雪かき」、「買い物の手伝い」となっています。

④高齢者や障がい者、子育てなどで困っている世帯にできること（回答3つ以内）



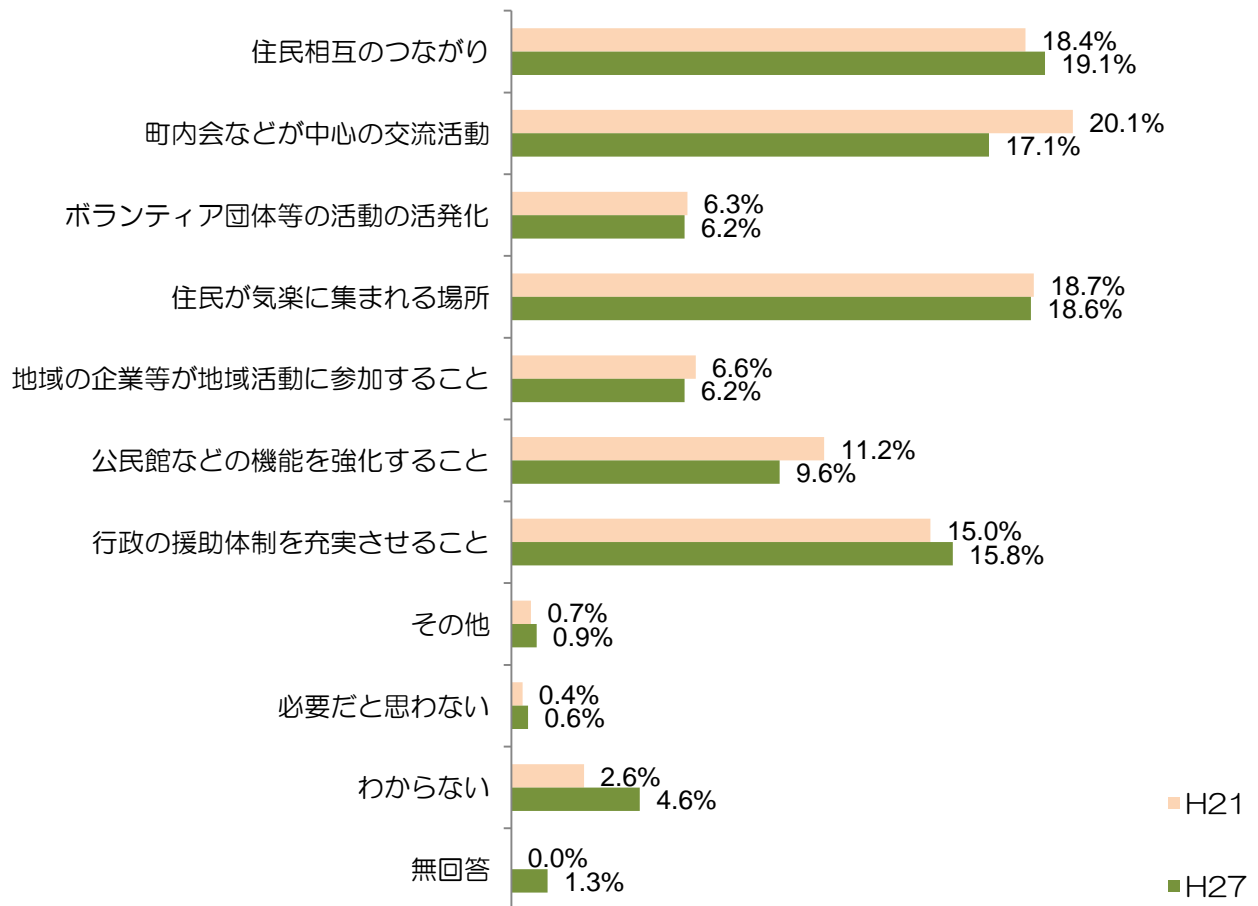
両年度とも「安否確認の声かけ」が最も割合が高く、次いで「玄関前の掃除・雪かき」、「ごみ出し」となっています。

⑤地域の人たちが協力して取り組むことが必要なこと（回答3つ以内）



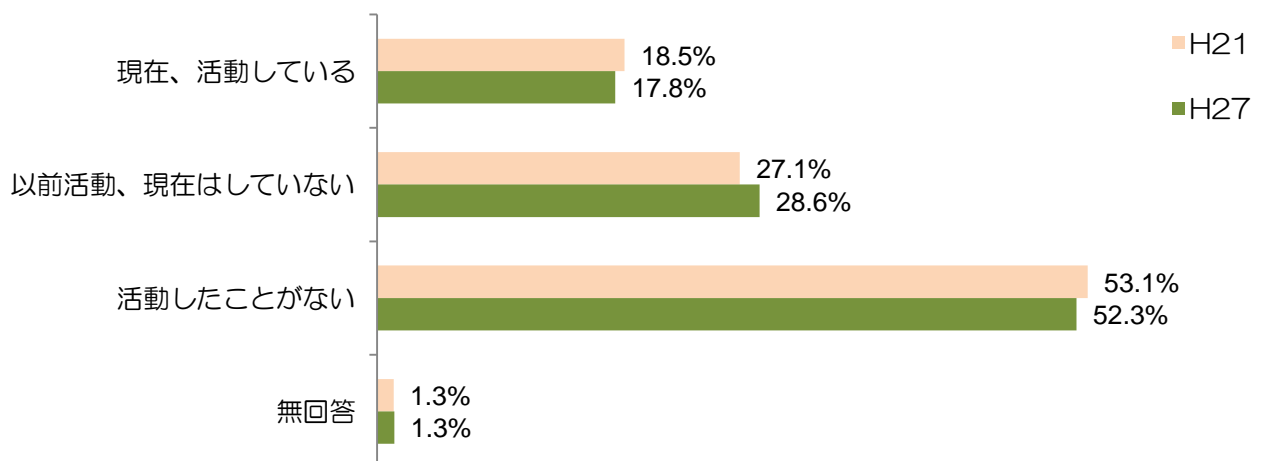
両年度とも「高齢者世帯への支援」や「防犯・防災・交通安全への支援」が特に高い割合となっており、次いで「障がい者への支援」となっています。

⑥地域住民がお互いに協力していくために必要なこと（回答3つ以内）



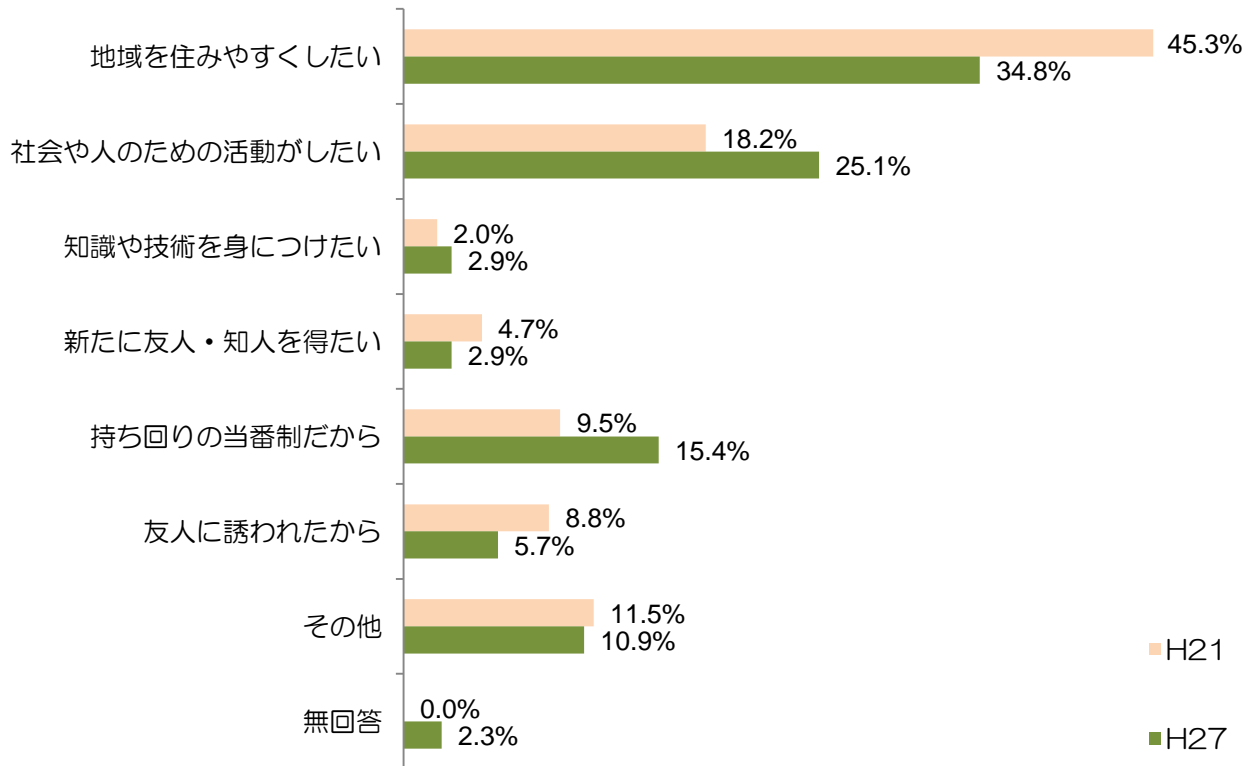
両年度とも、「住民が気楽に集まれる場所を作ること」、「住民相互のつながり」、「行政が援助の体制を充実させること」が高い割合になっています。

⑦地域活動やボランティア活動への参加状況



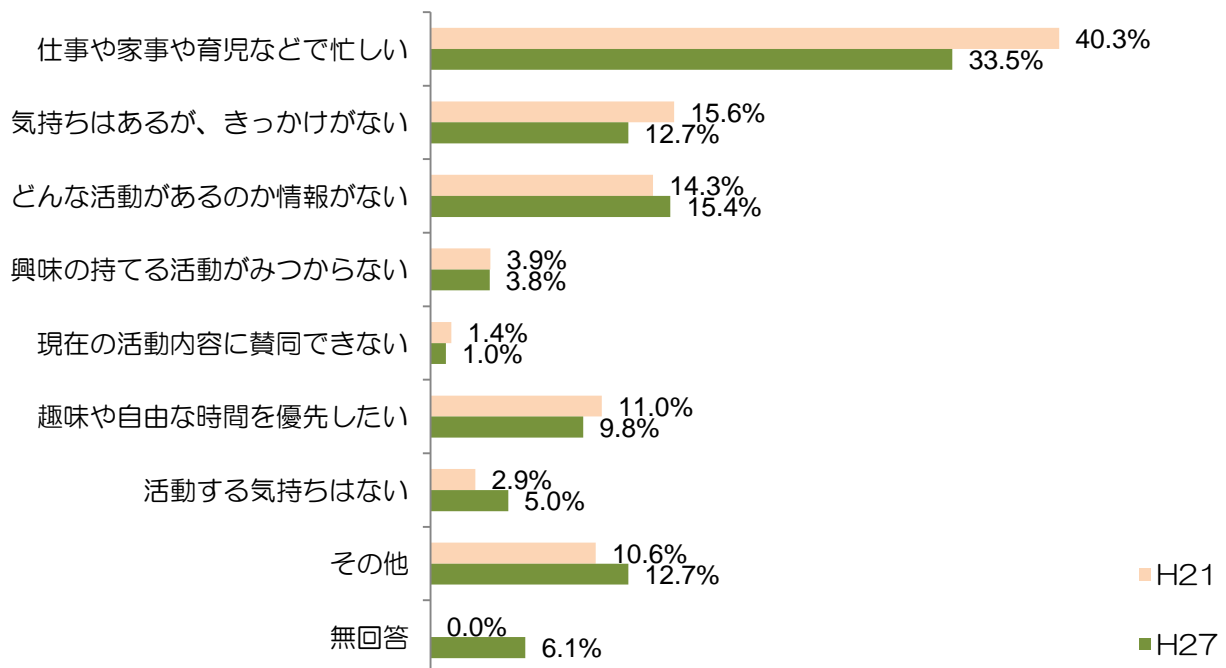
両年度とも、「活動したことがない」が最も高い割合となっており、27年度は「以前活動していたが、現在はしていない」人がわずかに増えています。

⑧地域活動やボランティア活動のきっかけ



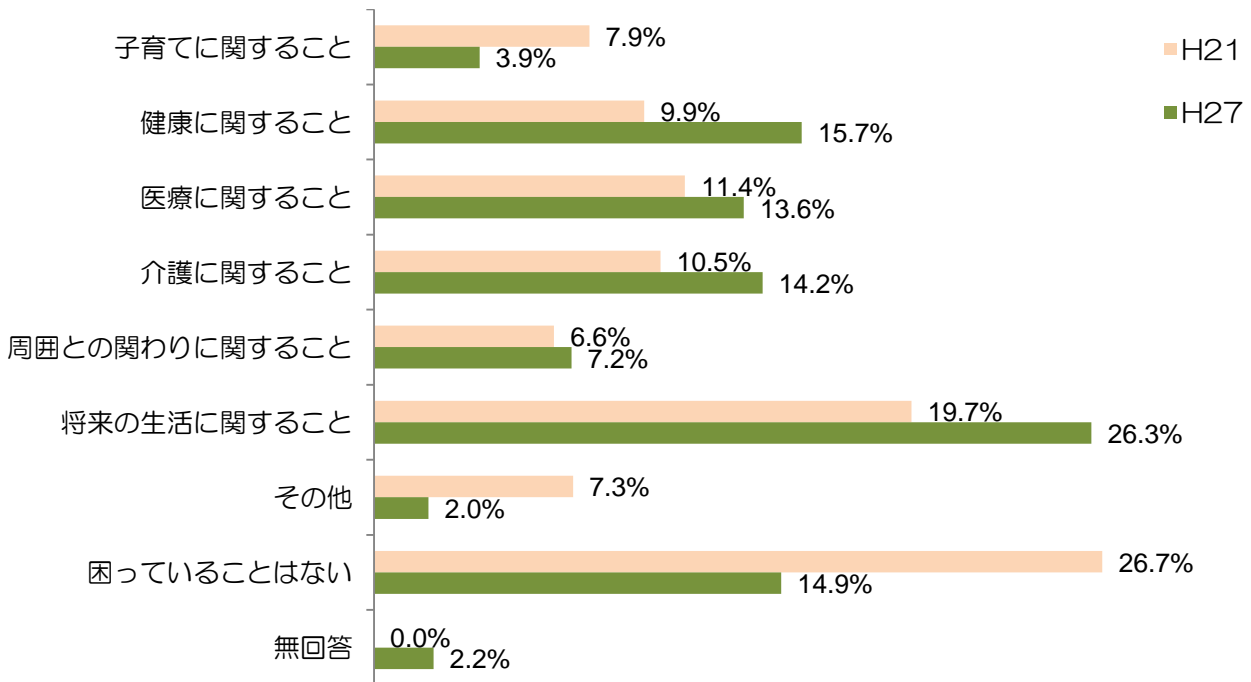
27年度は21年度に比べ、「地域を住みやすくしたいから」が大きく減っている一方、「社会や人のためになる活動がしたいから」「持ち回りの当番制だから」が、大きく増加しています。

⑨地域活動やボランティア活動に参加していない理由



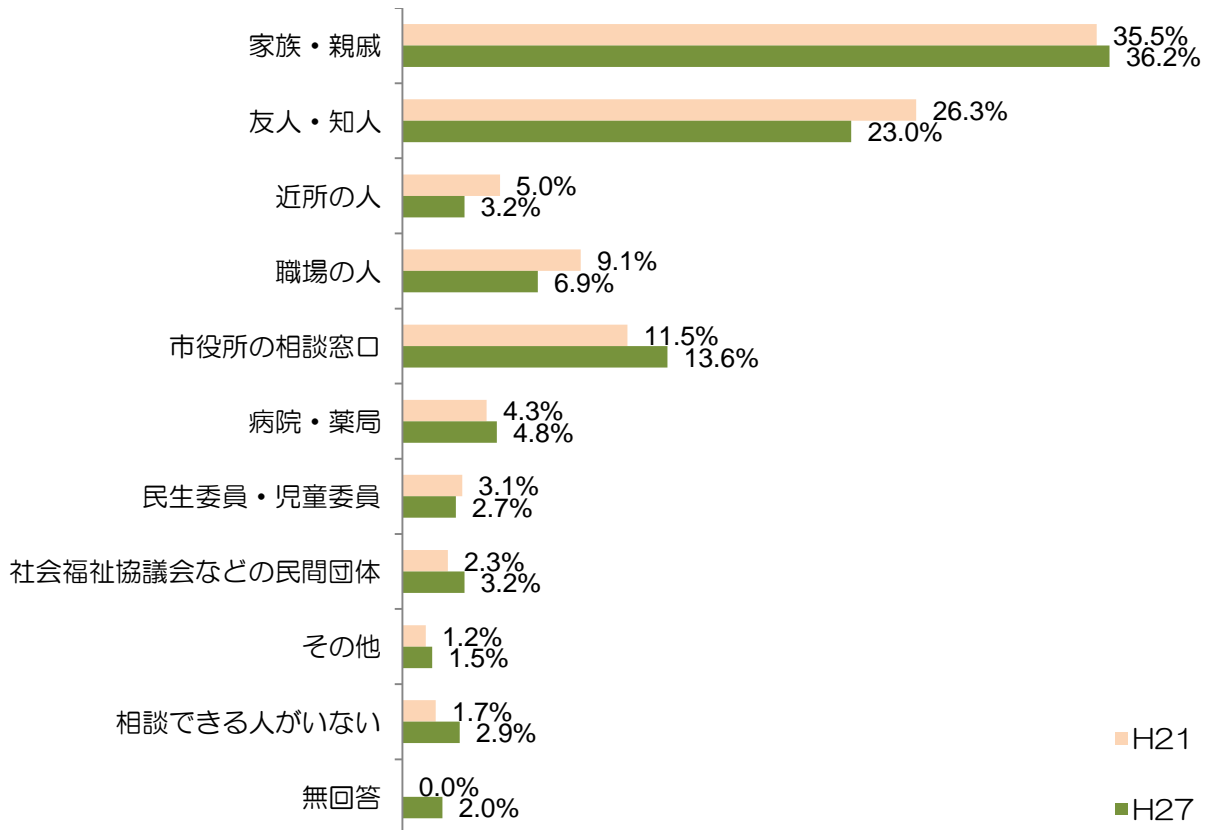
両年度とも割合の構成に変化がなく、「仕事や家事や育児で忙しいから」が最も高い割合となっており、次いで「きっかけがない」や「情報がない」が高い割合となっています。

⑩ 普段暮らしている中で困っていること



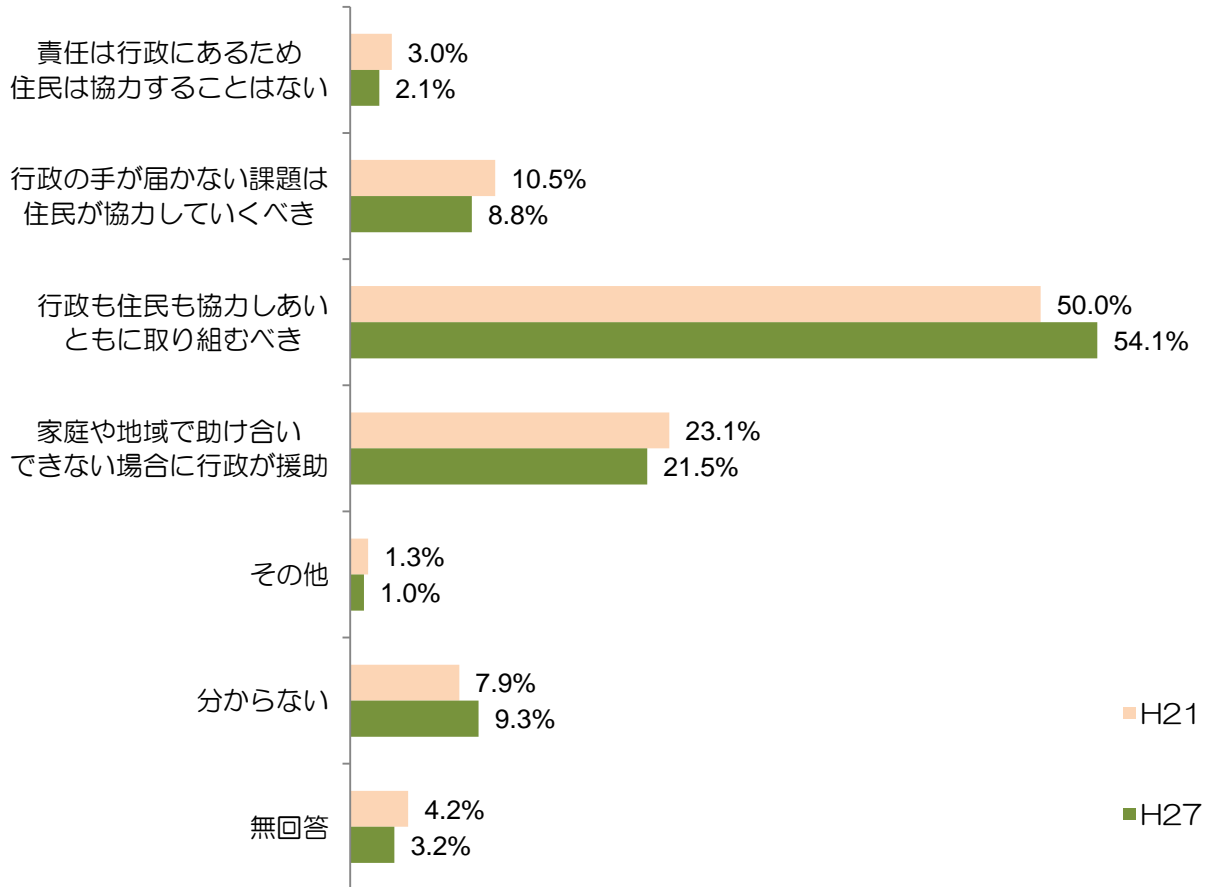
平成 27 年度は 21 年度に比べ、健康・医療・介護に関することが大きく増加し、「将来の生活に関すること」については、7.2%増加しています。一方、「困っていることはない」の割合が 11.4%と大きく減少しています。

⑪ 困っていることを相談したい人（回答 3 つ以内）



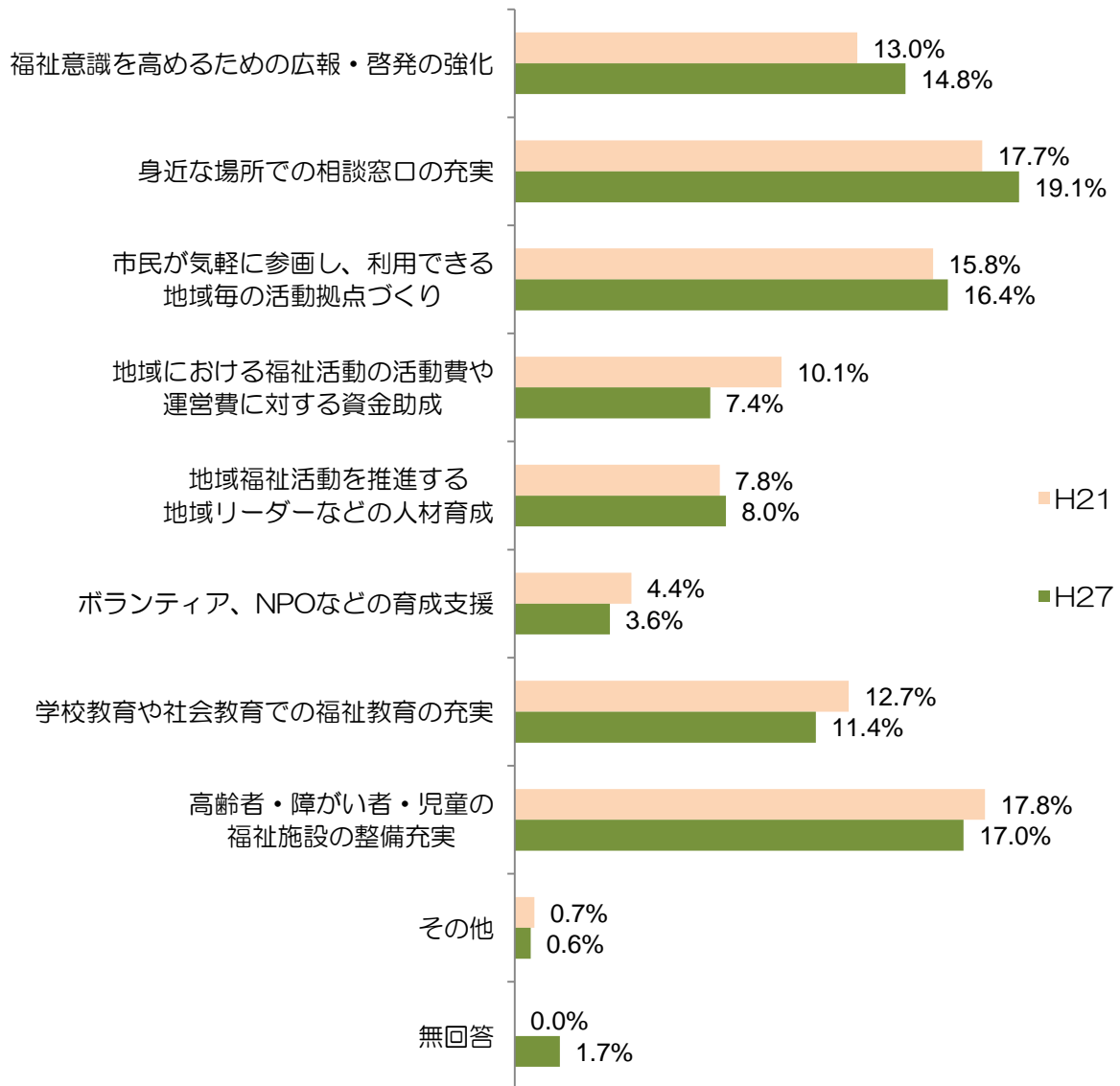
両年度とも、「家族・親戚」、「友人・知人」が特に高い割合となっていますが、「市役所の相談窓口」、「職場の人」の割合も比較的高くなっています。

⑫生活課題を解決するための行政と地域住民の関係（回答3つ以内）



両年度とも「行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべきである」が最も高い割合になっており、次いで「できない場合に行政が援助すべき」が高い割合となっています。

⑬地域福祉を推進するための行政の役割（回答3つ以内）



両年度とも「高齢者・障がい者・児童の福祉施設の整備充実」や「身近な場所での相談窓口の充実」をはじめ、「市民が気軽に参画し、利用できる福祉活動の拠点づくり」、「福祉意識を高めるための広報・啓発の強化」、「学校教育や社会教育での福祉教育の充実」が高い割合となっています。

4 現状と課題のまとめ

地域福祉を取り巻く現状や、市民アンケートの結果から導かれた課題を整理すると、以下のとおりとなります。

1) 「健康」「生きがい」について

- ◇少子高齢化が進展する中、健康・医療・介護や、将来の生活に対する不安を感じている人が増加
- ◇仕事や家事や育児で忙しく、地域活動等に参加できない人が多い

⇒ 健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくりが必要

2) 「個人の尊重」「公平な福祉サービス」について

- ◇生活保護世帯、要支援・要介護認定者、障がい者が、それぞれ増加傾向
- ◇子ども・子育て支援制度や生活困窮者に対する支援制度など、社会福祉制度が変化
- ◇児童・高齢者等への虐待、配偶者等への暴力、子育て家庭の孤立など、新たな地域課題が顕在化
- ◇高齢者・障がい者・児童の福祉施設の整備充実や、身近な場所での相談窓口の充実への期待の高まり

⇒ 支援を要する人の権利が尊重され、適切なサービスを受けられる体制整備が必要

3) 「支え合い」「安心・安全な生活」について

- ◇家族や地域における相互扶助機能の低下、地域住民のつながりの希薄化
- ◇防犯・防災・交通安全への意識の高まり
- ◇地域住民の自主的・自発的な活動の活発化
- ◇市民が気軽に利用できる福祉活動の拠点づくりへの期待
- ◇住民・事業者・行政の協働によるまちづくりの必要性

⇒ 住民同士が支え合い、安全・安心な生活を送ることができる地域づくりが必要

4) 「福祉の意識」「福祉を担う人材育成」について

- ◇地域活動への関心の低下
- ◇福祉意識を高めるための広報・啓発の必要性
- ◇学校教育・社会教育での福祉教育の充実への期待
- ◇人口減少の影響で、地域の生活基盤の維持が困難になる恐れ

⇒ 教育を通じた福祉意識の醸成や、福祉を担う人材育成が必要

第3章 基本理念と基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

市民一人ひとりが健康で、共に支え合う 安心・安全な地域社会の実現

市民一人ひとりが、生涯にわたって心身ともに健康で、
年齢・性別・障がいの有無・社会的地位などにかかわらず
個人として尊重されるとともに、地域住民同士や福祉事業者、
ボランティア団体、行政等が支え合い、誰もが住み慣れた地域で
安心して暮らせる社会の実現を目指します。



2 基本目標

基本目標1：健康で生きがいのある生活を送ることができる地域社会の実現

市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健康で、生きがいに満ちた生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

基本目標2：個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実

個人の権利が尊重され、誰もが公平かつ適切な福祉サービスを受けられる体制の充実を図ります。

基本目標3：共に支え合い、安心して暮らせる地域づくり

地域住民同士の支え合い、ボランティアやNPO等との連携、福祉サービス事業者の協力などにより、安全で、安心して、誰もが快適に暮らすことができる地域づくりを推進します。

基本目標4：福祉の心づくりと人材育成

生涯学習を通じた福祉教育の充実や、世代間交流の促進などにより、福祉への意識の高揚に努めるとともに、福祉を担う人材の育成を推進します。

【参考】八戸市健康と福祉のまちづくり条例・第3条

(基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、健康と福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

- (1) 市民が生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいを持って生活を営むことができる社会
- (2) 市民が個人として尊重され、だれもが公平に健康福祉サービスを楽しむことができる社会
- (3) 市民が地域で支え合い、安全に、安心して生活を営むことができる社会
- (4) 市民が互いを思いやる気持ちを持つ、人にやさしい福祉社会

3 施策の体系

市民一人ひとりが健康で、共に支え合う安心・安全な地域社会の実現

基本目標1：健康で生きがいのある生活を送ることができる地域社会の実現

- 1) 適切なケアマネジメントの推進
- 2) 高齢者や障がい者等の社会活動支援
- 3) 地域医療の連携推進
- 4) ワーク・ライフ・バランスの実現

基本目標2：個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実

- 1) 自立支援と権利擁護の推進
- 2) 相談支援・情報提供体制の充実
- 3) きめ細かなサービスの提供と質の向上

基本目標3：共に支え合い、安心して暮らせる地域づくり

- 1) 地域の防災・防犯対策の充実
- 2) 住民同士が支えあう活動の促進
- 3) ボランティア・NPO活動の支援と協働の推進
- 4) 暮らしやすい環境の整備

基本目標4：福祉の心づくりと人材育成

- 1) 地域福祉を担う人材や団体等の育成、支援
- 2) 福祉教育の推進と福祉意識の醸成
- 3) 世代間交流の促進

■参考：八戸市健康と福祉のまちづくり条例について

八戸市健康と福祉のまちづくり条例とは？

市の健康・福祉に関する施策や事業を連携して、総合的に健康・福祉のまちづくりを推進するため、関連する計画や取組の指針として制定された条例です。

平成 19 年 4 月 1 日施行に施行され、その後、関連する各計画は本条例の理念に沿った形で策定・見直しされています。

【条例の構成】

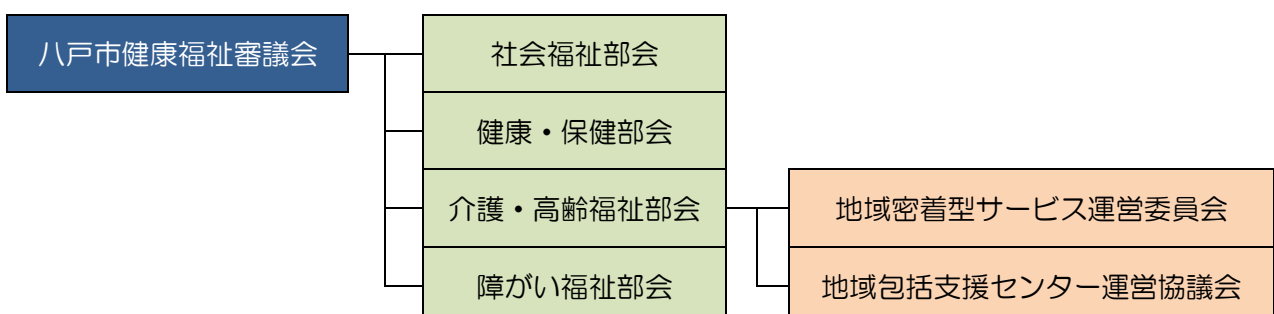
目次	主な項目
前文	「協働で健康と福祉のまちを創造する」
第 1 章 総則（1-8 条）	基本理念、市民・事業者・市の役割
第 2 章 健康福祉施策の基本方針（9-18 条）	関係分野の連携・充実、福祉意識の醸成
第 3 章 健康と福祉のまちづくりの推進 第 1 節 市民、事業者及び市の協働（19-21 条） 第 2 節 健康福祉サービスの提供（22-25 条） 第 3 節 生活環境の整備（26-31 条）	市民や事業者の自主的活動の促進 サービス提供の原則、相談支援体制の整備 施設の整備・利用支援、安全安心な生活の確保
第 4 章 健康福祉審議会（32 条）	健康福祉政策の推進を図る審議会の設置
第 5 章 雑則（33 条）	他の事項は市長が定める規定

八戸市健康福祉審議会について

福祉分野と保健分野の連携を強化し、総合的な施策の展開を図るため、八戸市健康と福祉のまちづくり条例に基づき、平成 19 年度に設置しました。関係する分野の施策や事業等について調査・審議して、市長に意見を述べるのが主な役割です。

本体会議のほか、下部組織として「部会」を置き、その部会の下部組織として「分科会」を置くことができます。

【運営体制（平成 27 年度末現在）】



第4章 推進施策

基本目標1：4施策 19事業

基本目標2：3施策 16事業

基本目標3：4施策 40事業

基本目標4：3施策 16事業

第4章 推進施策

基本目標 1

健康で生きがいのある生活を送ることができる 地域社会の実現

1) 適切なケアマネジメントの推進

地域包括支援センターの適切な運営により、高齢者等の健康維持や生活支援を行うとともに、介護予防計画の作成や、認知症を含む介護予防についての相談・支援体制の整備等を通じて、適切なケアマネジメントの推進を図ります。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	地域包括支援センター運営事業	市が設置・運営し、高齢者等に対する総合相談や、介護予防マネジメントを行う。	高齢福祉課
2	介護・認知症予防センター事業 ※H32 年度事業開始予定	総合保健センターに、介護・認知症予防センターを設置し、いつでも誰でも介護予防（認知症含む）に関する相談や支援が出来る体制を構築する。	高齢福祉課
3	介護予防ケアマネジメント事業	高齢者のうち要介護状態となるおそれの高い者に対して、心身の状況等を把握して要因を分析し、予防するための計画を作成する。	高齢福祉課



2) 高齢者や障がい者等の社会活動支援

身体機能の低下などの原因により、高齢者の閉じこもりなどが社会問題となっている中、高齢者の生きがいづくりや、知識・経験の地域への還元、障がい者の就労支援などにより、高齢者や障がい者等の社会活動の活発化を図ります。

【推進事業】

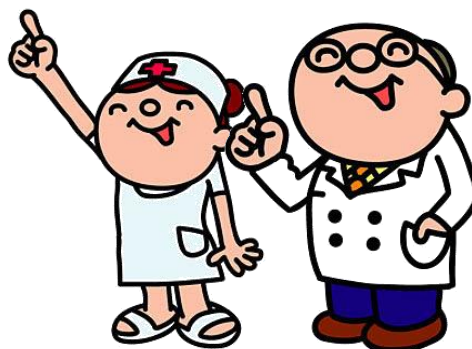
	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	ボランティアポイント制度の導入	社会参加を通じた介護予防の促進のため、高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動に対してポイントを付与する制度を導入する。	高齢福祉課
2	高齢者ほっとサロン事業	高齢者の閉じこもりや孤独感を解消し、会食やレクリエーションを通して仲間づくりの輪を広げ、心身機能の維持向上を図ることを目的に小地域ごとに開催する。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
3	高齢者バス特別乗車証支給事業	高齢者の生きがいづくりや社会参加促進のため、70歳以上の高齢者（身体障害者手帳1～4級、愛護手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を除く）に対し、1年間利用できるバス特別乗車証を支給する。	高齢福祉課
4	障がい者バス特別乗車証支給事業	6歳以上の障がい者に、市営バス及び南部バスの市内全路線で使用できるバス特別乗車証を交付する。	障がい福祉課
5	自動車運転免許取得・改造事業	自動車運転免許取得及び自動車改造に要した経費を助成する。	障がい福祉課
6	意思疎通支援事業	聴覚障がい者等が、手話通訳又は要約筆記を必要とする場合に手話通訳者等を派遣する。また、手話奉仕員養成事業に要する経費の補助を行う。	障がい福祉課
7	障がい者就労支援団体ネットワーク事業	障がい者の就労に関する情報の提供・共有や、意見交換等を行う会議及び市民を含めた研修会を開催する。	障がい福祉課
8	各種公民館活動	各地域の特性を生かした学習活動を推進し、魅力ある地域づくりができるような講座を実施する。	社会教育課

3) 地域医療の連携推進

病気や事故などの際の適切な医療体制の確保が重要となっています。そこで、救急医療体制を確保するとともに、各医療機関の役割に応じた診療が受けられる体制を整備するなど、地域における医療連携の充実を図ります。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	救急医療体制の確保	第一次、第二次、第三次の救急医療体制により、救急患者の医療を確保する。	健康増進課
2	地域医療連携の推進	急性期の医療機関やかかりつけ医など、疾病や病態に応じた診療を推進する。	健康増進課
3	継続看護(訪問指導)の実施	施設看護から地域看護へと一貫性のある支援をするため、保健、医療、福祉関係機関と連携を図りながら実施する。	健康増進課



4) ワーク・ライフ・バランスの実現

性別や年齢などに関わらず、誰もが仕事に充実感を感じながら働きつつ、子育て・介護・趣味・自己啓発・地域活動など、仕事以外の場面でも豊かな生活を送れるよう、仕事と生活の調和の実現を目指します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」発行事業	市民に男女共同参画に関する家庭・地域・職場などでの身近な話題や情報を提供するため、分かりやすく効果的な情報誌を発行する。	市民連携推進課
2	意識啓発講演会開催事業	一般市民を対象に男女共同参画の必要性について普及啓発を図るため、八戸市男女共同参画推進月間である10月に意識啓発講演会を開催する。	市民連携推進課
3	ロールモデルPR事業	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、起業や就業、社会活動等の様々な分野で活躍する方の情報を発信する。	市民連携推進課
4	広報・ホームページ等による情報発信事業	男女共同参画に関する情報を広報はちのへやホームページ等に掲載する。また、「商工ニュース」にワーク・ライフ・バランスや各種休暇制度等に関する記事を掲載する。	市民連携推進課
5	事業者・労働者に対する普及・啓発事業	事業者等を対象に、ポジティブ・アクション促進やワーク・ライフ・バランス推進等に関するセミナー等を開催する。	市民連携推進課

基本目標 2

個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実

1) 自立支援と権利擁護の推進

生活困窮者への早期支援と自立促進を図るとともに、年齢や障がいの有無の区別なく福祉サービスを受けられる体制の整備や、虐待等の防止に係る取組を推進します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者の早期支援と自立促進を図るために、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う。	生活福祉課
2	日常生活自立支援事業	高齢者や障がい者が地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きや日常生活に必要な金銭管理の援助等を行う。	福祉政策課 市社会福祉協議会
3	成年後見制度利用支援事業	高齢者や障がい者などの成年後見制度利用にあたり、必要経費負担能力のない者に対して経費の一部又は全部を助成する。	高齢福祉課 障がい福祉課
4	権利擁護支援事業	市長による成年後見の申立てへの支援や申立て費用及び後見人への報酬費用の助成、障がい者虐待に関する普及啓発活動の推進、虐待対応ケース会議の運営を行う。	障がい福祉課
5	(仮称)権利擁護センター設置・運営事業	年齢や障がいの有無の区別なく相談対応が出来る権利擁護センターを設置し、成年後見制度を推進する。	高齢福祉課
6	虐待等対策事業	高齢者・障がい者・こどもへの虐待、DV、いじめ等について、保健・医療・福祉・介護・教育等の関係機関の分野横断的な連携により、総合的な対策を講じる。	福祉政策課
7	高齢者・障がい者虐待対策ケース会議	高齢者及び障がい者虐待に対する支援策や関係機関の連携体制構築などについての意見を聴取する。	高齢福祉課 障がい福祉課

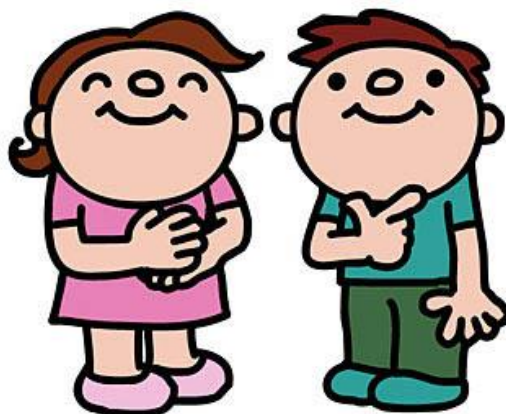
2) 相談支援・情報提供体制の充実

民間サービス事業者を含めた相談体制の周知に努めるとともに、複雑化・多様化する相談に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。

また、地域住民一人ひとりが福祉に関する情報を確実に入手できるよう、様々な媒体による情報提供に努めます。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	福祉サービスの苦情相談・解決事業	福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査、あっせん等を行う。	関係各課 県社会福祉協議会
2	障がい者相談支援事業	専門の相談員による情報提供や助言、福祉サービスの利用支援、権利擁護のための必要な援助の提供を行う。	障がい福祉課
3	様々な媒体による情報提供	子育ての情報や、高齢者の情報など、対象者に応じた福祉関連の情報を、様々な媒体を通じて提供する。	関係各課



3) きめ細かなサービスの提供と質の向上

地域住民一人ひとりが求める福祉ニーズに柔軟かつ適切に対応するとともに、福祉サービスの質の向上を図り、利用しやすいサービスの提供体制を整備します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	休日保育の実施	認定こども園・保育所（園）において、日曜日・国民の休日等に保育を実施する。	こども未来課
2	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・認定こども園において、通常就園時間を超える在園児の受入を実施する。 ・家庭での保育が一時的に困難となった場合に認定こども園・保育所（園）において一時的な受入を実施する。 	こども未来課
3	病児・病後児保育事業	病気の回復期に至っていないが症状が安定している子ども（病児）、及び病気の回復期にあるが集団保育が困難な子ども（病後児）を病院又は認定こども園・保育所（園）で一時的に保育を実施する。	こども未来課
4	軽・中程度障がい児保育事業	保育を要する軽・中程度の障がい児を認定こども園・保育所（園）に入所させ、健常児とともに集団保育を実施する。	こども未来課
5	障がい福祉サービスの給付事業	障がい者の地域における在宅支援を支える訪問系サービスや、通所によるサービスの提供により障がい者の日常生活を支える日中活動系サービス、障がい者の住まい・夜間の生活を支える居住系サービスに係る費用を給付する。	障がい福祉課
6	第三者による福祉サービス事業の評価制度	福祉サービスの質と信頼感を高めるため、事業者の取り組みについて、第三者による評価を行う。	関係各課 市社会福祉協議会

基本目標 3

共に支え合い、 安心して暮らせる地域づくり

1) 地域の防災・防犯対策の充実

誰もが住み慣れた地域で安心、安全に生活できるよう、地域における防災体制や、防犯・交通安全対策の充実を図るとともに、近年、増加傾向にある消費者被害に対応する取組を推進します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	災害時要援護者支援事業	重度の障がい者や要介護度の高い人等が、災害時における支援を地域の中で受けられる体制を整備する。	福祉政策課
2	防災講演会等への支援	自主防災組織、各種団体、学校等が開催する防災講演会等へ講師を派遣する。	防災危機管理課
3	自主防災組織育成事業	自主防災組織育成強化を図るため、防災資機材整備に対する費用を補助する。	防災危機管理課
4	安全・安心情報発信事業	気象、火災、防犯、消費生活、交通安全、危険動物等の情報を市民の携帯電話等にメール・アプリ配信することで、災害や事件・事故発生時における被害の拡大防止を図る。	防災危機管理課
5	地域の安心・安全見守り活動推進事業	宅配業者、タクシー会社、新聞販売店等と「地域の安心・安全見守り協定」を締結し、事業者が業務上把握した地域住民の状況や、道路・公園等の破損箇所に関する情報を市へ通報してもらい、必要な対応につなげる。	福祉政策課
6	地域防犯管理者の養成事業	防犯対策にかかる一定の知識、技能を修得するため講習会を開催し、地域、事業所において、防犯診断、防犯指導を行い、犯罪被害の未然防止を図る。	防犯交通安全課
7	新入学児童に対する防犯笛の配布	児童に対する犯罪を未然に防止するため、新入学児童に防犯笛を配布する。	防犯交通安全課

8	交通安全移動教室の実施	保育園、学校等の依頼に応じて、歩行教室、自転車教室、ダミー衝撃テスト、映写会などの交通安全移動教室を実施する。	防犯交通安全課
9	交通安全推進団体の育成・支援	地域や家庭での交通安全教育の推進、関係機関の連携を図るため、交通安全協力員や交通安全母の会連合会などの交通安全推進団体の育成・支援を行う。	防犯交通安全課
10	地域安全・安心マップづくり推進事業	小学校における、子どもを犯罪被害から守るための地域安全マップを作製する。	防犯交通安全課
11	八戸市安全・安心まちづくり推進協議会	市民、連合町内会、地域ボランティア団体、事業者、市、教育委員会、警察、消防、その他関係機関・団体により安全で安心なまちづくりについて協議する。	防犯交通安全課
12	安全情報配信システムの実施	風水害による通学路の危険情報や不審者情報などを、携帯電話やパソコンの電子メールを利用して保護者等に配信することにより、学校、家庭、地域のネットワークを生かした子どもたちの安全確保を図る。	教育指導課
13	悪質商法の被害防止のための出前講座の実施	悪質商法の被害防止のため、特に高校生・高齢者向けに出前講座を実施する。	商工政策課
14	悪質商法相談事例紹介	マスコミや市の広報を利用し、悪質商法の相談事例を紹介する。	商工政策課
15	消費生活相談の実施	悪質商法等の被害にあった場合やあう前の事前防止のため、専門の相談員を配置し、消費生活相談を行う。	商工政策課



2) 住民同士が支えあう活動の促進

地域住民の福祉活動への積極的な参画を促進するとともに、活動拠点の整備など通じた活動に参画しやすい環境づくりを進め、住民同士が支え合う地域活動の活性化を図ります。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	ファミリーサポートセンター運営事業	育児等の手助けを受けたい人と手助けをしたい人が会員として登録し、会員同士で相互援助活動を行う。	子育て支援課
2	ほのぼのコミュニティ21推進事業	ほのぼの交流協力員を配置し、地域とのつながりが必要な世帯の定期訪問や、交流活動を行う。	福祉政策課 市社会福祉協議会
3	連合町内会連絡協議会連携事業（町内会加入促進など）	八戸市連合町内会連絡協議会と連携し、町内会への加入促進や、町内会の組織強化を図る。	市民連携推進課
4	「地域の底力」実践プロジェクト促進事業	地域の人材や文化、伝統、自然などの地域資源を活用し、課題解決や地域活性化に向けて取り組む地域を支援する。	市民連携推進課
5	地域担当職員制度	協働のまちづくりを推進するため、地域と行政のつなぎ役となる担当職員を公民館（24館）の区域ごとに設置する。	市民連携推進課
6	地域集会所整備費補助金	集会所の新築・改修・建替・トイレ水洗化への助成を行う。	福祉政策課
7	子育てサロン支援事業	地域の公民館や児童館において開催される子育てサロン（地域の親子が気兼ねなく集まり、子育ての相談や交流ができる場）の運営を支援する。	こども未来課
8	つどいの広場事業	親子が気軽に集い、様々な遊びや体験を通じて相互に交流を図る場を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供、助言などの援助を実施する。	こども未来課
9	地域子育て支援センター設置事業	地域の認定こども園・保育所（園）を活用し、子育ての不安・悩みの相談や保護者同士の交流の場を提供する。	こども未来課
10	放課後児童健全育成事業	放課後に、保護者が就労等の事情により家庭にいない小学生を対象とし、適切な遊びの場及び生活の場を与えることで、児童の健全な育成を図る。	子育て支援課

11	児童館運営事業	児童に健全な遊びを与え、健康増進や情操を豊かにすることを目的とした、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設を運営する。	子育て支援課
12	児童館母親クラブ活動事業	児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民による、親子及び世代間交流・児童の事故防止活動等、児童福祉向上に寄与する活動を行う。	子育て支援課
13	地区公民館を核とした地域コミュニティ活動の促進	住民が自ら、地域福祉を始めとした様々な地域課題を解決していくため、会合等の場として公民館を積極的に提供する。 また、地域の情報を収集・提供するとともに地域づくりを行う人材の発掘及び活用等、地域づくりのコーディネートに努める。	社会教育課



3) ボランティア・NPO活動の支援と協働の推進

複雑化・多様化する地域の課題への対応や、災害発生時の避難支援など、自主的な活動を行うボランティア・NPOが活動しやすい環境を充実させるとともに、市民・事業者・行政の協働による取組を推進します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	市民活動サポートセンター運営事業	市民活動団体の拠点施設として市民活動サポートセンター「わいく」を設置し、公益的な活動を行う市民活動団体に対して、打合せスペースや作業スペース、市民活動に関する情報などを提供する。	市民連携推進課
2	協働のまちづくり研修会	協働のまちづくりへの積極的な参加・参画を促進するため、一般市民を対象とした研修会を開催する。	市民連携推進課
3	ボランティア活動の促進	ボランティア活動情報の収集や提供、ボランティア養成研修などの開催、及びボランティア活動保険料を助成するとともに、行政と協働するボランティア活動を促進する。	市民連携推進課
4	「元気な八戸づくり」市民奨励金制度	市民活動団体や地域コミュニティ活動団体が自主的に行う公益的なまちづくり活動に対し奨励金（初動期支援コース、まちづくり支援コース）を交付する。	市民連携推進課
5	「元気な八戸づくり」市民提案制度	市民活動団体や事業者などから、市民と行政が協働して取り組むことにより相乗効果が期待できる事業提案を募集する。採択された事業を提案者と協力して実施する。	市民連携推進課

4) 暮らしやすい環境の整備

高齢者や障がい者などが積極的に社会活動に参加することができるよう、バリアフリーに対する意識の高揚を図るとともに、市民の誰もが生活上の移動に制約を受けず、安心・安全に、快適に移動できる環境を整備します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	バリアフリー化推進事業	高齢者や障がい者へ配慮する気持ちを養うため、地域住民等に対し、高齢者疑似体験や車椅子操作体験の体験型講習会を実施する。	福祉政策課
2	低床バスの導入	乗り降りのしやすい、低床バスを導入する。	交通部運輸管理課
3	福祉バス運行事業	各種福祉団体が活動する際の移動手段を確保し、社会福祉活動等の促進を図る。	福祉政策課
4	南郷コミュニティバス運行事業	南郷地域における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティバスを運行する。	南郷事務所
5	南郷コミュニティ交通運行事業	南郷地域における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティタクシーを運行する。	南郷事務所
6	福祉有償運送事業	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送により、移動制約者の移動手段を確保する。	都市政策課
7	生活交通路線の確保	市民の生活に不可欠なバス路線を維持する。	交通部運輸管理課 都市政策課



基本目標 4

福祉の心づくりと

人材育成

1) 地域福祉を担う人材や団体等の育成、支援

地域における福祉活動を推進できる人材の育成を進めるとともに、地域福祉を担う団体や事業者等が行う活動を支援します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	八戸市社会福祉協議会との連携及び支援	地域福祉を推進していく上での中核機関となる社会福祉協議会と行政の密接な連携を図り、運営への支援を行う。	福祉政策課
2	福祉サービス事業者の育成及び連携	福祉サービス事業者に対する研修等を通じてサービスの質の向上を図るとともに、行政と事業者との連携を深めることで、災害時等の体制を整備する。	関係各課
3	民生委員児童委員への研修	民生委員児童委員及び主任児童委員、福祉協力員を対象として研修大会を開催する。	福祉政策課 市民生委員児童委員協議会
4	保健推進員活動	市民の保健衛生思想の高揚と健康の保持増進を図るため、保健活動の地域推進員を設置する。	健康増進課
5	食生活改善推進事業	地域住民が自らの発意により、健康づくりのための自主的な食生活改善の普及啓発を行う食生活改善推進員の育成と活動を支援する。	健康増進課
6	認知症サポーター養成事業	キャラバン・メイトが講師となり認知症やその対応方法について学習し、地域の中でさりげないサポートをする認知症サポーターを広く養成する。	高齢福祉課
7	障がい者就労サポーター養成事業	障がい者雇用（予定）企業や就労支援サービス事業所の関係者、市民等を対象に、障がい者就労サポーター養成講座を開催する。	障がい福祉課

2) 福祉教育の推進と福祉意識の醸成

次代を担う青少年に対する福祉教育や福祉体験を推進することにより、福祉を必要とする人への理解と思いやりの心を育みます。

また、地域に出向いての福祉講座や、健康づくりの啓発のための教室などを開催し、市民の福祉意識の醸成を図ります。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	青少年の地域活動	ボランティアの活動を通して、様々な地域活動に参加し、地域社会の一員としての自覚と関心を深める。	教育指導課
2	福祉体験学習	学校等からの要請に基づき、高齢者の疑似体験や車椅子体験等を実施する。	市社会福祉協議会
3	ボランティア推進校事業	児童、生徒を対象に、社会福祉への関心や理解を深めるとともに、地域での具体的な体験活動を通して、思いやりの心を育て、お互いに連帯し助け合う力を養い、併せて家庭や社会への啓発を図る。	福祉政策課 市社会福祉協議会
4	福祉意識の醸成のための出前講座の実施	福祉意識を高めるため、学校や地域に出向き、福祉の出前講座を実施する。	福祉政策課 市社会福祉協議会
5	鷗盟大学運営事業	高齢者の生きがい増進や生涯学習の中での福祉の心づくりの推進のため、鷗盟大学を運営する。	高齢福祉課
6	健康まつりの実施	市民の健康づくりの意識高揚を図るため、講演会、健康体操の紹介、健康展等を実施する。	国保年金課
7	健康教育・健康相談事業の実施	乳児から高齢者まで、各年代に応じた健康づくりを展開できるように健康教育・健康相談事業を実施する。	健康増進課

3) 世代間交流の促進

世代を超えた交流を進めることにより、高齢者の多様な経験や知識を次代に伝えるとともに、子どもの思いやりの心を育てます。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	三世代交流事業	地域の高齢者と児童が昔遊びや餅つき会等の交流会を通してふれあい、世代間の交流を図る。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
2	地域伝統芸能の後継者養成への支援	無形民俗文化財の後継者養成のための事業に対し助成を行う。	社会教育課



第5章 計画推進のための方策

- 1 計画推進のための体制
- 2 計画の周知と進捗状況の公表
- 3 地域住民、事業者、行政の協働とそれぞれの役割分担

第5章 計画推進のための方策

1 計画推進のための体制

- 地域福祉計画に掲げる施策、事業の推進にあたっては、地域住民の目線に立って、より効果的、効率的な事業手法を検討する必要があります。
- そのため、地域住民と密接なつながりを持ちながら、その中心的役割を担う社会福祉協議会や民生委員児童委員等との連携を図り、地域課題の把握と対策を確認しながら事業を進めます。
- また、福祉サービス事業者との連携を深め、サービスの質の向上や、様々なニーズに適切に対応できる体制づくりにつなげていくことも重要です。
- このように、「自助・共助・公助」の取組が相互に補完しあうことで、地域福祉のさらなる充実が図られるよう、計画を推進していきます。

2 計画の周知と進捗状況の公表

- 地域福祉の推進には、住民や事業者と行政との協働が前提であることから、より多くの住民に計画を知っていただく必要があるため、市のホームページや広報紙への掲載など、あらゆる機会を通じて計画の周知に努めます。
- また、地域福祉計画を実効性のあるものとして推進していくために、庁内関係部局と連携しながら、執行状況や推進上の問題点を的確に把握し、八戸市健康福祉審議会社会福祉部会で、計画の進行管理や評価を行って、公表していきます。



3 地域住民、事業者、行政の協働とそれぞれの役割分担

- 地域福祉の推進には、地域住民、事業者、行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組んでいくことが必要です。
- 地域福祉計画は行政の施策、事業を中心に構成されていますが、以下に地域住民、事業者、行政それぞれの役割を明示し、努力目標として位置付けます。

(1) 地域住民の役割

- 行政や地域福祉を推進する団体への参加、協力、連携
- 福祉ボランティアなどへの参加
- 地域住民同士の日常的な交流
- 見守り、声かけなどの自主的な福祉活動
- 災害時に備えた平常時からの準備（防災用品の備蓄、避難経路の確認等）
- 地域福祉を担う人材の発掘 など

(2) 事業者の役割

- 行政、地域との連携、交流
- ボランティア休暇制度の導入やボランティア活動への支援・奨励

【以下、福祉関係事業者の役割】

- 福祉ボランティアなどの受入れ
- サービスの質の向上（無料又は定額な料金による福祉サービスの提供など）
- 相談機能、苦情解決制度の充実
- 福祉サービス利用者の権利擁護の推進
- 災害時等における要援護者の受け入れ
- 福祉サービスに従事する人材の育成
- 新たな事業の開発、事業への参入 など

(3) 行政の役割

- 地域福祉を推進する団体への支援
- 地域住民、福祉サービス事業者との連携、協働
- 福祉ボランティアなどへの活動支援
- ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
- 福祉教育の推進
- 福祉に関する相談体制、情報提供体制の整備
- 保健、福祉、医療等の連携の推進
- 権利擁護事業の推進
- 地域福祉を担う人材及び福祉サービスに従事する人材の育成
- 災害時等における要援護者への支援体制の整備
- 事業者へのボランティア活動に関する啓発 など

資料編

- 第3期八戸市地域福祉計画の策定に係るアンケート調査結果
- 第3期八戸市地域福祉計画策定の経過
- 八戸市健康福祉審議会社会福祉部会委員名簿
- 八戸市健康福祉審議会規則

資料編

■第3期八戸市地域福祉計画の策定に係るアンケート調査結果 (21年度と27年度の比較)

1) 基礎情報

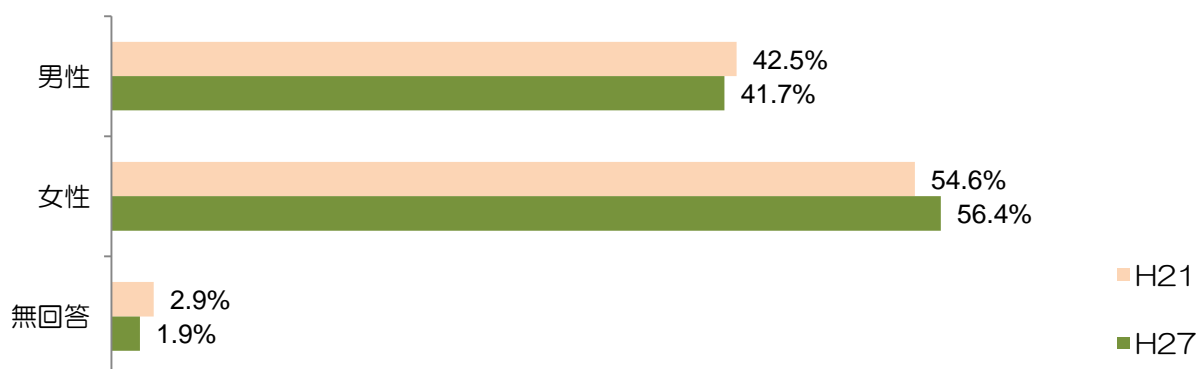
《調査概要》

実施年度	21年度	27年度
基準日及び対象人数	平成21年10月15日現在で八戸市に住民票がある人 2,000人	①平成27年5月15日現在で八戸市に住民票がある人 1,900人 ②市政モニター 100人
対象年齢	18～75歳	18～75歳 ※上記①のみ
男女比率	1：1	1：1
送付部数	2,000部	2,000部
回答者数	800人	986人
回答率	40.00%	49.3%

《回答者の属性》

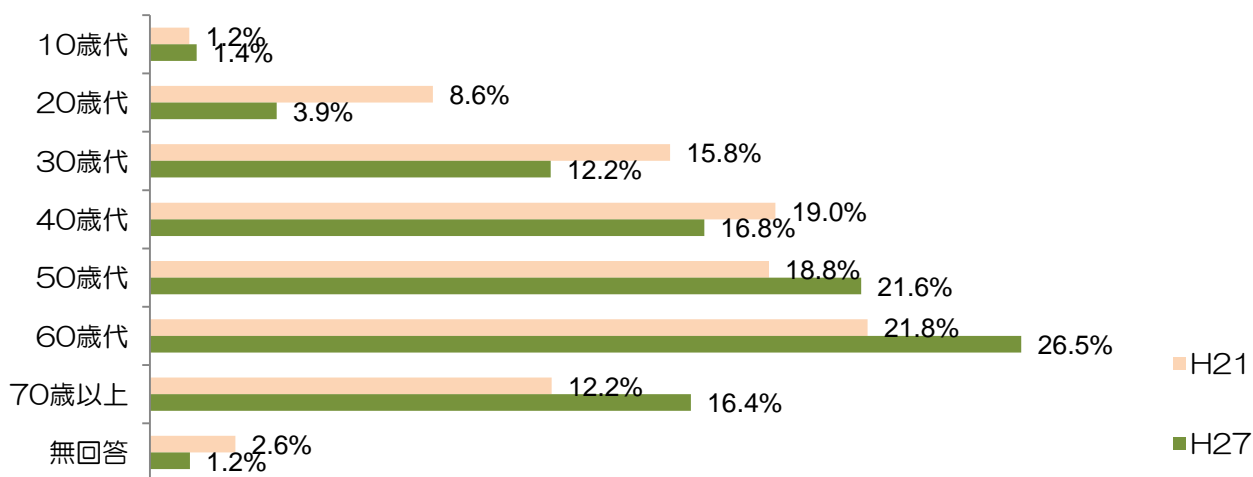
■性別

選択肢	H21		H27	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 男性	340	42.5%	411	41.7%
2 女性	437	54.6%	556	56.4%
3 無回答	23	2.9%	19	1.9%
合計	800	100.0%	986	100.0%



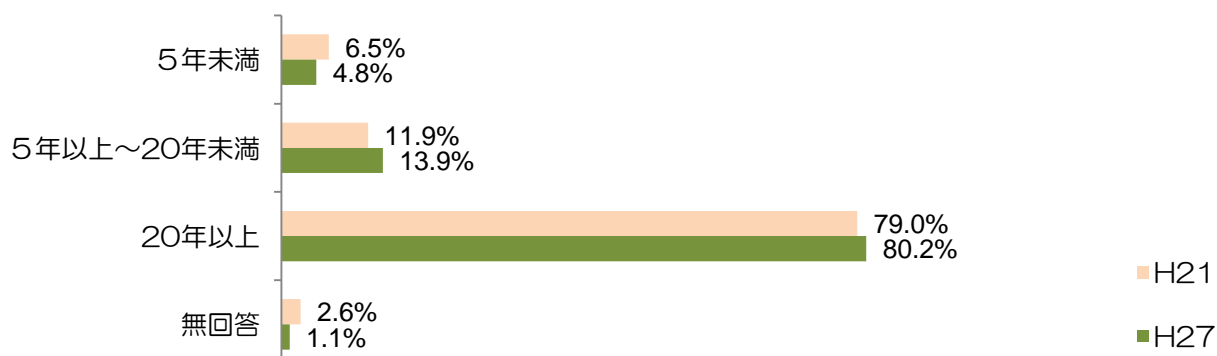
■年齢構成

選択肢		H21		H27	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	10歳代	10	1.2%	14	1.4%
2	20歳代	69	8.6%	38	3.9%
3	30歳代	126	15.8%	120	12.2%
4	40歳代	152	19.0%	166	16.8%
5	50歳代	150	18.8%	213	21.6%
6	60歳代	174	21.8%	261	26.5%
7	70歳以上	98	12.2%	162	16.4%
8	無回答	21	2.6%	12	1.2%
合計		800	100.0%	986	100.0%



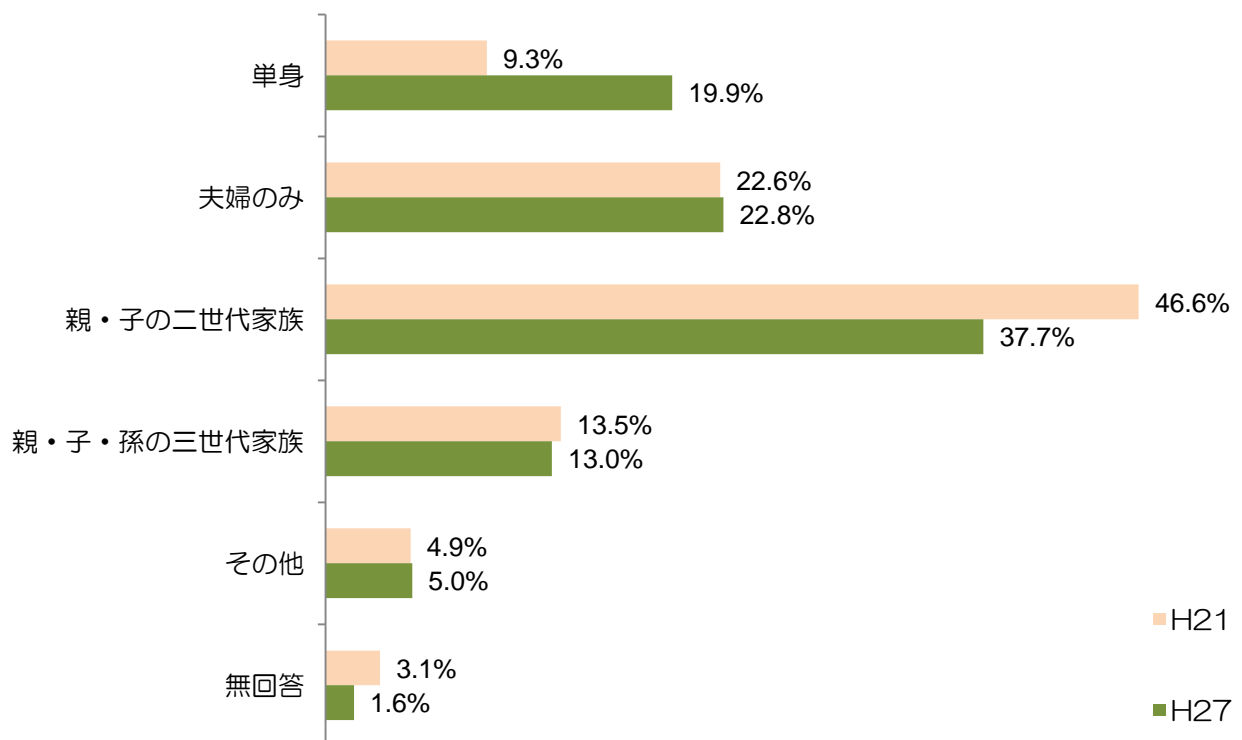
■在住年数

選択肢		H21		H27	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	5年未満	52	6.5%	47	4.8%
2	5年以上～20年未満	95	11.9%	137	13.9%
3	20年以上	632	79.0%	791	80.2%
4	無回答	21	2.6%	11	1.1%
合計		800	100.0%	986	100.0%



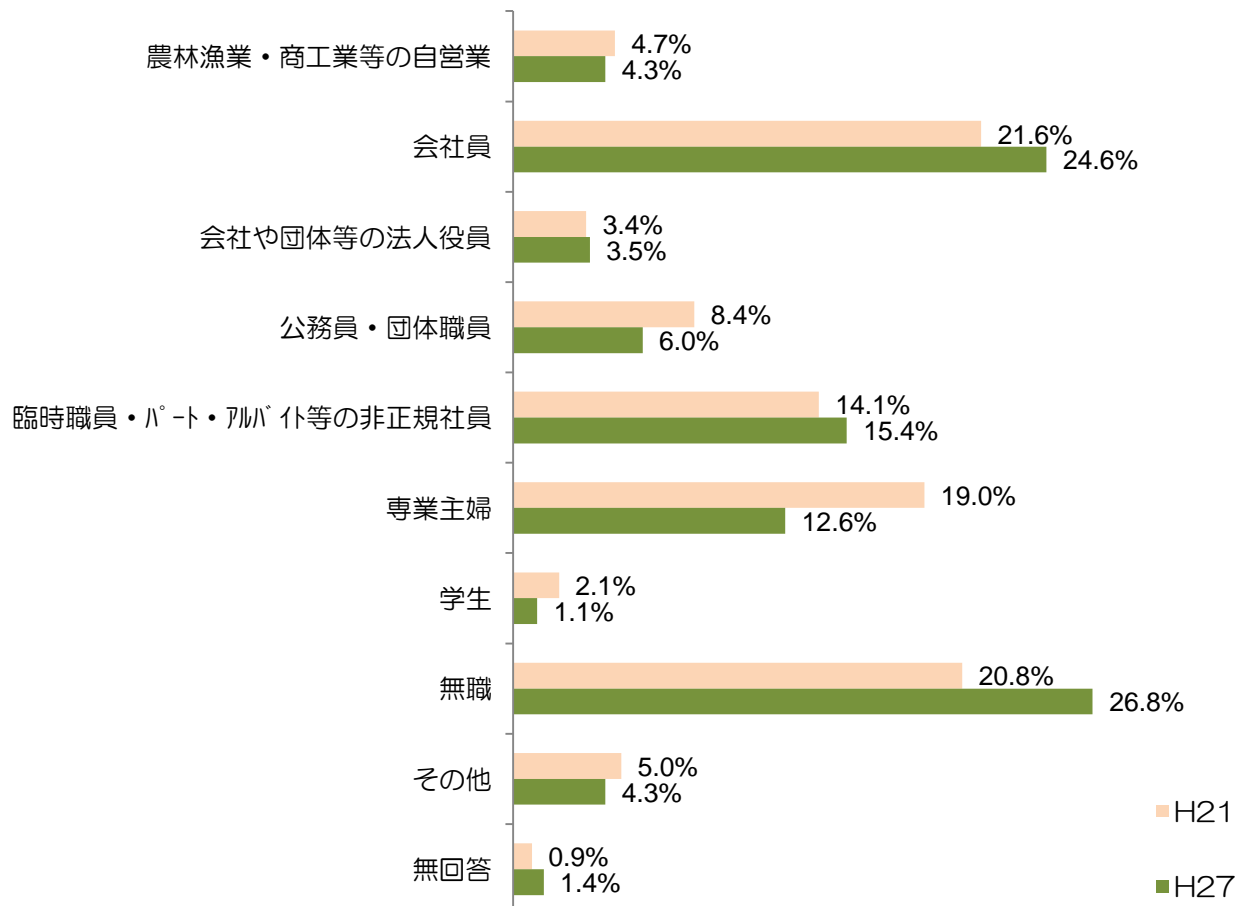
■家族構成

選択肢		H21		H27	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	単身	74	9.3%	196	19.9%
2	夫婦のみ	181	22.6%	225	22.8%
3	親・子の二世世代家族	373	46.6%	372	37.7%
4	親・子・孫の三世世代家族	108	13.5%	128	13.0%
5	その他	39	4.9%	49	5.0%
6	無回答	25	3.1%	16	1.6%
合 計		800	100.0%	986	100.0%



■職業

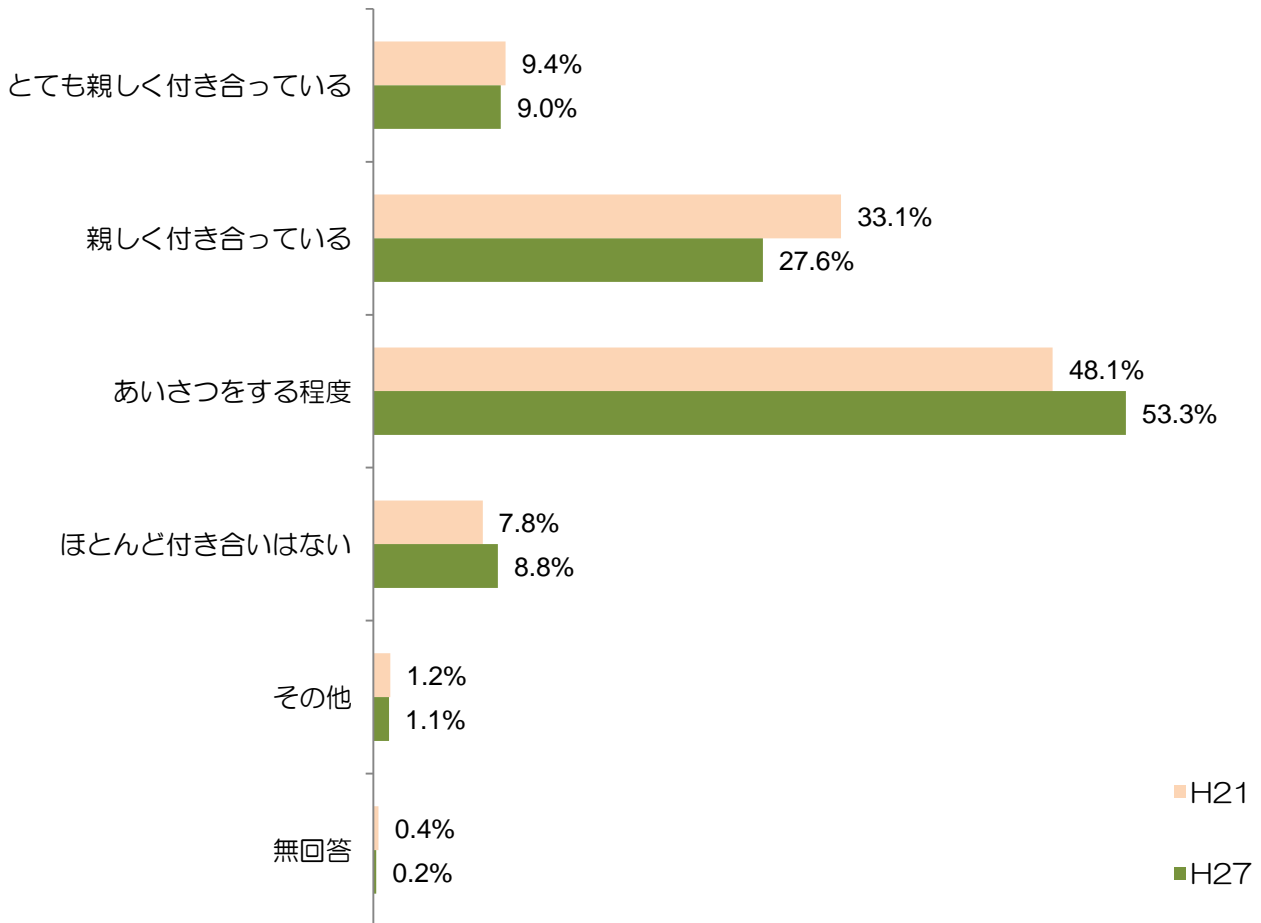
選択肢		H21		H27	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	農林漁業・商工業等の自営業	38	4.7%	42	4.3%
2	会社員	173	21.6%	243	24.6%
3	会社や団体等の法人役員	27	3.4%	35	3.5%
4	公務員・団体職員	67	8.4%	59	6.0%
5	臨時職員・パート・アルバイト等の非正規社員	113	14.1%	152	15.4%
6	専業主婦	152	19.0%	124	12.6%
7	学生	17	2.1%	11	1.1%
8	無職	166	20.8%	264	26.8%
9	その他	40	5.0%	42	4.3%
10	無回答	7	0.9%	14	1.4%
合計		800	100.0%	986	100.0%



2) 地域とのかかわりについて

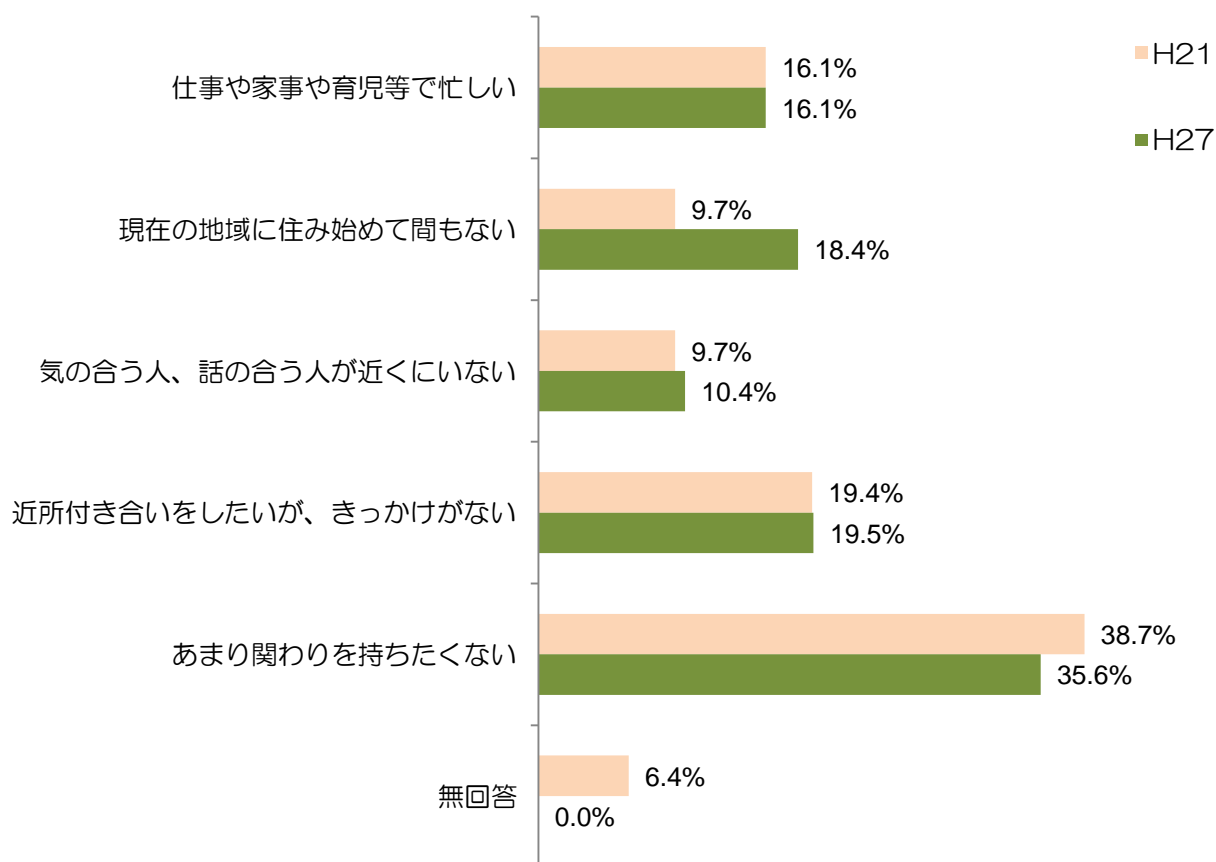
問1：あなたは、ご近所とのお付き合いをどの程度していますか。（1つ選ぶ）

選択肢		H21		H27	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	とても親しく付き合っている	75	9.4%	89	9.0%
2	親しく付き合っている	265	33.1%	272	27.6%
3	あいさつをする程度	385	48.1%	525	53.3%
4	ほとんど付き合いはない	62	7.8%	87	8.8%
5	その他	10	1.2%	11	1.1%
6	無回答	3	0.4%	2	0.2%
合 計		800	100.0%	986	100.0%



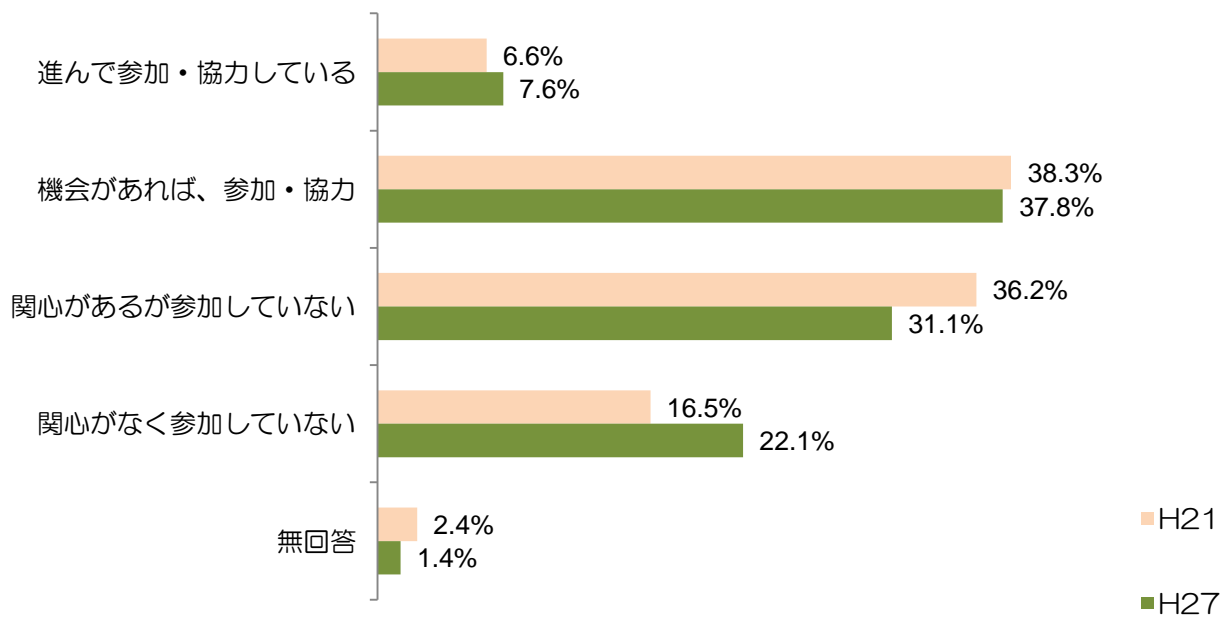
問2：問1で「4 ほとんど～」と回答された方に伺います。近所付き合いがない理由は、次のうちどれですか。（1つ選ぶ）

選択肢	H21		H27	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 仕事や家事や育児等で忙しい	10	16.1%	14	16.1%
2 現在の地域に住み始めて間もない	6	9.7%	16	18.4%
3 気の合う人、話の合う人が近くにいない	6	9.7%	9	10.4%
4 近所付き合いをしたいが、きっかけがない	12	19.4%	17	19.5%
5 あまり関わりを持ちたくない	24	38.7%	31	35.6%
6 無回答	4	6.4%	0	0.0%
合計	62	100.0%	87	100.0%



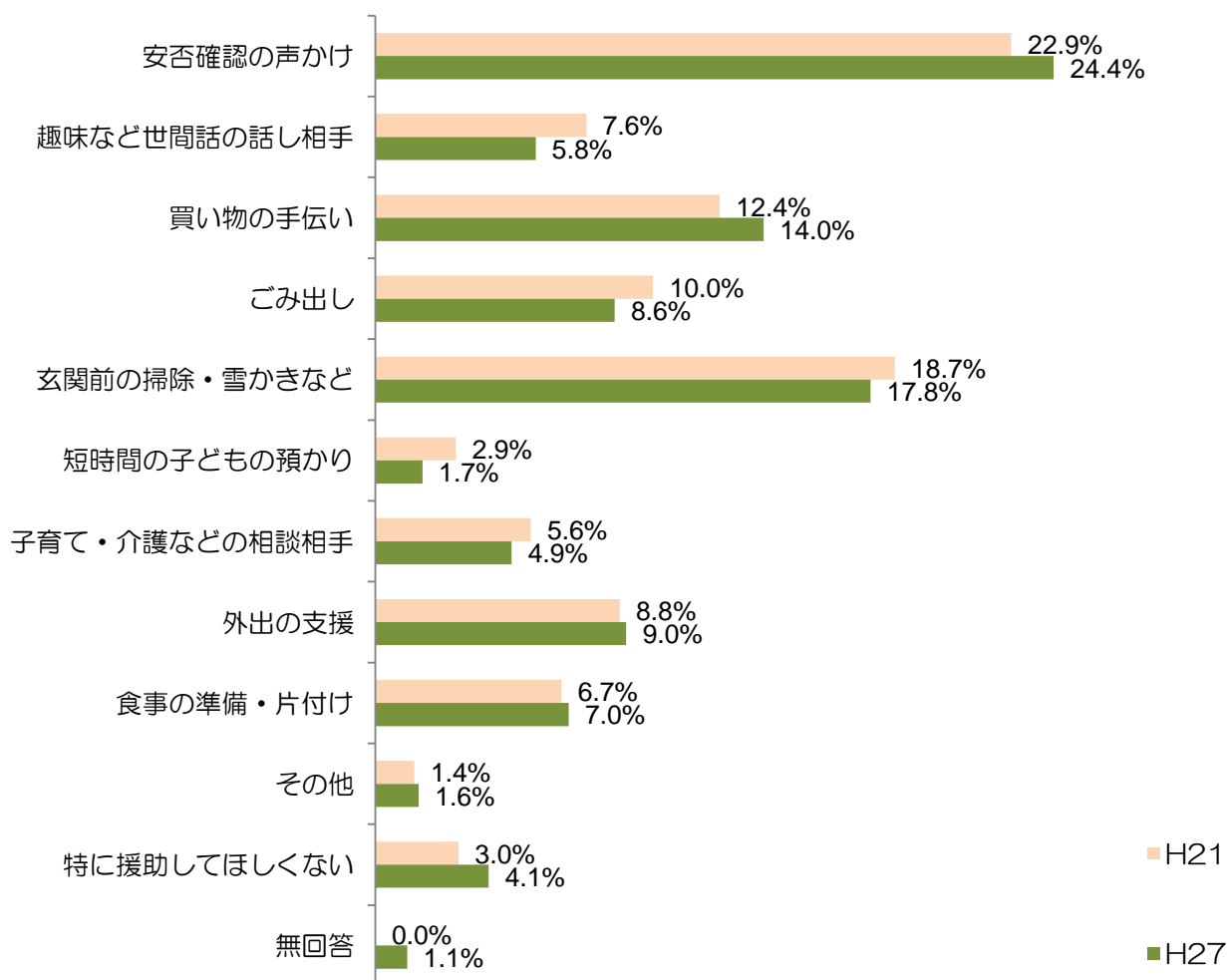
問3：あなたは、地域の行事や活動にどのように参加していますか。（1つ選ぶ）

選択肢		H21		H27	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	進んで参加・協力している	53	6.6%	74	7.6%
2	機会があれば、参加・協力	306	38.3%	373	37.8%
3	関心があるが参加していない	290	36.2%	307	31.1%
4	関心がなく参加していない	132	16.5%	218	22.1%
5	無回答	19	2.4%	14	1.4%
合計		800	100.0%	986	100.0%



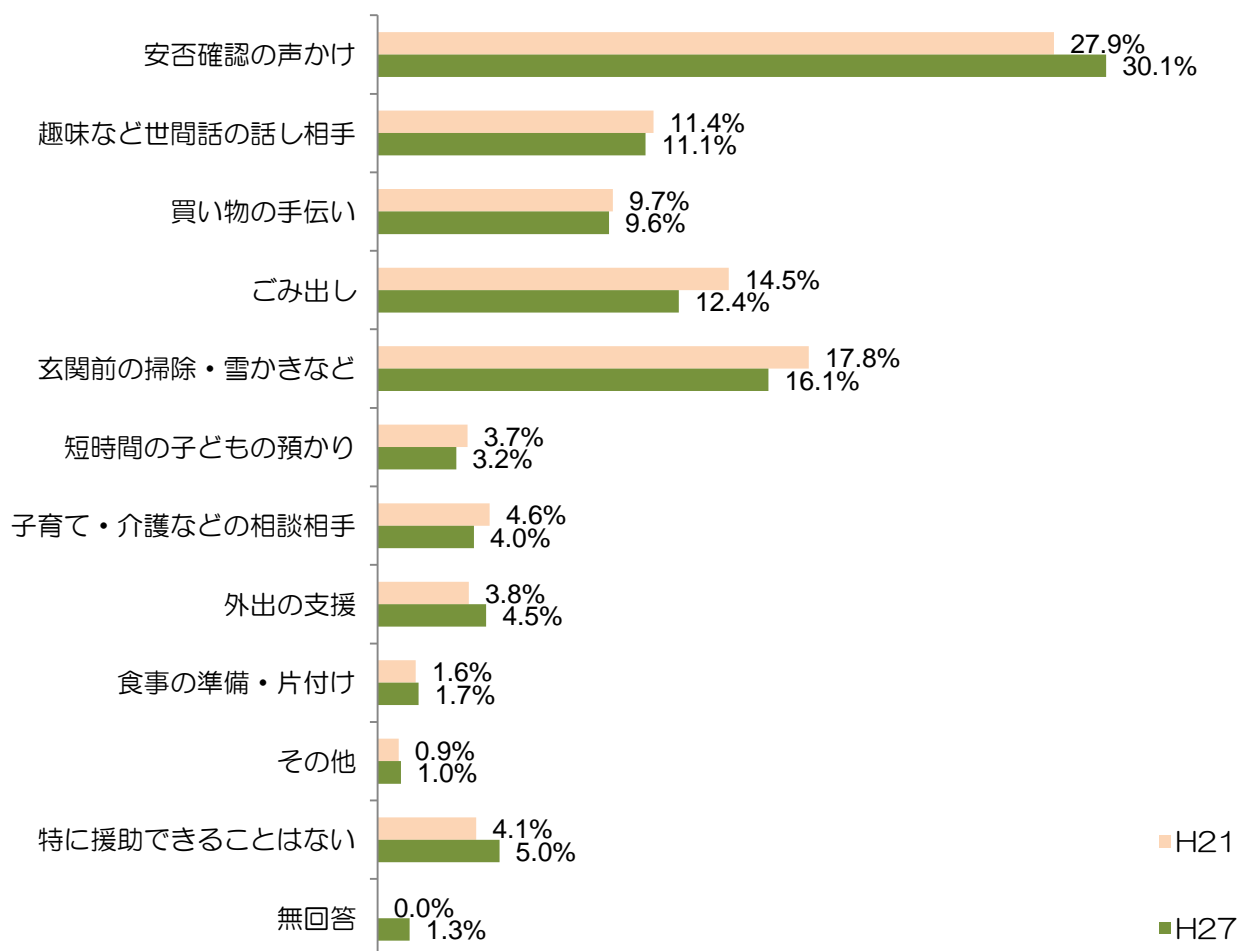
問4：あなたは、日常生活が不自由になったとき（高齢・病気・ケガなど）、地域でどのような援助をしてほしいと思いますか。（3つまで）

選択肢	H21		H27	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 安否確認の声かけ	436	22.9%	533	24.7%
2 趣味など世間話の話し相手	146	7.6%	126	5.8%
3 買い物の手伝い	237	12.4%	305	14.1%
4 ごみ出し	190	10.0%	188	8.7%
5 玄関前の掃除・雪かきなど	356	18.7%	389	18.0%
6 短時間の子どもの預かり	55	2.9%	37	1.7%
7 子育て・介護などの相談相手	106	5.6%	107	5.0%
8 外出の支援	168	8.8%	197	9.1%
9 食事の準備・片付け	127	6.7%	152	7.0%
10 その他	27	1.4%	34	1.6%
11 特に援助してほしくない	57	3.0%	89	4.1%
12 無回答	0	0.0%	25	1.1%
合計	1,905	100.0%	2,182	100.0%



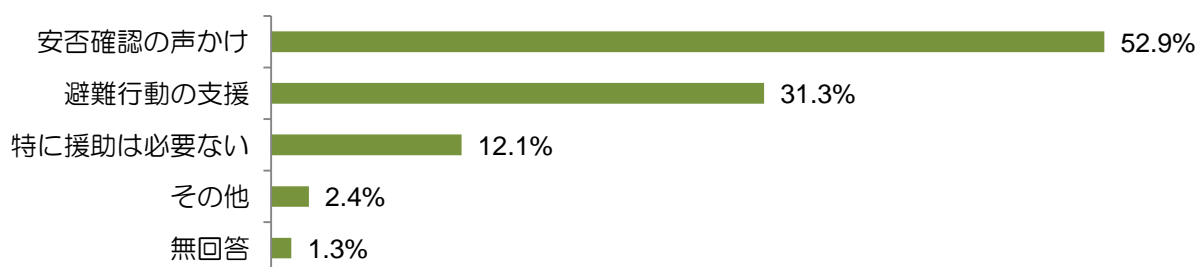
問5：地域の高齢者や障がい者、子育てなどで困っている人に対して、日常であなたができることはありますか。（3つまで）

選択肢	H21		H27	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 安否確認の声かけ	549	27.9%	658	30.5%
2 趣味など世間話の話し相手	224	11.4%	242	11.2%
3 買い物の手伝い	191	9.7%	209	9.7%
4 ごみ出し	285	14.5%	272	12.6%
5 玄関前の掃除・雪かきなど	350	17.8%	353	16.4%
6 短時間の子どもの預かり	73	3.7%	71	3.3%
7 子育て・介護などの相談相手	91	4.6%	87	4.0%
8 外出の支援	74	3.8%	98	4.5%
9 食事の準備・片付け	31	1.6%	37	1.7%
10 その他	17	0.9%	21	1.0%
11 特に援助できることはない	80	4.1%	110	5.1%
12 無回答	0	0.0%	29	1.3%
合計	1,965	100.0%	2,187	100.0%



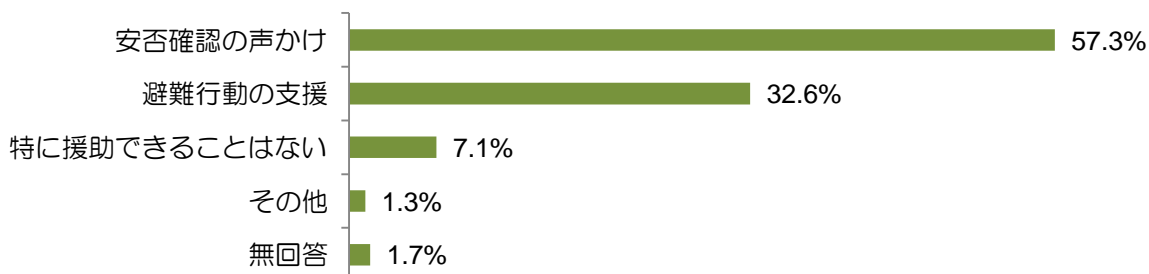
問6：地震や津波などの災害が発生した際に、どのような援助をしてほしいと思いますか。
(1つ選ぶ)

選択肢		H21		H27	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	安否確認の声かけ	設問なし		522	52.9%
2	避難行動の支援			309	31.3%
3	特に援助できることはない			119	12.1%
4	その他			23	2.4%
5	無回答			13	1.3%
合計				986	100.0%



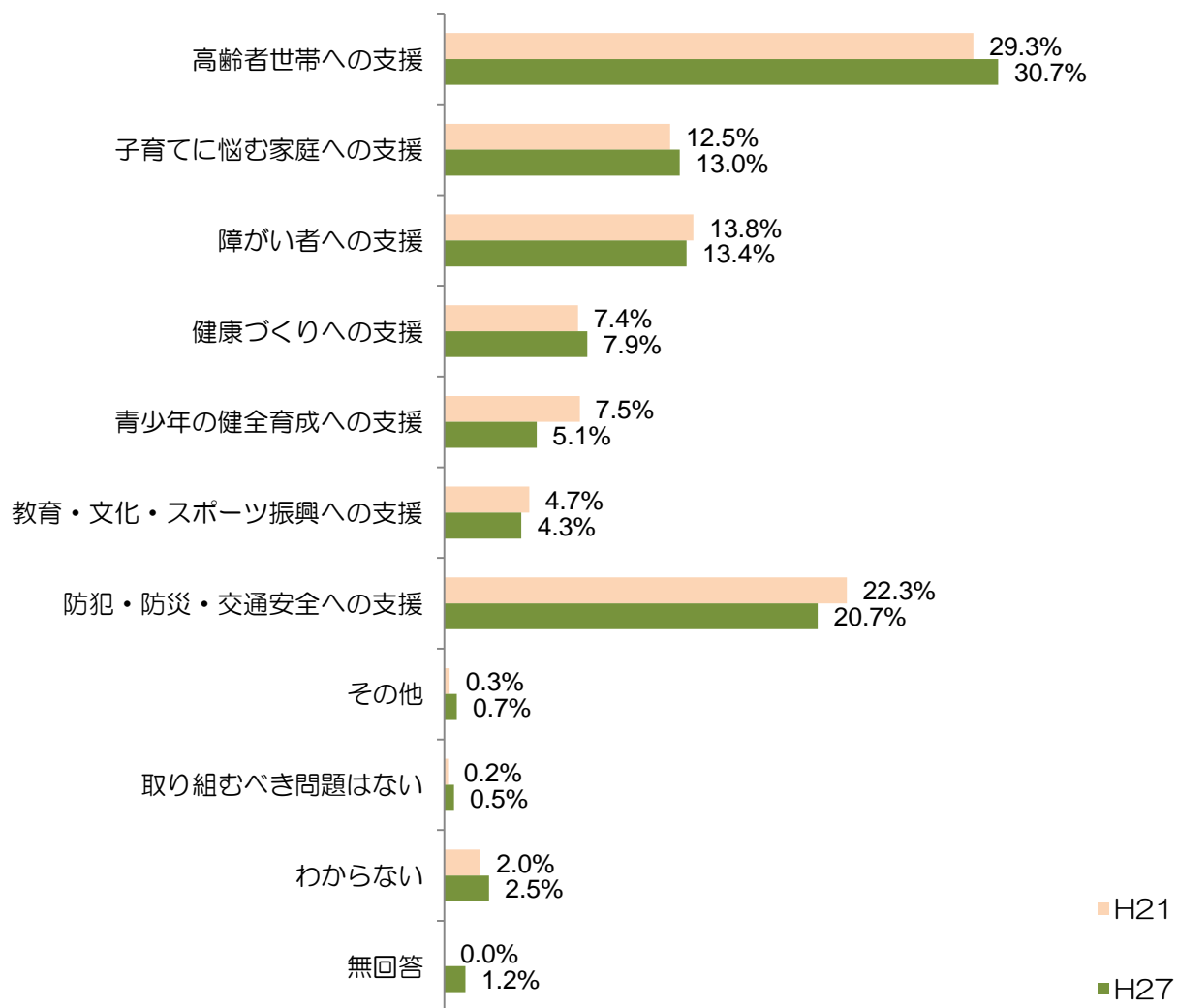
問7：地震や津波などの災害が発生した際に、隣近所の援助が必要な人に対して、あなたが
できることは何ですか。(1つ選ぶ)

選択肢		H21		H27	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	安否確認の声かけ	設問なし		565	57.3%
2	避難行動の支援			321	32.6%
3	特に援助できることはない			70	7.1%
4	その他			13	1.3%
5	無回答			17	1.7%
合計				986	100.0%



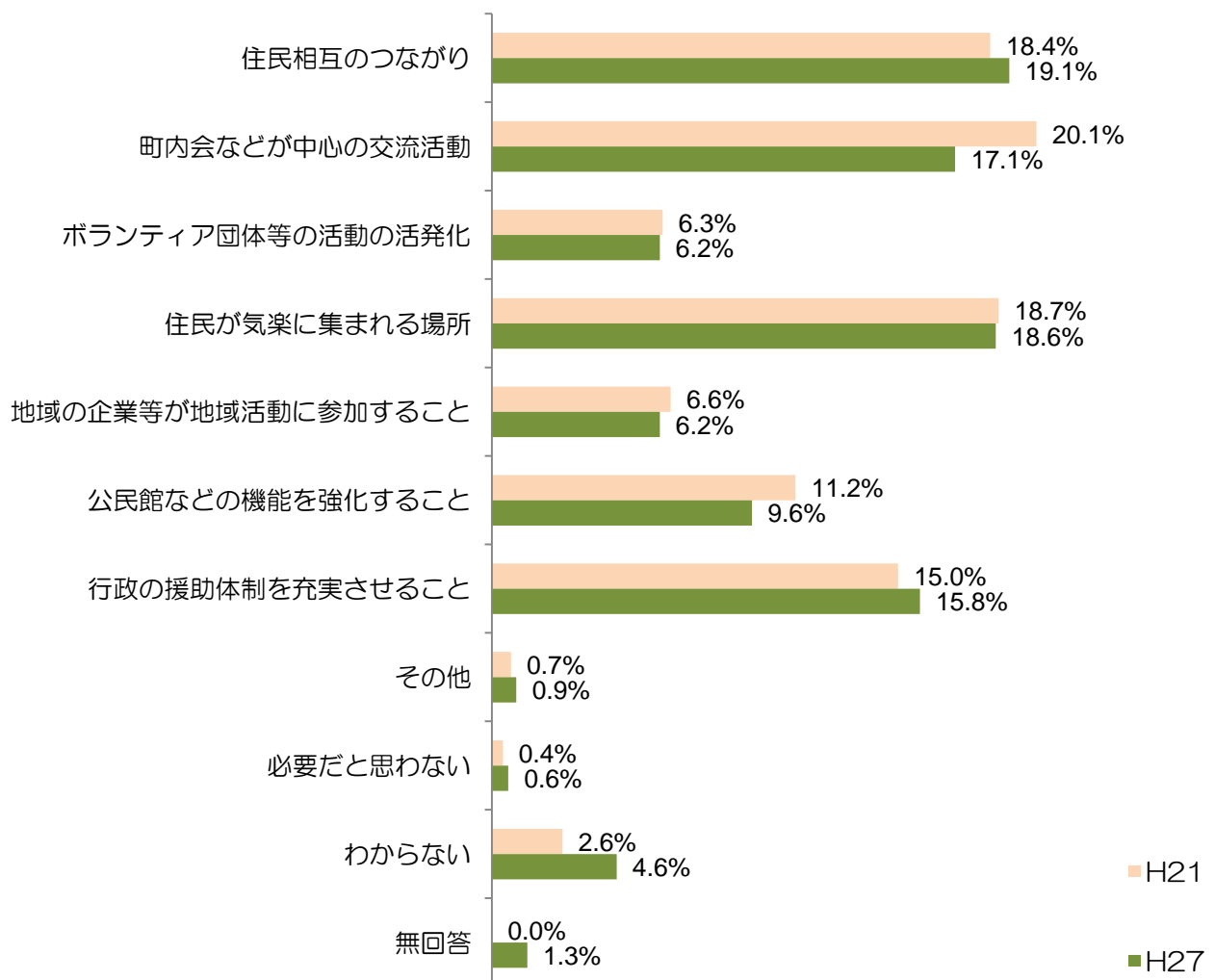
問8：次のうち、地域の人達が協力して取り組んでいくことが必要だと思うことはなんですか。（3つまで）

選択肢	H21		H27	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 高齢者世帯への支援	604	29.3%	755	30.7%
2 子育てに悩む家庭への支援	257	12.5%	321	13.0%
3 障がい者への支援	285	13.8%	330	13.4%
4 健康づくりへの支援	154	7.4%	195	7.9%
5 青少年の健全育成への支援	156	7.5%	126	5.1%
6 教育・文化・スポーツ振興への支援	97	4.7%	105	4.3%
7 防犯・防災・交通安全への支援	461	22.3%	509	20.7%
8 その他	7	0.3%	17	0.7%
9 取り組むべき問題はない	5	0.2%	13	0.5%
10 わからない	42	2.0%	61	2.5%
11 無回答	0	0.0%	29	1.2%
合計	2,068	100.0%	2,461	100.0%



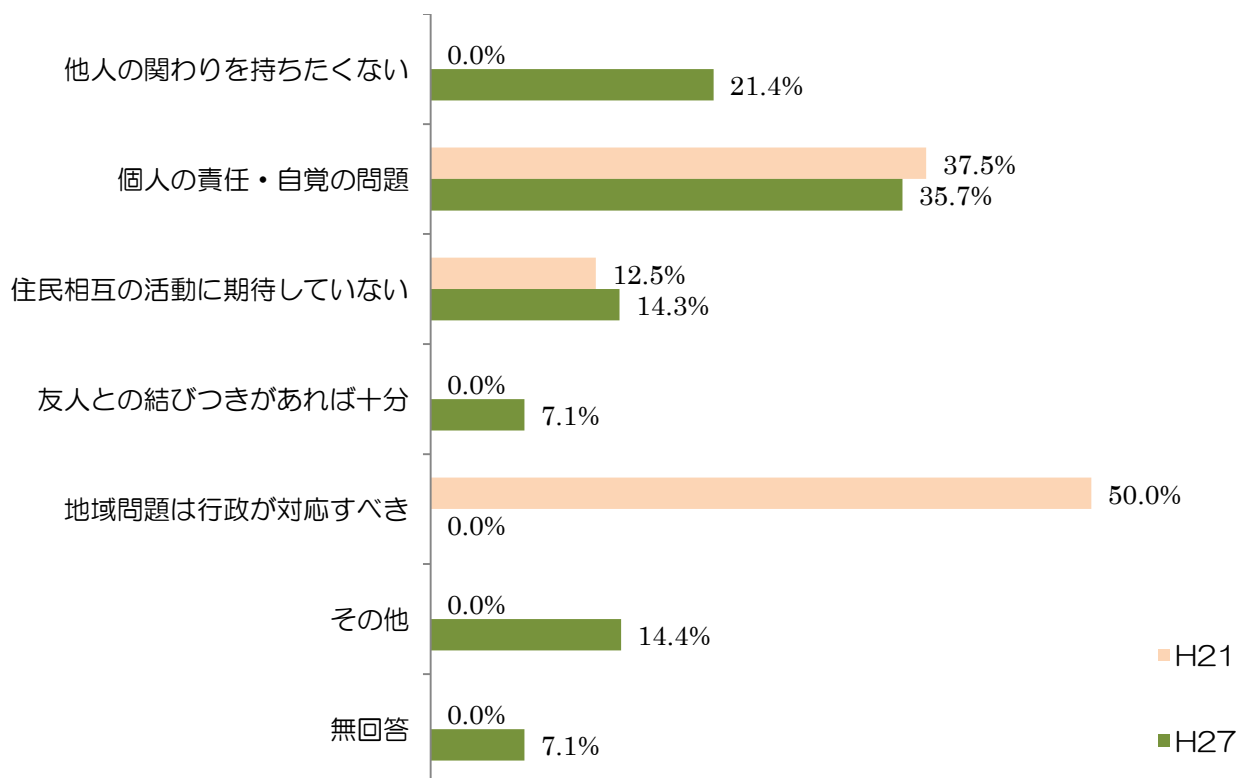
問9：地域社会の問題に対して、住民がお互いに協力していくためには、どんなことが必要だと考えますか。（3つまで）

選択肢	H21		H27	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 住民相互のつながり	354	18.4%	427	19.1%
2 町内会などが中心の交流活動	385	20.1%	381	17.1%
3 ボランティア団体等の活動の活発化	121	6.3%	137	6.2%
4 住民が気楽に集まれる場所を作ること	358	18.7%	414	18.6%
5 地域の企業等が地域活動に参加すること	126	6.6%	139	6.2%
6 公民館などの機能を強化すること	214	11.2%	213	9.6%
7 行政の援助体制を充実させること	287	15.0%	352	15.8%
8 その他	13	0.7%	19	0.9%
9 必要だと思わない	8	0.4%	14	0.6%
10 わからない	49	2.6%	102	4.6%
11 無回答	0	0.0%	29	1.3%
合計	1,915	100.0%	2,227	100.0%



問10：問9で「9 必要だと思わない」と回答された方に伺います。必要ないと思う理由はなんですか。（1つ選ぶ）

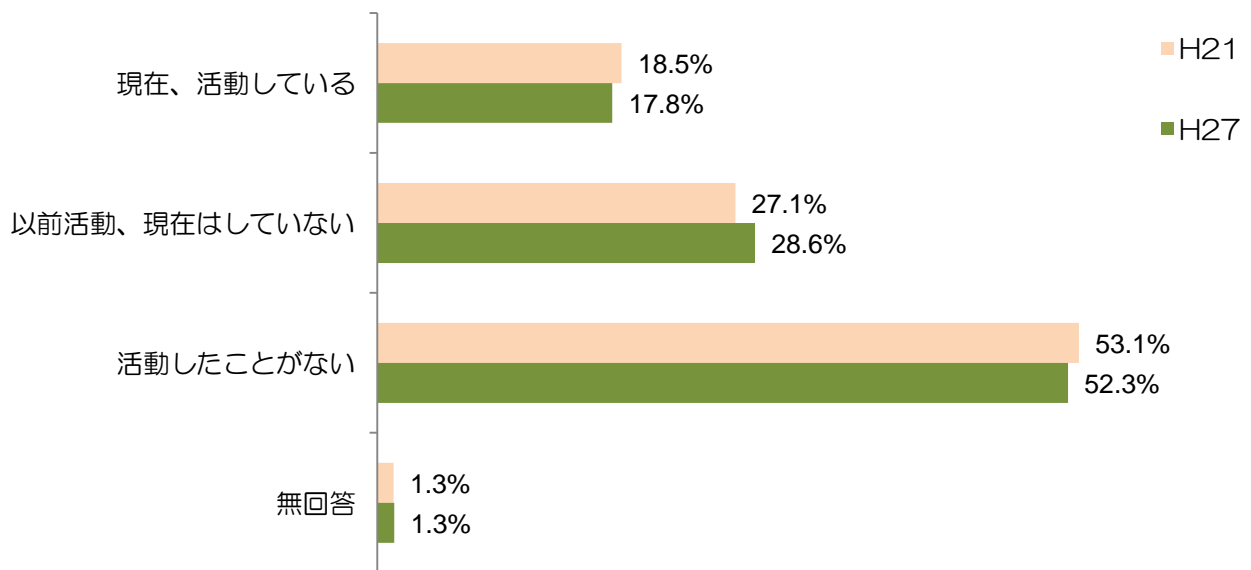
選択肢		H21		H27	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	他人の関わりを持ちたくない	0	0.0%	3	21.4%
2	個人の責任・自覚の問題	3	37.5%	5	35.7%
3	住民相互の活動に期待していない	1	12.5%	2	14.3%
4	友人との結びつきがあれば十分	0	0.0%	1	7.1%
5	地域問題は行政が対応すべき	4	50.0%	0	0.0%
6	その他	0	0.0%	2	14.4%
7	無回答	0	0.0%	1	7.1%
合計		8	100.0%	14	100.0%



3) 地域活動やボランティア活動について

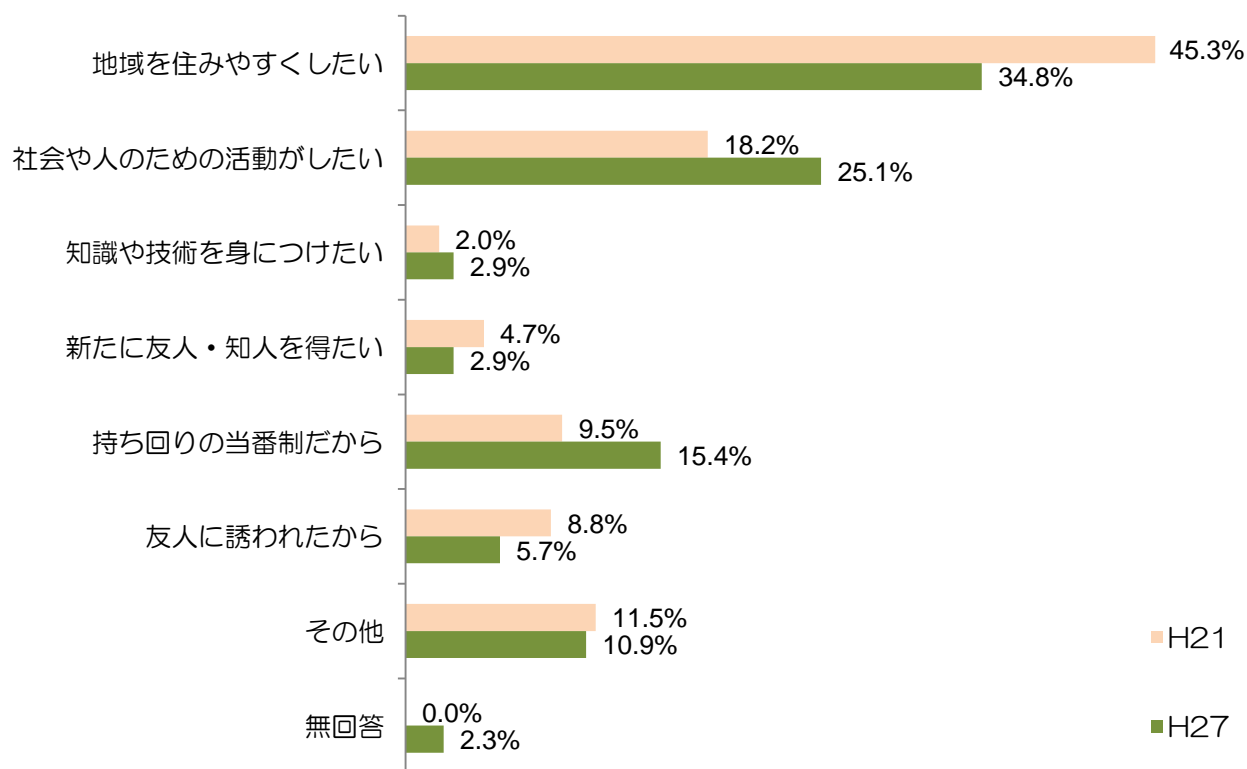
問11：あなたは、これまでに地域活動やボランティア活動をしたことがありますか。
(1つ選ぶ)

選択肢	H21		H27	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 現在、活動している	148	18.5%	175	17.8%
2 以前活動、現在はしていない	217	27.1%	282	28.6%
3 活動したことがない	425	53.1%	516	52.3%
4 無回答	10	1.3%	13	1.3%
合計	800	100.0%	986	100.0%



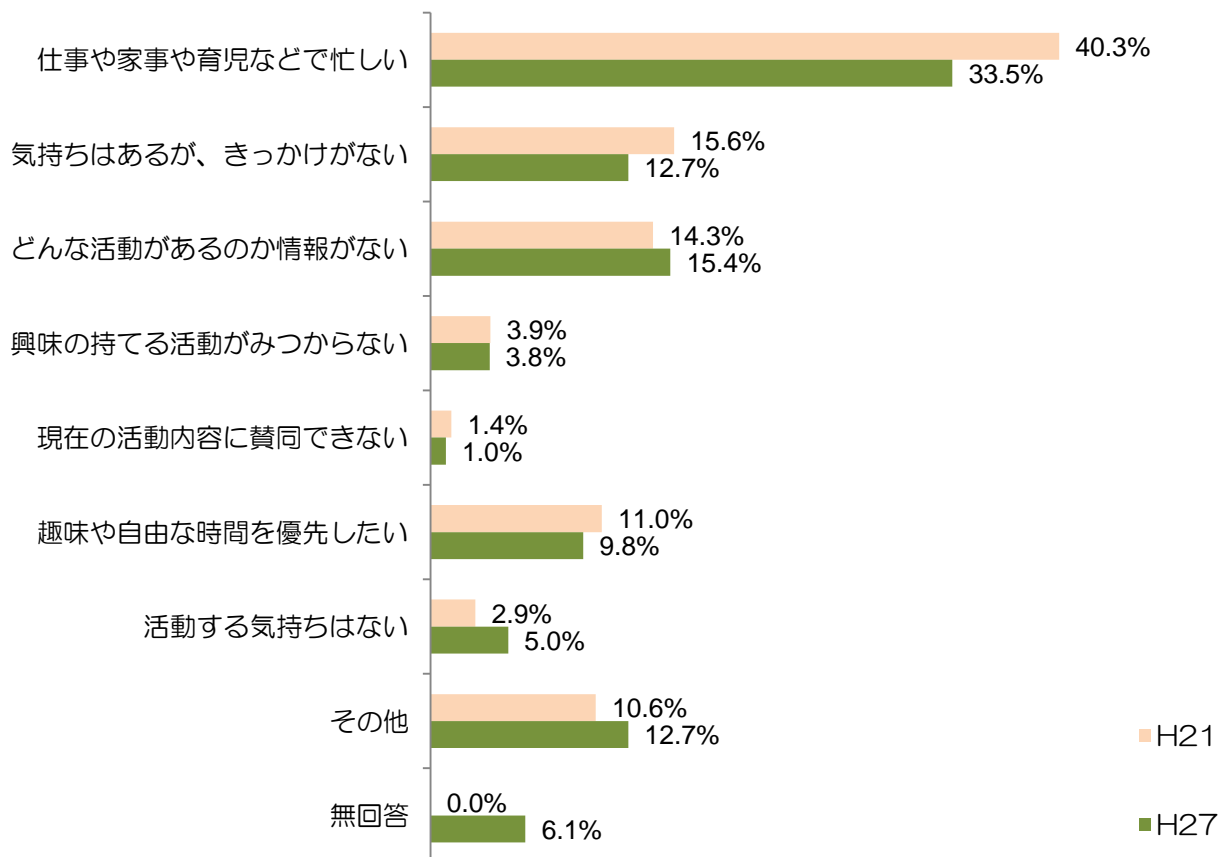
問12：問11で「1 現在、活動している」と回答された方に伺います。活動のきっかけはどのような理由ですか。（1つ選ぶ）

選択肢		H21		H27	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	地域を住みやすくしたい	67	45.3%	61	34.8%
2	社会や人のための活動がしたい	27	18.2%	44	25.1%
3	知識や技術を身につけたい	3	2.0%	5	2.9%
4	新たに友人・知人を得たい	7	4.7%	5	2.9%
5	持ち回りの当番制だから	14	9.5%	27	15.4%
6	友人に誘われたから	13	8.8%	10	5.7%
7	その他	17	11.5%	19	10.9%
8	無回答	0	0.0%	4	2.3%
合計		148	100.0%	175	100.0%



問13：問11で「2 以前～」または「3 活動したことがない」と回答された方に伺います。その理由はなんですか。（1つ選ぶ）

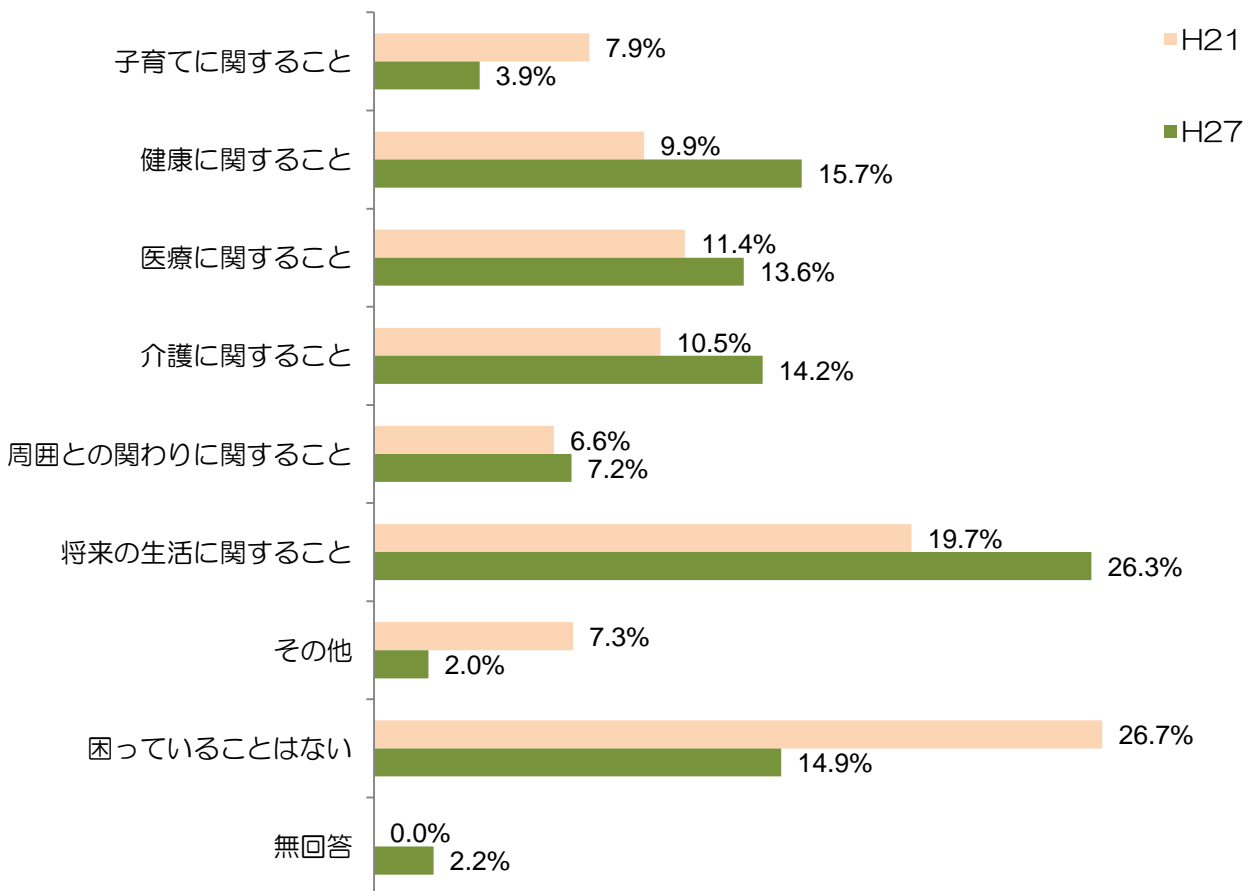
選択肢	H21		H27	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 仕事や家事や育児などで忙しい	209	40.3%	268	33.5%
2 気持ちはあるが、きっかけがない	81	15.6%	101	12.7%
3 どんな活動があるのか情報がない	74	14.3%	123	15.4%
4 興味の持てる活動が見つからない	20	3.9%	30	3.8%
5 現在の活動内容に賛同できない	7	1.4%	8	1.0%
6 趣味や自由な時間を優先したい	57	11.0%	78	9.8%
7 活動する気持ちはない	15	2.9%	40	5.0%
8 その他	55	10.6%	101	12.7%
9 無回答	0	0.0%	49	6.1%
合計	518	100.0%	798	100.0%



4) 福祉政策全般について

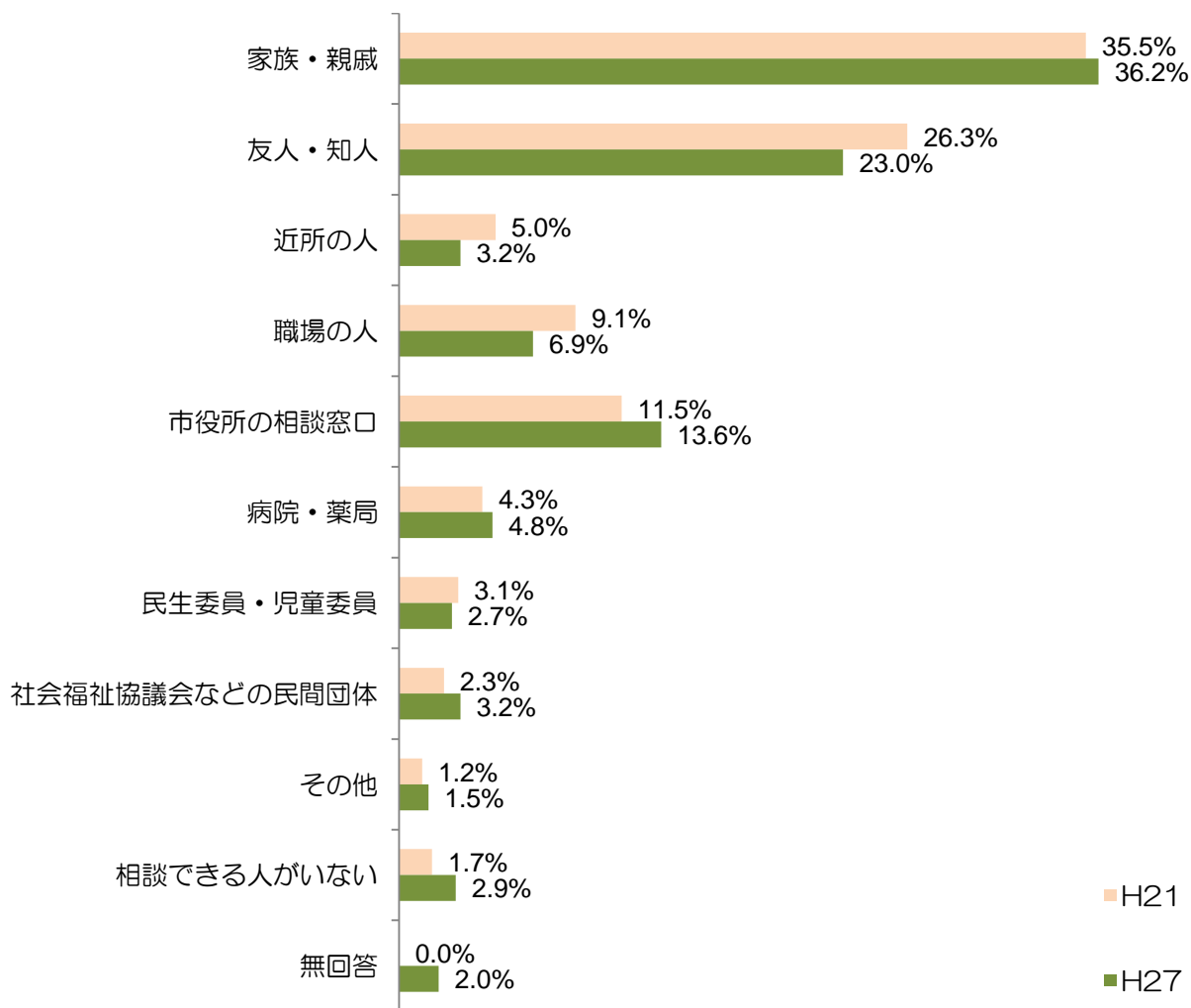
問14：あなたは、ふだん暮らしている中で、以下に関することで困っていることがありますか。(あてはまるもの全て)

選択肢	H21		H27	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 子育てに関すること	68	7.9%	62	4.0%
2 健康に関すること	84	9.9%	251	16.0%
3 医療に関すること	97	11.4%	217	13.9%
4 介護に関すること	89	10.5%	228	14.6%
5 周囲との関わりに関すること	56	6.6%	116	7.4%
6 将来の生活に関すること	168	19.7%	421	26.9%
7 その他	62	7.3%	32	2.0%
8 困っていることはない	227	26.7%	239	15.3%
9 無回答	0	0.0%	35	2.2%
合計	851	100.0%	1,601	100.0%



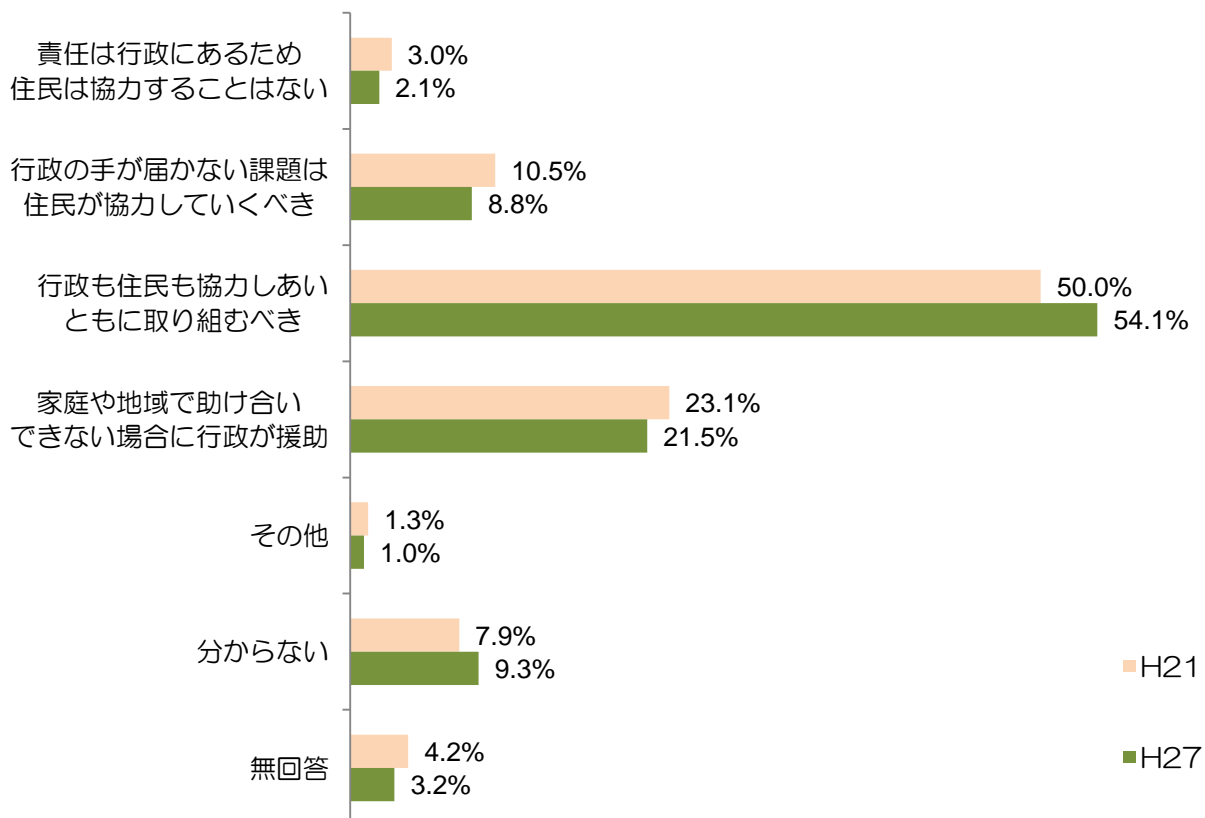
問15：あなたは、ふだん暮らしている中で困っていること（生活課題）を、誰に相談したいと思いますか。（3つまで）

選択肢		H21		H27	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	家族・親戚	627	35.5%	742	36.9%
2	友人・知人	464	26.3%	471	23.5%
3	近所の人	88	5.0%	65	3.2%
4	職場の人	161	9.1%	142	7.1%
5	市役所の相談窓口	203	11.5%	278	13.8%
6	病院・薬局	76	4.3%	99	4.9%
7	民生委員・児童委員	54	3.1%	56	2.8%
8	社会福祉協議会などの民間団体	41	2.3%	65	3.2%
9	その他	21	1.2%	31	1.5%
10	相談できる人がいない	30	1.7%	60	3.0%
11	無回答	0	0.0%	42	2.0%
合 計		1,765	100.0%	2,051	100.0%



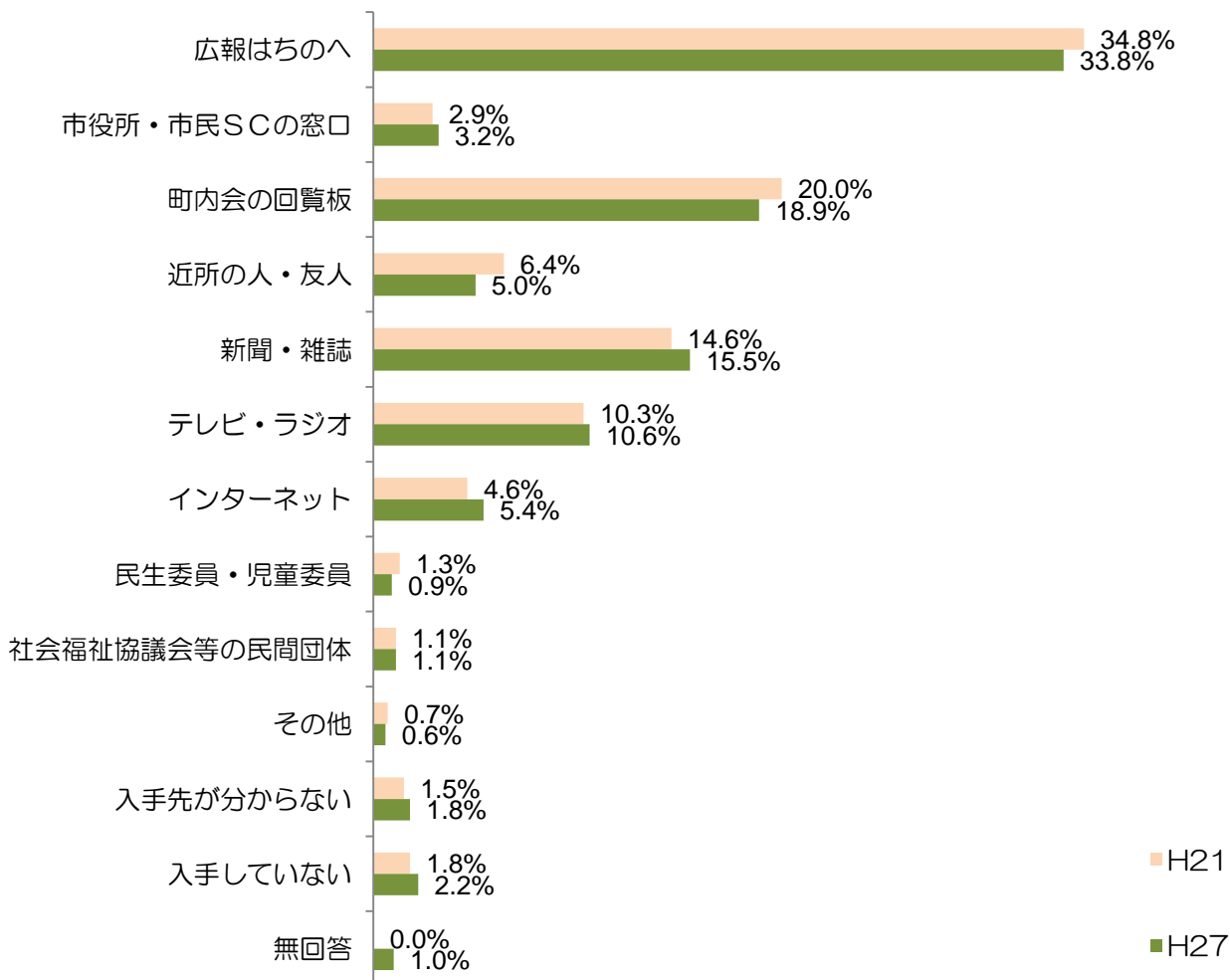
問16：ふだん暮らしている中で生活課題を解決するためには、行政と地域住民の関係はどうあるべきだと思いますか。（1つ選ぶ）

選択肢		H21		H27	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	責任は行政にあるため 住民は協力することはない	24	3.0%	21	2.1%
2	行政の手が届かない課題は 住民が協力していくべき	84	10.5%	87	8.8%
3	行政も住民も協力しあい ともに取り組むべき	400	50.0%	533	54.1%
4	家庭や地域で助け合い できない場合に行政が援助	185	23.1%	212	21.5%
5	その他	10	1.3%	10	1.0%
6	分からない	63	7.9%	92	9.3%
7	無回答	34	4.2%	31	3.2%
合 計		800	100.0%	986	100.0%



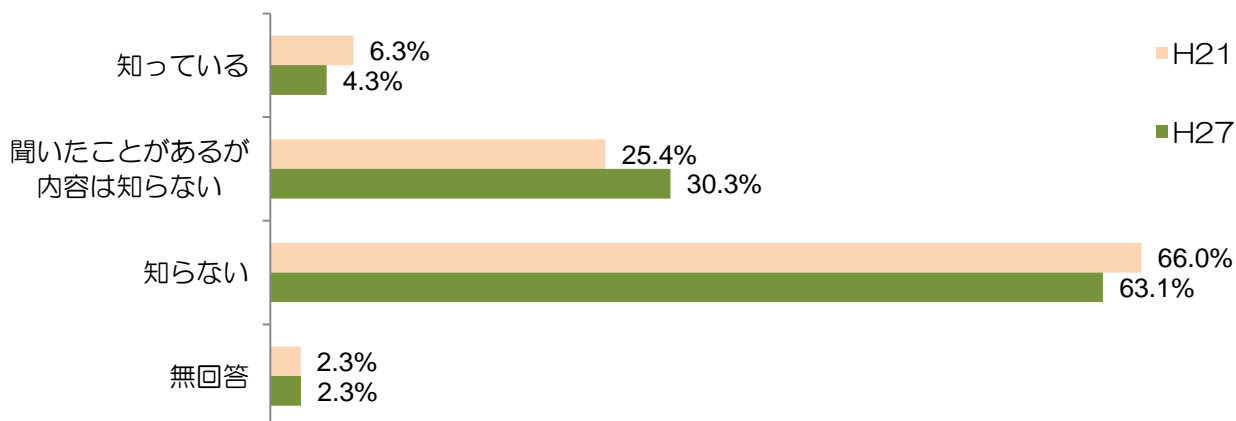
問17：市の保健や福祉に関する情報を、どのような方法で入手していますか。（あてはまるもの全て）

選択肢		H21		H27	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	広報はちのへ	676	34.8%	818	34.1%
2	市役所・市民SCの窓口	57	2.9%	77	3.2%
3	町内会の回覧板	388	20.0%	459	19.1%
4	近所の人・友人	124	6.4%	122	5.1%
5	新聞・雑誌	283	14.6%	375	15.6%
6	テレビ・ラジオ	200	10.3%	258	10.8%
7	インターネット	89	4.6%	132	5.5%
8	民生委員・児童委員	25	1.3%	21	0.9%
9	社会福祉協議会等の民間団体	21	1.1%	27	1.1%
10	その他	13	0.7%	15	0.6%
11	入手先が分からない	30	1.5%	44	1.8%
12	入手していない	37	1.8%	50	2.2%
13	無回答	0	0.0%	25	1.0%
合計		1,943	100.0%	2,423	100.0%



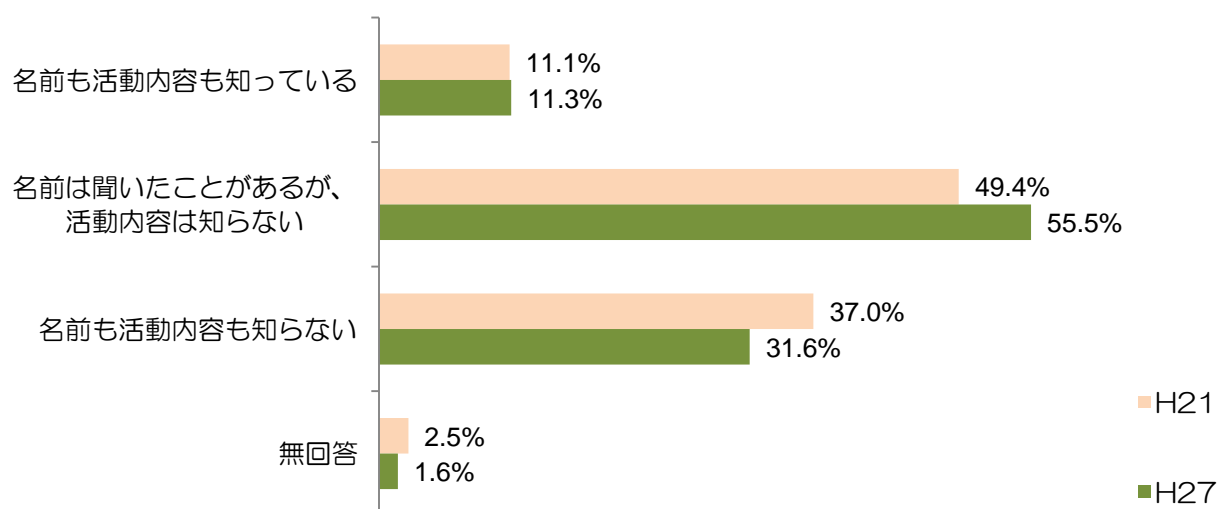
問18：あなたは「八戸市地域福祉計画」を知っていますか。

選択肢		H21		H27	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	知っている	50	6.3%	42	4.3%
2	聞いたことがあるが内容は知らない	203	25.4%	299	30.4%
3	知らない	528	66.0%	622	63.1%
4	無回答	19	2.3%	23	2.2%
合計		800	100.0%	986	100.0%



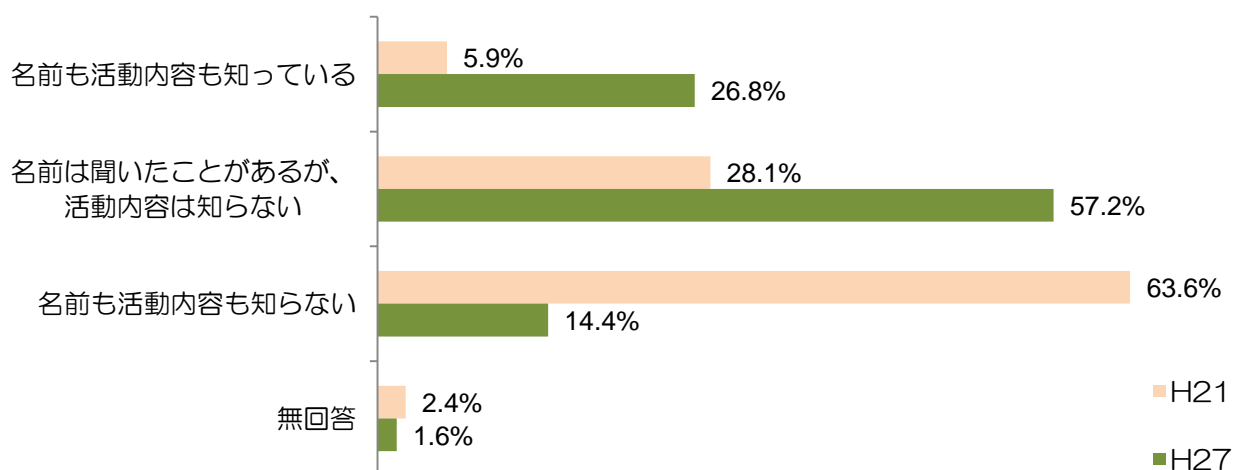
問19：あなたは、地域福祉の推進を目的として活動している「八戸市社会福祉協議会」を知っていますか。

選択肢		H21		H27	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	名前も活動内容も知っている	89	11.1%	111	11.3%
2	名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない	395	49.4%	547	55.5%
3	名前も活動内容も知らない	296	37.0%	311	31.6%
4	無回答	20	2.5%	17	1.6%
合計		800	100.0%	986	100.0%



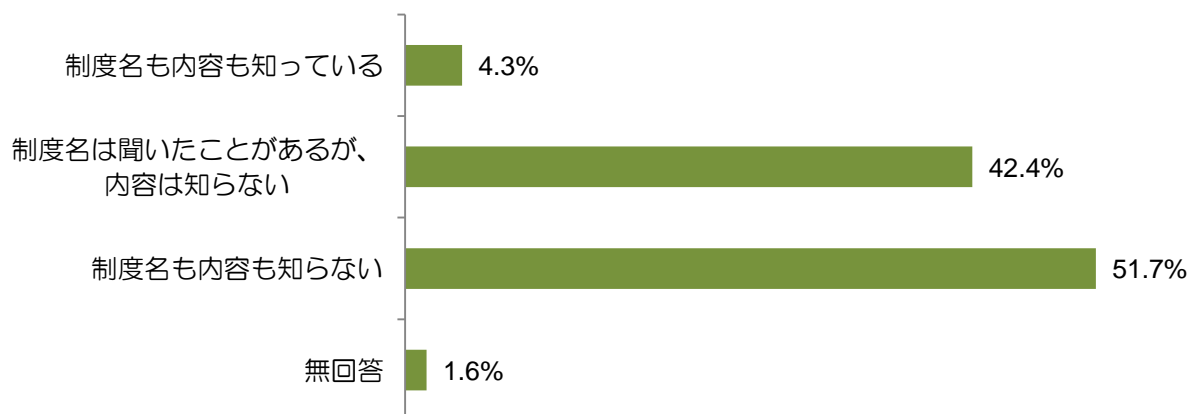
問20：あなたは、社会奉仕の精神をもって、住民からの相談受付や援助活動をしている「民生委員・児童委員」を知っていますか。

選択肢	H21		H27	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 名前も活動内容も知っている	47	5.9%	264	26.8%
2 名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない	225	28.1%	563	57.2%
3 名前も活動内容も知らない	509	63.6%	142	14.4%
4 無回答	19	2.4%	17	1.6%
合計	800	100.0%	986	100.0%



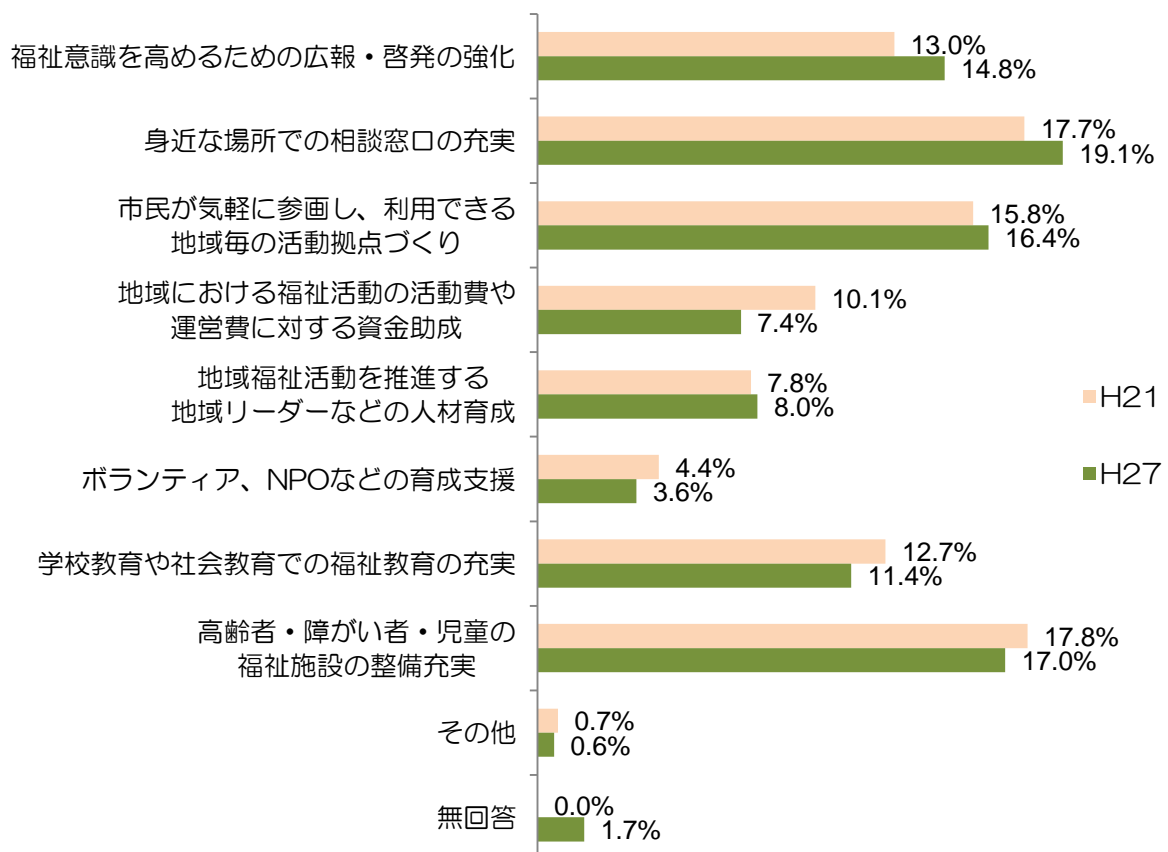
問21：仕事や生活に困っている方を支援するため、平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」が全国的に開始されました。あなたは、その内容を知っていますか。

選択肢	H21		H27	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 制度名も内容も知っている	設問なし		42	4.3%
2 制度名は聞いたことがあるが、内容は知らない			418	42.4%
3 制度名も内容も知らない			509	51.7%
4 無回答			17	1.6%
合計			986	100.0%



問22：今後、地域福祉を推進していくためには、行政の役割として、どのようなことが重要だと思いますか。（3つまで）

選択肢	H21		H27	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 福祉意識を高めるための広報・啓発の強化	244	13.0%	346	15.1%
2 身近な場所での相談窓口の充実	333	17.7%	446	19.4%
3 市民が気軽に参画し、利用できる地域毎の活動拠点づくり	298	15.8%	383	16.7%
4 地域における福祉活動の活動費や運営費に対する資金助成	190	10.1%	172	7.5%
5 地域福祉活動を推進する地域リーダーなどの人材育成	146	7.8%	186	8.1%
6 ボランティア、NPOなどの育成支援	83	4.4%	84	3.7%
7 学校教育や社会教育での福祉教育の充実	238	12.7%	267	11.6%
8 高齢者・障がい者・児童の福祉施設の整備充実	335	17.8%	397	17.3%
9 その他	14	0.7%	17	0.6%
10 無回答	0	0.0%	41	1.7%
合計	1,881	100.0%	2,339	100.0%



問23：今後、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、福祉サービスのあり方、地域福祉の進め方、保健・福祉行政への提言など、日頃皆様が考えていることを自由にご記入ください。（自由記述）

※御回答の中から、一部抜粋して掲載しています。

- 地域の人々と行政が一体となって取り組む必要がある。地域の人に地域福祉に関する情報を伝え、関心を高めるよう努力して頂きたい。
- 一人暮らしの人が増えているとの事。肩肘張らずに、のんびりお茶でも飲めるような、出かけるきっかけになる場所があったら良いと思ったりします。
- 地域の高齢者と子どもがふれ合える場所が少なすぎる。
- どんな相談にでも、ここへ行って相談すれば大丈夫という場所（窓口）が、自分の地域にあってほしいと思う。
- 災害時などに一人暮らしの方を避難させるときの協力体制作りのため、対象者の把握などがしやすいように、町内会での情報共有が必要。
- 普段から福祉サービスや地域福祉のありがたさなどの啓蒙活動が必要だが、やはり最後の砦は、近所の助け合いの負うところが多い。日ごろから町内会活動や近所の人々の目が役に立つ。そのような活動に行政が支援する型が望ましい。
- 他から居住してきた人が、安心して暮らせる街にしてほしい。医療機関を紹介してくれる窓口や、地域の行事がわかりやすく、誰でも参加しやすい案内をしてくれるとうれしいです。
- 子育てや介護をしても、会社の理解を得られず、勤務時間や休み等、自由がきかない場合が多いように感じる。地域の企業、経営者の理解、協力があれば助かる。
- 高齢者にわかりやすく、内容も充実した相談窓口が身近にあれば良いと思います。

- 障がい児や障がい者が楽しく働ける職場、職場環境がないです。もっと障がい者をよく理かいしてもらえる環境整備が必要だと思います。
- 小さいうちから学校教育で、高齢者施設の訪問などでのボランティア活動を通じ、奉仕の精神を育てる教育をした方がよいと思う。
- ”心”を大事にする福祉も考えて頂きたいです。
- 高齢者がもっと元気、健康であるために早い時期から努力する。お互いにもっと近所の方々とは勿論、町内活動も出来るだけ出席し、信頼関係を保つことが大事ではないでしょうか。
- まずは、となり近所のつき合いをしていくこと。そして、信頼関係を少しずつ重ねていくこと。それから地域を広めていく。自らの周りから、まちづくりは始まっていると考える。
- 今は仕事がありますので時間的制約はあると思いますが、ボランティア活動には興味（関心）があります。きっかけがないまま過ごしているのが現状です。
- 今時の若者（10～20代）は活動等を知って理解すれば、協力的で思いやりがある子が多い気がしますよ。もっと若い世代にアピールしてみれば良いのでは？
- 誰もが安心して暮らせるようにするためには、一人一人ができるだけ地域活動等に参加すること。そうして横のつながりを増やしていけば、何か困ったことがあった時に、お互い助け合ったりすることができるのではないのでしょうか。あいさつ程度でも、近所付き合いは大切だと思います。

アンケート調査への御協力、ありがとうございました。

■第3期八戸市地域福祉計画策定の経過

年 月 日	内 容
平成27年5～6月	アンケート調査（市民1,900名、市政モニター100名へ送付）
平成27年10月26日	八戸市健康福祉審議会 第2回社会福祉部会開催
平成27年11月30日	八戸市健康福祉審議会 第3回社会福祉部会開催
平成27年 月 日	八戸市健康福祉審議会 第4回社会福祉部会開催
	パブリックコメントの実施
	第2回八戸市健康福祉審議会開催

■八戸市健康福祉審議会 社会福祉部会 委員名簿

任期：平成25年6月26日～平成28年6月25日

区 分	団 体 ・ 役 職	氏 名
学 識 経 験 者	八戸市議会	坂本 美洋
	八戸短期大学幼児保育学科 教授	関川 幸子
	八戸市小学校長会	四戸 慶子
	東奥日報社 八戸支社 編集部長	舘花 光秀
福 祉 関 係 者	八戸市社会福祉協議会 事務局次長	浮木 隆
	青森県栄養士会八戸地区 運営委員長	伊藤 恵美子
	八戸市身体障害者団体連合会 会長	東山 国男
地域支援関係者	八戸市民生委員児童委員協議会 会長	高瀬 壽男
	八戸市老人クラブ連合会 常務理事兼事務局長	新坂 恒雄
	公募	熊谷 満美子

合計 10名

八戸市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例(平成19年八戸市条例第11号)第32条第7項の規定に基づき、八戸市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この規則の施行後最初に招集すべき審議会又は新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、健康福祉施策に関する専門の事項を調査審議するため、部会を置く。

2 部会の名称は、次のとおりとする。

(1) 健康・保健部会

(2) 介護・高齢福祉部会

(3) 障がい福祉部会

(4) 社会福祉部会

3 審議会は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて部会を置くことができる。

4 部会は、審議会の会長が指名した委員(次条第1項の規定により専門委員が置かれた場合にあつては、当該専門委員を含む。以下この条及び第7条において同じ。)をもって組織する。

5 部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。

6 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。

7 部会長は、部会の会務を掌理する。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、部会長は、この決議事項を次の審議会の会議において報告しなければならない。

10 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「審議会の会長」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第6条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(分科会)

第7条 部会に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 介護・高齢福祉部会に置く分科会の名称は、次のとおりとする。
 - (1) 地域密着型サービス運営委員会
 - (2) 地域包括支援センター運営協議会
- 3 分科会は、当該部会に属する委員のうちから、部会の部会長が指名した者をもって組織する。
- 4 分科会に分科会長及び副分科会長各1人を置く。
- 5 分科会長及び副分科会長は、当該分科会に属する委員の互選によって定める。
- 6 分科会長は、分科会の会務を掌理する。
- 7 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 分科会の決議はこれをもって部会の決議とすることができる。ただし、分科会長は、この決議事項を次の部会の会議において報告しなければならない。
- 9 第4条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(資料の提出の要求等)

第8条 審議会、部会又は分科会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、部会及び分科会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第29号)

この附則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月20日規則第61号)

この附則は、平成25年7月1日から施行する。

第3期 八戸市地域福祉計画

平成 28 年 3 月発行

発 行： 八戸市 福祉部 福祉政策課

住 所： 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目 1 番 1 号

電話番号： 0178-43-2111（内線 5013、5014）

Eメール： fukushiseisaku@city.hachinohe.aomori.jp

ホームページ： <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>



第3期八戸市地域福祉計画